

平成 29 年

第 8 回 東峰村議会定例会会議録

開会：平成 29 年 12 月 11 日

閉会：平成 29 年 12 月 14 日

福岡県東峰村議会

平成29年 第8回東峰村議会定例会

招集年月日 平成29年12月11日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成29年12月11日 9時30分
議長 大蔵 久徳
閉会日時及び宣告 平成29年12月14日 12時29分
議長 大蔵 久徳

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	○	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	教育長	室井昭博
副村長	岩橋忠助	総務課長	眞田秀樹
企画政策課長	小林純一	住民税務課長	岩橋一成
農林観光課長	梶原浩二	保健福祉課長	室井英信
建設水道課長	野寄和秀	教育課長	室井慶久
農林観光課長補佐	城辰也		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	日野正		

村長提出議案の題目

議案第30号	東峰村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について
議案第31号	東峰村長の給与の減額に関する条例の制定について
議案第32号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第33号	東峰村営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第34号	平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）について
議案第35号	平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について
議案第36号	平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について
認定第1号	平成28年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議員提出議案の題目

請願第 2号	「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度 2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書
発議第 4号	道路整備に必要な予算確保に関する意見書について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則118条)

8番 佐々木紀嘉議員

9番 長澤貞義議員

第8回 東峰村議会定例会会議録

平成29年12月11日

(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成29年 第8回東峰村議会定例会議事日程

平成29年12月11日開議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第30号 | 東峰村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第31号 | 東峰村長の給与の減額に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第32号 | 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第33号 | 東峰村営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第34号 | 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)について |
| 日程第11 | 議案第35号 | 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)について |
| 日程第12 | 議案第36号 | 平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について |
| 日程第13 | 認定第 1号 | 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第 2号 | 平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認 |

定について

日程第 15 認定第 3号 平成 28 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 16 認定第 4号 平成 28 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成29年第8回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般の報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 佐々木紀嘉議員、9番 長澤貞義議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る平成29年第8回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る12月4日に議会運営委員会を開催いたしました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の改正等が4件、平成29年度一般会計・特別会計の補正予算が3件、28年度決算認定が4件、請願が1件、予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日11日から18日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告に従い7名の議員の一般質問を予定いたしております。</p> <p>決算認定については、決算審査特別委員会を設置付託し、審議をしたいと思います。なお、決算書の朗読は行っておりませんので、今回も省略するこ</p>

	<p>といたします。</p> <p>14日には、決算審査特別委員会の総括質疑、討論、採決及び、本会議における質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いをいたしまして、報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日11日から18日までの8日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、12月11日から12月18日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p> <p>(事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。</p> <p>村長</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(9時37分)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(9時41分)</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めまして、おはようございます。</p> <p>本日、ここに平成29年第8回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にも関わりませず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>さて、7月の豪雨災害から早くも5カ月が過ぎましたが、村民の皆さんをはじめ、議会、県、各自自治体からの派遣職員並びに職員の皆さんの多大なるご支援、ご協力により、一步一步着実に復旧・復興が進んでいることに心から感謝を申し上げます。</p> <p>この間、基幹部分についての応急復旧はほぼ完了したものの、あまりにも</p>

災害の被害規模が大きく、本格的な復興に向けた取り組みは国の査定が終わった後になります。

先月末に上京したおりに、国会議員をはじめ中央省庁にも早期復興に係る要請をさせていただいたところでもあります。今後も被災された皆様方の支援を含め、1日も早い復興の実現に全力で取り組んでまいりますので、今後とも議員の皆様方のご協力とご理解を切にお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に執行部から提出しています議案等の提案理由等の説明を行います。

本定例会では、条例の制定について4件、補正予算について3件、決算認定について4件を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

議案第30号 東峰村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定につきましては、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務等に従事する任期付き職員を採用するため、地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律の規定に基づき条例を制定するものです。

議案第31号 東峰村長の給与の減額に関する条例の制定につきましては、東峰村長の給与について、期間を定めて給与を減額し、子育て支援に対する財政に資するため、本条例を制定するものです。

議案第32号 東峰村一般職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

議案第33号 東峰村営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、小石原上町団地を村営住宅として新規に設置するため、東峰村営住宅設置条例の一部を改正するものです。

議案第34号 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ8億2,233万5千円を追加し、歳入歳出総額を62億6,364万9千円とするものです。

8億2,233万5千円のうち7億6,017万4千円が災害関係となっております。

歳出の主なものは、一般管理費として人事院勧告による人件費、時間外勤務手当、災害派遣手当、長期派遣職員宿所借上げなどに1,760万1千円、文書広報費として、災害記録誌作成に240万円、財産管理費として復興応援イルミネーション、公用車の保険に117万円、地域新エネルギー導入事業費として324万円、光地域情報通信費として光ケーブル移設費252万円、民生費として国保会計への操出金293万6千円、環境衛生費として災害等廃棄物処理事業に3,300万円、農業振興対策費として農業用機械施設等災害復旧事業に1,899万円、商工振興費として復興支援地域商品券発行に係る補助金として561万2千円、観光事業費として道の駅第2販売

	<p>所設置事業に3,100万円、観光施設管理費として棚田親水公園及びいぶき館の修理費として1,580万円、道路維持費として災害時の応急復旧費7,500万円、村道改良事業として橋梁補修設計・点検費164万円、消防費として災害予測システム導入に150万円、災害復旧費として災害復旧総務費7,500万円、公共土木施設2億5,770万1千円、農地・農業用施設3,728万円、林道施設2億1,500万円、林業施設1,790万2千円、をそれぞれ計上しております。</p> <p>その主な財源としては国・県支出金、寄附金、基金繰入金、繰越金、村債を計上しております。</p> <p>議案第35号 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)につきましては、職員の人事院勧告による人件費と予備費に169万9千円を計上するものです。</p> <p>議案第36号 平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)につきましては、職員の人事院勧告による人件費と医療給付の増加額などについて1,428万5千円を計上するものです。</p> <p>認定第1号から第4号につきましては、平成28年度東峰村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算が整いましたので、地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。</p> <p>以上が執行部から提出している案件ですが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決、ご承認、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	次に、日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第12までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議 長	<p>次に、日程第6 議案第30号「東峰村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第30号「東峰村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成29年12月11日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしましては、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務等に従事する任期付き職員を採用するため、地方公共団体の一般職の</p>

任期付き職員の採用に関する法律の規定に基づき条例を制定するものでございます。

13ページをお願いいたします。

条例の内容でございます。

東峰村一般職の任期付き職員の採用に関する条例につきましては、第1条、趣旨にございますが、法律に基づいてですね、任期付き、概ね3年から5年になりますが、任期付きの職員の採用について規定をするものでございます。

法律による第3条、第4条、第5条の規定、条例で言いますと、第2条、第3条、第4条の規定に基づいて職員を採用するものでございます。

第2条第1項につきましては、高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有する者を、その者が有する識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる期間に採用をするものでございます。

2項につきましては、同様の要件でございますが、それぞれですね、各号によりまして、そういう高度な知識を持った方をですね、その期間において採用するというものでございます。

第3条につきましては、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、公務の能率的運営を確保するために必要である場合に任期を定めて採用することができる」と条文でございます。

第4条につきましては、それに基づきますですね、短時間勤務職員の任期を定めた条文でございます。

任期につきましては、法律の中でですね、3年、第2条によります分については、5年という規定がありまして、その範囲内において定める。その範囲内において任期が終了する者については、更新をすることができる。

このような部分が第5条、第6条の規定でございます。

第7条については、第2条第1項の規定により採用された職員についての給料表の適用でございます。

第2項、第3項、第4項につきましては、第2条第1項に基づき採用された職員についての部分で、特に第3項、第4項で、手当についてですね、特定任期付き職員と呼ばれますが、この方については管理職特別手当と期末手当の適用を受けますが、その他の住居手当や宿日直手当、管理職手当、勤勉手当等については、適用がないという条文でございます。

第8条については、第2条第2項、第3条及び第4条並びにとございますが、その部分で任期付き職員として採用された職員については、以下の表を採用するというものでございます。

2項から7項につきましては、その条文に基づいて、採用された職員につ

	<p>いては、先ほどの分と違いまして、それぞれの手当についての適用除外の規定はございませんので、その分についてはこの中で謳っているもの、ただ、昇給というものはしないという形となっております。</p> <p>あと短時間勤務につきましては、扶養手当と住居手当については、適用しないという条文になっているところがございます。</p> <p>規則への委任、第9条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則、施行期日につきましては、この条例は、平成30年1月1日から施行する、等になっているものでございます。以上です。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 議案第31号「東峰村長の給与の減額に関する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>続きまして、18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第31号「東峰村長の給与の減額に関する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成29年12月11日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由として、東峰村長の給与について、期間を定めて給与を減額し、子育て支援に対する財政に資するため、条例を制定するものでございます。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村長の給与の減額に関する条例の制定について</p> <p>東峰村長の給与の減額に関する条例を次のように定める。</p> <p>第1条、平成29年の10月の20日から平成33年10月19日までの間における東峰村長の給料月額、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により給料の月額から、その100分の20に相当する額を減じて得た額とする。</p> <p>第2条、前条に定める期間において、東峰村特別職の職員の給与に関する条例第4条における村長の給料月額は、前条において得た額とする。</p> <p>期末手当につきましても、減額後の給料に基づいて算定をするという条文が2条がございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行し、平成29年10月20日から適用する。以上です。</p>
日程第8	
議長	<p>次に、日程第8 議案第32号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p>

	総務課長
総務課長	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第32号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成29年12月11日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由として、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条の2につきましては、初任給調整手当の金額の変更、これにつきましては、県の人事委員会のですね、勧告によりまして、金額が上がっているということでございます。</p> <p>17条、宿日直手当につきましては、これまでに条例の中に医師の宿日直手当についての条項がございませんでした。これについては、県の条例に準じてですね、医師の宿日直勤務にあつては2万円という形で、改正をさせていただくものでございます。</p> <p>20条につきましては、人事院勧告によってですね、一時金の分が4.3月から4.4月になるということで、その分の本年度支給についての12月支給の調整分の条例でございます。</p> <p>次、附則の13条につきましては、それに対応する部分の55歳以上の特定職員の1.5%減額に関する部分の規定となっております。</p> <p>23ページ以降は、それぞれ行政職の給料表と医師職の給料表の改正案を載せていただいているものでございます。</p> <p>32ページをお願いいたします。</p> <p>第2条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例を次のように改正する。</p> <p>これにつきましては、先ほどの人事院勧告の部分についてですね、この文言の改正については、平成30年3月31日をもって、先ほど申しました特定職員に関する分の1.5%減額という条項が削除されます。</p> <p>削除については、34ページ、35ページの部分の改正条文になっております。その関係で、附則を適用する部分の本文の文章についてですね、改正や文言の修正を行っているところでございます。</p> <p>33ページの中段以降、勤勉手当につきましては、先ほどの人事院勧告に基づいた手当の変更について、平成30年4月以降の支給率について、定められているところの改正分でございます。</p>

	<p>38ページをお願いいたします。</p> <p>附則1、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2、第1条の規定、(東峰村一般職の職員の給与に関する条例第17条の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成29年4月1日から適用する。</p> <p>給与の内払、3、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。という形の改正になっているところでございます。以上です。</p>
日程第9	
議長	<p>次に、日程第9 議案第33号「東峰村営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>39ページをお願いいたします。</p> <p>議案第33号「東峰村営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成29年12月11日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由、村営住宅を新規に設置するため、東峰村営住宅設置条例の一部を改正するものである。</p> <p>40ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村営住宅設置条例の一部を改正する条例</p> <p>東峰村営住宅設置条例の一部を次のように改正する。</p> <p>東峰村営住宅設置条例、新旧対照表です。</p> <p>左が改正案、省略してあります。右が現行ということで、41ページ、別記1、改正案でございます。</p> <p>名称が小石原団地、南の原団地とありまして、最下段、小石原上町団地、東峰村大字小石原613番地3を新規に追加するものであります。</p> <p>42ページ、現行の部分に、先ほどの欄を追加しております。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>以上、提案いたします。</p>
日程第10	
議長	<p>次に、日程第10 議案第34号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p>

	総務課長
総務課長	<p>43ページをお願いいたします。</p> <p>議案第34号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）」平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,233万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,364万9千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p> <p>平成29年12月11日提出、村長名でございます。</p> <p>44ページ、45ページが第1表、歳入歳出予算補正になります。</p> <p>歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、村債により、8億2,233万5千円の補正額を計上しております。</p> <p>内容につきましては、事項別明細の中で説明をしたいと思います。</p> <p>歳出につきましては、総務費、民生費、保健衛生費、農林水産費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費で、総額8億2,233万5千円の補正予算を計上しております。</p> <p>47ページをお願いいたします。</p> <p>第2表、地方債の補正につきまして、臨時財政対策債、補正前5,500万円、補正後4,986万3千円。これにつきましては、臨時財政対策債の許可、借入限度額の通知が決定したことによりまして減額しているものでございます。</p> <p>過疎対策事業債、商工債として補正前が580万円、補正後が4,230万円。</p> <p>増につきましては、道の駅及び商品券の販売の補助金について、3,650万円の増額をしております。</p> <p>災害復旧事業債、補正前5,170万円、補正後9,357万5千円。これにつきましては、災害復旧事業の国庫補助残についての起債の金額になっております。</p> <p>50ページをお願いいたします。</p> <p>事項別明細書の詳細部分になります。</p> <p>歳入につきまして、7款1項1目地方交付税は1,965万4千円の減、</p>

これは、29年の地方交付税の普通交付税の算定の決定による減額です。

11款2項3目保健衛生費国庫補助金については、災害等廃棄物処理事業費補助金に2,000万円、5目農林水産費国庫補助金、経営体育成支援事業補助金1,164万5千円。これにつきましては、12款2項の4目農林水産費県補助金の経営体育成支援事業の国、県分でございます、これについては、農業用機械施設等の災害復旧事業に充てる国、県の補助金でございます。

土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金として4,060万円の減。

9目災害復旧費国庫補助金、公共土木施設災害復旧費国庫補助金として2億3,750万円。

農林水産業施設災害復旧費国庫補助金として2億425万円、これについては、林道施設災害の分の国庫補助金でございます。

12款2項2目民生費県補助金、重度障害者医療費県補助金として36万1千円。

4目2節林業費の県補助金として、森林林業再生基盤づくり交付金1,790万2千円。これにつきましては、災害復旧費の中の林業施設の災害復旧に充てる県費の補助金となっております。

14款1項1目寄附金、一般寄附金、見舞金としていただいております7,000万円とふるさと納税の3,700万円。11月末日分のですね、確定分の数値についてここで計上させていただいております。

15款2項1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金として9,571万9千円。

16款繰越金、16款1項1目繰越金、前年度繰越金として7,042万9千円の補正を計上しております。

18款村債、1目総務債については、臨時財政対策債の513万7千円の減。

5目商工債については、プレミアム付商品券事業と道の駅の第2販売所設置事業について3,650万円。

災害復旧事業債として4,187万5千円の歳入予算の計上となっております。

52ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務課の所管部分を説明させていただきます。

2款1項1目一般管理費、一般管理費につきましては、職員手当が1,386万1千円、7節の賃金として臨時職員の賃金で50万円、14節使用料及び賃借料として、派遣職員の宿泊施設の借上料として270万円の増。

2目文書広報費、委託料として、災害記録誌作成委託240万円。これにつきましては、80ページのフルカラーで3,000部を発行するところで、

	<p>計画をしているところでございます。</p> <p>5目財産管理費として、12節役務費、公用自動車保険料15万円。これにつきましては、災害応援等で公用車、リース等がですね、車両等が増えておりますので、その分に対応する保険料の増額でございます。</p> <p>13節委託料、施設管理委託料については、仮設住宅の集会施設の掃除等を行っていただいておりますので、その分に関する管理委託という部分で2万円を計上、イルミネーション委託料については100万円。場所については、岩屋駅前の樹木について、イルミネーションをするところで計画をしているところでございます。</p> <p>54ページをお願いいたします。</p> <p>中段、9款1項3目消防施設費、委託料として150万円の補正を計上しております。これについては、防災予測のシステムの導入ということで、今のところ考えておりますのは、通常的气象庁等のデータにですね、村のハザードマップや土質等ですね、情景を加味して、より閾値等の設定により、細かに判断ができる防災の、災害等ですね、発生の予測システムの導入を今のところ計画をしているところでございます。</p> <p>総務課の分につきましては、以上です。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課で所管するところの補正についてのご説明をいたします。</p> <p>52ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項18目地域新エネルギー導入事業費ということで、324万円の補正をお願いしてところでございます。</p> <p>内容といたしましては、13節委託料でございます、木質バイオマス導入基本設計委託料として86万4千円をお願いしたいと思っております。</p> <p>これにつきましては、いずみ館に薪ボイラーを導入するにあたっての基本設計料となります。この基本設計に基づきまして、国庫補助の申請を行いたいと思っております。</p> <p>その下ですね、測量調査委託料237万6千円につきましては、薪ボイラーの燃料となる木材の一時保管場所、ストックヤードと申しておりますけど、ストックヤードに係るものでして、こちらも併せてですね、国庫補助の申請を行いたいと思っております。</p> <p>この木質バイオマスボイラーの導入につきましては、昨年度に調査事業を行っております。薪ボイラーの導入であれば採算が取れるというような結果に、調査結果をいただきましたので計上をしているところでございまして、また7月の豪雨災害を受けまして、大量に流木等が発生しているわけでございますけれども、こういった有効活用等を図るためにも、ボイラーの導入を進めていく方向での補正を計上させていただいたところでございます。</p>

	<p>その下の22目光地域情報通信費252万円、内容といたしましては需用費で、光ケーブルの移設費でございます。こちらのほう当初予算から足りなくなっておりますので、今回補正をお願いしたところでございます。</p> <p>それから53ページ、7款2項3目観光施設管理費1,810万円の補正をお願いしているところでございます。内容につきましては、需用費に1,580万でございます。指定管理施設の修繕料として計上をさせていただいております。</p> <p>中身といたしましては、棚田親水公園に係ります土砂それから流木の撤去費として1,100万円。それから、いぶき館についての修繕料を480万円を考えております。</p> <p>それから、15節工事費230万円でございますが、こちらにつきましては、岩屋キャンプ場とぼーん太の森キャンプ場に係ります火災報知機の設置工事費でございます。</p> <p>災害前にですね、豪雨災害前に消防署のほうの立ち入りの検査がございまして、そのときに改善の指摘がございましたので、それに対応する補正でございます。以上です。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>保健福祉課の所管するところの補足説明をいたします。</p> <p>52ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項3目国民健康保険基盤安定費でございますが、28節の操出金で職員給与の改正に伴いまして17万3千円と国保会計の療養費等の補正に伴いまして、その他操出金が276万3千円、これは国民健康保険特別会計の操出金でございます。</p> <p>4目重度障害者医療、20節の扶助費でございますが、扶助費の不足が見込まれますので、72万2千円を補正するものでございます。</p> <p>53ページをお願いします。</p> <p>6目ひとり親家庭等医療費で、23節償還金利子及び割引料でございますが、平成28年度県補助金の精算に伴いまして返還する金額でして、69万3千円の補正でございます。</p> <p>3款2項1目児童福祉費、これも23節ですが、平成28年度こども医療県補助金の精算に伴いまして返還する金額でございまして、50万2千円。</p> <p>4款1項8目母子保健事業でございまして、これも23節で、28年度療育医療費等の精算に伴いまして返還する7万7千円を計上するものでございます。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>53ページをお願いいたします。</p> <p>4款保健衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費3,300万円を補正</p>

	<p>させていただきます予定にしております。</p> <p>節の項ですけれども、内訳といたしまして15節工事請負費、こちらにつきましては、前回の補正です、災害等廃棄物処理事業ということで、工事請負費1,500万円を計上させていただいておりましたが、この件につきましては早期の撤去、これは全壊家屋に対する工事費ということでございましたけれども、早期の撤去、復旧を図るためにですね、償還払いへの対応をさせていただきたいということで、19節のほうへの組み替えということで、お願いをしたいと思っております。</p> <p>それに伴いまして19節負担金補助及び交付金、こちらにつきまして4,800万円の増額を、補正をさせていただきたいと考えております。</p> <p>内訳といたしまして、今回の災害に係ります災害等廃棄物処理事業に係る補助金ということで、先ほどの全壊家屋、こちらは当初15軒で、1軒100万円、1,500万円という予定でございましたが、申請がですね、全壊家屋17軒あがっております。1軒当たりの工事費が、ちょっと100万計算でしたけれども、家屋面積とかということで、工事費が若干増額する部分もございます。ですので、その17軒の全壊家屋の撤去費。</p> <p>それから、村の単独ではございますが、その他の大規模半壊それから半壊、小屋等の撤去費といたしまして、合計で、今回4,800万円を補正をさせていただきたいというふうな形で、提案させていただいております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>農林観光課長</p>
<p>農林観光課長</p>	<p>53ページをお願いいたします。</p> <p>6款1項4目農業振興対策費です。</p> <p>農業用機械施設等災害復旧事業に1,899万円を計上しております。これは、この復旧事業の国庫補助の対象になる分について、補助金の上乗せ分、施設では10%、機械では25%分を計上しているものでございます。</p> <p>同様に、11款1項3目のほうにも農業用機械施設等災害復旧事業を計上しておりますが、この目から支出しますとですね、国庫補助の対象となる事業費自体が減額となって、その分を引いた分が国庫補助の対象額となってしまいますので、この農業振興費から出すことによって、見舞金のような形で補助金の上乗せ分を支出するというところでございます。対象事業費が下がるのを防ぐための対策でございます。</p> <p>次に、7款1項1目商工振興費ですが、復興支援地域商品券発行に係る補助金561万2千円です。これについては、5,000万円を今回発行するわけですが、プレミアムが20%ですので1,000万のプレミアムとなります。2分の1、10%が県が負担し、残りの10%を村が負担することとなります。</p>

	<p>また、この商品券については、日曜・祭日、土曜も含めまして、換券作業等が商工会に発生してまいります。そういった場合に必要となる人件費を商工会のほうから要望されておりますので、その事務費について61万2千円を計上しております。合わせて561万2千円でございます。</p> <p>次に、7款2項1目観光事業費ですが、道の駅第2販売所設置事業として3,100万円を計上しております。</p> <p>これは、道の駅横の旧小石原駐在所が現在解体されて更地になっております。その部分に、手狭になりました道の駅の第2販売所を設置することにより、集客がまた望めますので駐車場を拡張すると、そういった意味合いをもちまして、過疎対策事業によりこの事業を実施するものでございます。</p> <p>54ページをお願いいたします。</p> <p>11款1項3目農地農業用施設災害復旧費、補助金ということで3,728万円、これが先ほど言いました農業用機械施設等災害復旧事業に係る補助金の、県の補助金の対象分または村の単独の対象となる分でございます。</p> <p>次に55ページですが、同じく5目林業施設災害復旧費、補助金として1,790万2千円を計上しております。</p> <p>これは、林業施設災害復旧ということで、村内の2つの法人から申請があり、それを県が認定し補助金を交付するもので、全額県補助金でございます。</p> <p>内訳といたしましては、1件製材所の分がございます。322万と、あときのこ組合のほうで1,468万、併せて1,790万ほどの補助金となるものでございます。以上です。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>54ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項2目道路維持費、補正額7,500万円、工事請負費として計上させていただきます。</p> <p>これは、災害復旧対応でございまして、被災後、それから5カ月経過しておりますが、専決それから9月補正におきましても、この額が不足しそうだという見込みで7,500万計上しております。</p> <p>4目村道改良事業費164万円、国庫支出金4,060万円の減額でございます。</p> <p>これは、社会資本の歳入のところで、説明が総務課長のほうよりありましたが、整備交付金を今年度行わないということでこの額、減額としております。一般財源に振替えさせていただきまして、これもやはり災害復旧工事に充てさせていただく部分も一部ございます。</p> <p>それから、この164万円の委託料でございますが、本来例年行っております橋梁点検、これにつきまして、被災したため予定しておりました箇所と異なるところを点検、修復を行うということで、この管理委託料及び点検委</p>

託料というものが100万円と64万円の計上というふうになっております。

それから、8款4項1目住宅費328万9千円、需用費としまして計上させていただきます。

こちらにつきましても、住宅の修繕費100万円と、延田団地修繕費、災害対応ということで、先に下段のほうですけど、この延田団地は7月の災害によりまして228万9千円ほど復旧に、さらに必要だということで計上させていただきます。

上段100万につきましては、災害とは別にいたしまして、長年住んでおられた方が退去された。そのことにつきまして、当然出資金等をいただいておりますが、経年劣化等によりまして、大規模な修復が必要だということで100万円計上させていただきます。こちらは合坂団地ということになります。

それから、11款災害復旧費、1項災害復旧費、1目災害復旧総務費7,500万円。委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金ということで、主には流木処理委託料、それから災害発生の土砂処分等につきましますものでありますが、3,000万、2,500万、2,000万ということで多額となっております。

ただ、これは災害復旧事業から災害査定を受けまして、応急仮工事として認められておりまして、今現在で申しますと、3分の2以上の補助金が見込まれており、さらに年明けの1月、2月あたりには補助率の増高ということが見込まれておりますので、その部分は財源に充てさせていただくこととなります。

それから、2目公共土木施設災害復旧費、旅費、需用費、役務費、使用料、工事請負費ということで、総額2億5,770万1千円を計上させていただきます。

専決処分それら9月の補正におきまして、この旅費、需用費と役務費につきましますの計上を落としておりまして、実際出張それから通信運搬費、同意書の通信のやり取りにかかる費用が未計上でございました。

それから、今、公共災害対策室として設けておりますが、この事務室の運営費等に係るものほとんどでございます。

それから、15節の工事請負費2億5,000万円でございますが、公共災害復旧事業費は、現在のところ約25億円ほどだったかと思っております。以前からも計上しておりますので、2割から3割のですね、今年度発注を考えております。

それから55ページ、4目林道災害復旧費2億1,500万円、こちら工事請負費といたしまして2億1,500万円を計上させていただきます。

	<p>す。</p> <p>それから、財源が612万5千円減額となっておりますが、こちらも従来の災害復旧でありますと3分の2ということではありますが、約80%以上です。増高が見込まれるということがございますので、この一般財源分を減額しております。</p> <p>それから、この2億1,500万は、以前の計上させております工事請負費を合算しますと、約3億7,000万ほどになります。</p> <p>これは、本日災害査定が、林道としては100%査定が終わるわけですが、この査定を受けた額の総額から85%を当該年度に発注するようなことが、通達としてございますので、その額に見合う額を計上させていただいております。以上です。</p>
日程第11	
議長	<p>次に、日程第11 議案第35号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>56ページをお願いいたします。</p> <p>議案第35号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）」</p> <p>平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,011万2千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成29年12月11日提出、村長名でございます。</p> <p>57ページ、歳入の補正額169万9千円、総額3億4,011万2千円。</p> <p>58ページ、総務費、予備費といたしまして、補正の額169万9千円でございます。</p> <p>途中省略させていただきまして、61ページをお願いいたします。</p> <p>歳入、3款1項1目繰越金、補正前の額50万円、補正額169万9千円、合計219万9千円、繰越金169万9千円。前年度繰越金の確定によるものでございます。</p> <p>62ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1款1項1目一般管理費、補正額5万3千円。こちら一般財源といたしまして給与、当初予算計上しておりました職員対象と変わりました。今度</p>

	<p>給料制、それから人事院勧告による補正のもので、給料5千円、職務手当4万7千円、負担金補助及び交付金1千円となっております。</p> <p>4款1項1目予備費164万6千円、こちら予備費に繰越金の一部を充てさせていただきよう計上しております。以上です。</p>
日程第12	
議長	<p>次に、日程第12 議案第36号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>63ページをお願いいたします。</p> <p>議案第36号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」</p> <p>平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,428万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,237万4千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成29年12月11日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>64ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正でございますが、あとの事項別明細書のほうで詳しくは説明させていただきたいと思っております。</p> <p>歳入としまして、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、繰入金、繰越金、歳入合計で補正額1,428万5千円。</p> <p>65ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、総務費、保険給付費、介護納付金、保健事業費、諸支出金、歳出合計、補正額1,428万5千円でございます。</p> <p>68ページをお願いいたします。</p> <p>事項別明細書でございますが、2の収入で、3款1項2目療養給付費負担金、療養給付費負担金の144万円の補正でございますが、これは、療養給付費等の補正に伴いまして補正を行うものでございます。</p> <p>3款2項1目財政調整交付金、普通調整交付金54万8千円、これも療養給付費等の補正に伴いまして補正を行うものでございます。</p> <p>4款1項1目療養給付費交付金、退職者医療給付費交付金でございますが、退職者療養給付費の補正に伴いまして補正を行うものでございます。補正額が295万3千円でございます。</p>

	<p>6款1項2目調整交付金でございますが、54万7千円、これも療養給付費等の補正に伴いまして補正を行うものでございます。</p> <p>8款1項1目繰入金、1目の一般会計繰入金でございますが、職員給与繰入金が17万3千円、これは職員の給与改定に伴うものでございます。</p> <p>その他繰入金276万3千円、療養給付費の補正に伴いまして法定外の繰り入れをするものでございます。</p> <p>9款1項1目繰越金で586万1千円の、平成28年度からの決算に伴う繰越しでございます。</p> <p>69ページをお願いいたします。</p> <p>3の支出でございます。</p> <p>1款1項1目一般管理費の1節給与、3節職員手当、4の共済費、19の負担金補助及び交付金につきましては、職員の給与の改定に伴いまして補正をするものでございます。</p> <p>2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節の補助金の450万円の補正でございますが、療養給付費の不足が見込まれますので補正をお願いするものでございます。</p> <p>2目の退職被保険者療養費で、19節の補助金の225万円の補正でございますが、退職被保険者の療養費の不足が見込まれますので補正を行うものでございます。</p> <p>2款2項2目退職被保険者高額療養費、19節の補助金で220万円の補正でございます。これも退職被保険者の高額療養費の不足が見込まれますので補正をお願いするものでございます。</p> <p>6款1項1目介護納付金、19節の介護納付金でございますが158万1千円。平成29年度の介護納付金の額が決定をいたしましたので、補正をするものでございます。</p> <p>70ページをお願いいたします。</p> <p>8款1項1目保健事業費、臨時職員共済費1万6千円の補正でございますが、職員の給与の改定に伴いまして補正をするもので、栄養管理士の共済費となります。</p> <p>10款1項3目償還金、23節の償還金で156万6千円の補正でございますが、平成28年度の療養給付費の国県の補助金の精算に伴いまして返還をするための補正でございます。以上です。</p>
日程第13	
議 長	<p>次に、日程第13 認定第1号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第14 認定第2号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p>

	<p>日程第15 認定第3号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第16 認定第4号「平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>を、一括議題とします。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>動議を提出します。</p> <p>認定第1号から認定第4号までの平成28年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審議することを望みます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	ただ今の、高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議長	<p>ただ今、高橋弘展議員より動議が提出されました。</p> <p>認定第1号から認定第4号までの平成28年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会を設置して、審議することを望むということでございます。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、平成28年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し審査することに決定をいたしました。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>動議を提出します。</p> <p>決算審査特別委員会の委員長に長澤貞義議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦したいと思います。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	ただ今の、高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議長	<p>ただ今、高橋弘展議員より決算審査特別委員会の委員長に長澤貞義議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦するとの動議が提出されました。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>長澤貞義議員を委員長に、佐々木紀嘉議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、長澤貞義議員が決算審査特別委員会の委員長に、佐々木紀嘉議員が副委員長に選出されました。</p>
議長	<p>以上で、補足説明を終了します。</p> <p>休憩を挟み、その後一般質問を行います。</p>
休憩	
議長	<p>11時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時51分)</p>

再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時00分)</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は7名の議員より提出されています。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は1時間以内となっています。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>6番 梶原文明議員から質問を許可します。</p> <p>6番 梶原文明議員</p>
6番	<p>私、質問に入ります前にですね、ちょっと日付の訂正をお願いいたします。</p> <p>2ページになりますが、一般質問の通告書の②のところですね、10月10日と書いてありますが、これが11月10日に訂正をお願いします。</p> <p>それでは、通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。</p> <p>報道等によってですね、10月の6日の日に、JR九州に関しての報道がなされておりました。</p> <p>その中でですね、7月の九州北部豪雨で不通になっている日田彦山線の一部区間に関し、会社単独で費用をして復旧させるのは難しいとして、代替案などについて、地元との協議に入る方針だ。鉄道を復旧させるための費用が算出次第、費用の一部を沿線自治体に負担してもらうことや輸送手段の切替え案も選択肢として議論するとのことでした。</p> <p>列車が通れない区間が、添田と夜明間が線路が流されたり、駅舎が倒壊す</p>

	<p>るなどして、63カ所の被害が確認されているそうです。</p> <p>JRは昨年株式を上場しました。会社としては黒字ですが、鉄道事業は実質赤字のため、株主等から非常に厳しい視線が向けられているそうです。</p> <p>同社が発表した2016年の輸送密度は、1km当たりの1日平均利用者を出すらしいんですが、現在不通の区間を含め、日田彦山線の田川・後藤寺・夜明間は299人と、在来線50区間のうち5番目に少ないということでした。</p> <p>この時点で村のほうにですね、こういった説明があったかを、お聞きしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	協議会等ですね、説明等はJRのほうからは、まだあっておりません。
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>今、村長のほうから、説明は何もあってないということですが、もう10月6日と言いますとですね、もう豪雨災害被害があってから随分経っているんですよ。その中で、車が全く通らない状況の中で、やっぱり皆さん非常に困ってあると思うんです。</p> <p>協議会も、沿線自治体というのは7つぐらいあるらしいんですね。その中でやっぱり説明も何もなく、これも10月の6日まで来ているということですね、ちょっと私はおかしいんじゃないかなと思ってですね、ちょっとお聞きしたところです。</p> <p>説明があってなければ、もう答えようがありませんからですね、次の質問に移らせていただきますが。</p> <p>次は11月の10日ですね、これも新聞報道ですが、北部豪雨で影響のある一部区間が不通になっている日田彦山線の復旧費がですね、70億に上る見通しだそうです。単独での復旧は非常に厳しいということで、年内にも地元自治体と路線の維持のあり方や費用負担などの協議を始めるとの意向でしたが、不通区間は29.2kmあるそうですね。橋の架け替えだけで大体42億、線路の復旧するのに15億ぐらいかかるそうですね。</p> <p>現在旅客自体は非常に30年前の3分の1ぐらいしか、もういらっしやらないということが出ておりました。厳しいがやめるのが前提ではないということ、JR側は言っているそうですが、近隣の市町村で、添田のほうはですね、JRに聞いたうえで対応したいということだったんですが、まだ、この11月の10日時点でも、村のほうには何にも言ってきてないのか、説明もなかったのか。</p> <p>もしあっていけばですね、そういった中での説明をですね、ちょっとお聞きしたいと思っているんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長

村 長	<p>ちょっと間違えたらいかんので言うておきますけれども、最初の質問につきましては、代替案とか、そういったところについての協議ですね、とかの話については、あっておりません。</p> <p>それから、2点目の質問でございますけれども、協議会設置についてですね、話についてもあっておりません。</p> <p>唯一受けましたのは、10月25日にですね、JR九州が来庁いたしまして、被害額の説明、それと被害箇所の説明、この2つであります。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>今、村長からお答えがありましたが、被害額とどのくらいかかるかのあれは、私が今質問した金額の中に当然入っていますよね。その説明のためだけに来たというのは、ちょっと私も理解に苦しむなと思うんですよ。</p> <p>今後どういった形での、何と言いますか、線路の復興、復旧に対して、やっぱりどういった形でJR側が話を出してくるか、その辺りを私たちも聞きたいわけですよ。それがないと次の段階には進めないだろうと、私は思うんですが、そういった説明も一切なかったということですかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>梶原議員が言うようにですね、一方的なJR側だけの説明ですね、さっき言った70億とそれから災害復旧箇所、そういうものを私どもは聞いてもしょうがないと言ったんですよ。正直言って。</p> <p>ですから、村として一番聞きたいのは、いつ復旧するんですかということですよと、いうことを申し上げさせていただきました。</p> <p>それにつきましては、説明者には権限がないということで、持ち帰りますということだったんですけども。</p> <p>私としてはですね、やはりこのJRの日田彦山線、これは1日でも早く復旧してほしいということで、もう7月の26日にはですね、福岡県知事、それから福岡県議会議長、両県議ですね、それから添田の町長、私と、JRの青柳社長のほうにはですね、要望書を提出いたしております。</p> <p>早期復旧を図ってくださいというような説明もしておりますし、また9月の4日には県南総合開発促進協議会を通じてですね、要望書も出させていただいております。</p> <p>11月20日には甘木朝倉の広域圏でもですね、要望書を出させていただいております。</p> <p>また、国等につきましてもですね、8月の下旬に上京したおりに、8月21日には小此木防災担当大臣、それから23日には牧野交通副大臣他ですね、50名近くの国会議員の方に要請をしておりますし、8月29日には衆議院対策特別委員会が来られましたので、村長室でもこのことを要望しております。</p>

	<p>また、国交省の鉄道局に対しましても要望書を提出してですね、早期の復旧に向けての働きかけを行っております。</p> <p>それと、この廃線を危惧する有志の方々が署名活動もですね、自発的に行っていたいております。もう皆さん方の手元には届いていると思いますけれども。</p> <p>こういったことにつきましてですね、たいへん早期復旧に向けてのありがたいと言いますか、活動だなと思っております、心強く思っている次第であります。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	今、村長のほうから答弁がありましたけども、私が思うのはですね、その沿線自治体7つの中で、今まで1回も協議会とかそういうのは行われてないということでしょうか。再確認ですけども。
議長	村長
村長	<p>7自治体の中ではですね、先ほど言いました県知事等も含めたですね、協議会の要請文作成のときには連絡を取り合いました、7月の26日にはですね、そういった行動は行っておりますし、もう1ぺん日田市長、それから添田町長、それから香春の町長ですか、と私、沿線協議会をですね、沿線協議会というのは首長の集まりじゃないんですけれども、これを格上げして、来年1月にもですね、やろうと。そして一番メインであります北九州の市長につきましてですね、そういったお話を来庁したときにはですね、お願いをしているところであります。</p> <p>また、ちょっと質問等には違いますけれども、県議会のほうでもですね、こういった質問が出されておまして、小川知事の答弁では、これ新聞紙上によりますと、小川知事の答弁では、まず自社の努力による復旧方針を示すべきだということを言っておりますね。</p> <p>早期の協議会設置、これはJR側から言っていることなんですけれども、それについてはちょっと慎重論があるということ。それから、復旧費の70億ですね、これにつきましては、同社の試算であってですね、実際もう東峰村の河川等の復興ですね、そういった中では、宝珠山駅からの大肥川を渡っている橋がありますね。これにつきまして県のほうが架け替えてくれると言っているわけですね。</p> <p>それから、大行司駅の上の山の崩落がありますね、これにつきまして県のほうが、もうやるということで、今、ボーリング調査はもうやっているんですよね。そういった中で、大きいところは、残すところはもう岩屋駅付近なんです。</p> <p>したがって、この場でこういう発言するのはどうかと思いますけれども、あくまでもJRのほうの考え方がですね、ぼんぼん出まして、それがいかに</p>

	<p>も既成事実みたいなことになっております。と、私は感じております。</p> <p>これにつきましても、沿線自治体の首長等もですね、ちょっとＪＲの動き、これが読めないよねというような話は、共通認識をしておるところであります。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>今、村長が答えてある中でですね、私、ＪＲ側から村長のところに費用的なもの説明は来たけれども、その後はどういった形になるのかとか、各自治体による協議会設置はもうされているということですから、その中でやっぱりもう少し前向きな姿勢でですね、私、今、ＪＲ側がやっぱり各市町村、団体にですね、来るべきじゃないかと、私は思うんですが、その辺りが全然、復興、復旧というのが、やっぱり早期を目指すならですね、やっぱり来ないものを待っててもしょうがないんで、やっぱり協議会自体からですね、動いてもらいたいと私は思うんですが、近隣の市町村と言え、特に大きいのはやっぱり北九州、それから添田、日田でしょうけど。そういった、そういう話し合いは、現在まではまだ出てないわけですか。その辺りどうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど議員が懸念いたしましたように、私もそういったところに、ＪＲのですね、そういった姿勢については、非常にですね、誠意がないなと思っております。これは、もっと強い言葉で言いますと、何を目的としてＪＲが今動いているのだろうか、これにつきましては、鉄道法上黒字の会社につきましてはですね、国等の補助がないということでもあります。それを引き出すための方策を、今やっているのかどうかという考え方もあります。</p> <p>私も沿線のですね、議員の先生方をお願いをいたしまして、今、当該選挙区ですね、議員さんたちが議員連盟をもう作られていると思います。これは当該選挙区の衆議院議員の先生が中心座長になりまして、事務局のほうはですね、参議院の先生がやられると。今、5名体制ですかね。</p> <p>それで黒字の会社であっても、赤字路線であればですね、国等の補助が受けられるという議員立法をですね、今、考えていただくようになっております。</p> <p>それから協議会の話ね、これにつきましても、沿線の首長さん同士では話をしておりまして、これはやはり日田彦山線というのは、福岡県を縦断する重要な路線でありますし、わが村にとりましても通学、通勤、それから買い物、医療、そして何よりも観光等においてはですね、重要な路線でありますので、ここらの考え方については北九州の北橋市長から日田の原田市長までですね、考え方としては、私は認識をされていると思っております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	3 番目の質問に村長が入って、お答えがそちらのほうに行ってしまいました

	<p>たが。</p> <p>私もですね、議会としてもですね、やっぱりこの問題は J R 側に要請をするべきじゃないかなと思っています。</p> <p>どうにかやっぱりいろんな面ですね、特に宝珠山地区の人たちは J R を利用する方が、特に高齢者の運転免許等も返上されたような人たちは、当然必要ですからですね、村長が言われるように、早期復旧にですね、議会としても努力をしていかなければならないと思っております。</p> <p>それで 3 番目の質問に入りますけど、東峰村には 3 つの J R の駅があります。生活及び通学にもですね、非常に欠かせない交通手段だと思います。</p> <p>特に 28 年度は、日田方面への通学助成金を申請された学生さんが 15 名いらっしゃるそうですね。</p> <p>そういった中で、宝珠山の人たちは特に復旧を強く願っていると思うんですが、その辺り村長、どう思います。村民の気持ちをくんでいただいて、今からこういった方向に持って行こうと思っておりますか。その辺り聞かせていただけたらありがたいです。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど 2 番目の質問の中でも申しましたように、この日田彦山線というのは、本村にとってはですね、いろんな面でたいへん重要な路線であります。</p> <p>そういった中で、当然のことですね、村長としても、この路線が 1 日でも早い復旧・復興がなされるようにですね、いろんな方面で動かさせていただいております。</p> <p>そういったところはやっているんですが、何せ先ほども言いましたように、J R が何を考えているのかなということですね。</p> <p>これにつきましては、私はやはり単独会社の負担じゃなくて、国等の支援というか補助を引き出そうとしているような感覚でしか取れませんし、これは先般お会いしてお話しをました添田町長、それから日田市長につきましても同じ考えであります。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>何回も同じようなことを聞いて、特にあれなんですけど、やっぱり今この列車が不通になってですね、やっぱり例えば岩屋駅で乗られてあった方が、そうはいかないんですね。当然下まで下って来なくちゃいけない。</p> <p>先日でしたかね、テレビ等でちょっと出ておりましたけども、やっぱりそれだけ家族の負担というのは、当然やっぱりあり得るわけですね。</p> <p>自分たちも長男のときには大行司駅まで毎日送って来ていましたけど、そういったことで、やっぱり子どもさんを持たれた親御さんはですね、特に通学をされている方は、非常に今から大変だろうと思えます。</p> <p>これが復旧になるまでと言え、随分な年月が必要だろうと思うわけです。</p>

	<p>よ。そういった期間の中でですね、やっぱり J R 側が示している新聞等の報道だけじゃなくてですね、やっぱり村として今後 J R 側に要請する、また国に要請する、いろんな方策が出てくると思うんですけど、その中で村長、責めるわけじゃないですけど、J R 側の要請の中で、やっぱりきちんとした文章でのね、を出さないと動かないんじゃないかなと、私は思うのですが、その辺りは協議会としての J R に対する要請文書と言いますか、そういったもの等の検討はされてあるんですかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>沿線 7 自治体ですね、要請文、これにつきましては、沿線 7 自治体で作って、提出をさせていただいております。</p> <p>したがって、早期復旧というところが一番のメインでありまして、そういったところはちゃんと協議をしているということです。</p> <p>それからもう 1 点、先ほど岩屋ですね、辺りの人の話も出ておりましたけれども、これにつきましても、ちょっと名称は違うかも分かりませんが、直方市に篠栗鉄道事業本部というのがあるんですけども、そこにもですね、電話をさせていただいております。</p> <p>それで、何で岩屋の人たちの交通手段、添田から今代替輸送をやってもらっているんですけど、全然なっていないじゃないかということも言わせていただいております。</p> <p>それにつきまして向こうのほうの回答は、今、西鉄バスとのですね、交渉中でありまして、なかなか時間がかかっておりますということでしたんですけども、必ずしも西鉄バスにこだわらなくてもいいでしょう。という言い方もさせていただいております。</p> <p>それには村内のタクシー会社等もありますし、他の 1 つの代替場所はどこの観光バスがしていますよね。そういったこともあるでしょうという話はさせていただいておりますが、まだ、その実現には至っていないというのが現実であります。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>今、村長がお答えのようにですね、民間の高校のバスが、バスの代替で使われているのは実際の話ですので、それも岩屋の近辺までですね、バスに行ってくれというのかなり厳しいところもあるでしょうけど、今度は U ターンする場所等もまた考えなくちゃいけないしですね、なかなか、ただ行きましたというわけにはいかないんでですね、その案はとにかくとして、宝珠山地区が非常に多大なる影響があるということは、もう間違いありませんのでですね、そこを言って、次の質問に入らせていただきますが。</p> <p>特に観光面でのですね、やっぱり影響が、非常に私は強いと思うんですよ。J R のウォーキング、それにめがね橋のライトアップ、それに秋まつり等</p>

	<p>もですね、今年はありませんでしたけども、来年はおそらくあったときにですね、やはりＪＲウォーキングはまずできませんし、ライトアップだってですね、車が通らないのにそこだけライトアップしてもですね、私は非常に疑問を感じるような形になりますのでですね、この辺りがスクラムを組んでいますね、沿線自治体とやっていくことが、私は非常に望ましいと思うんですが、今後村としてですね、こういった事業等の取り組みについて、どういう考えを持ってありますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まさしく議員が言われるようにですね、このＪＲ日田彦山線、観光としてどのように活かすのかという協議をですね、添田町の庁舎で、東峰村、添田町、香春の町長等が寄りましてですね、7月5日の午前中やっていたんですよ。</p> <p>やはり自治体としてもこの路線において観光客を呼び込む、そういうためにはどうしようかという議論をさせていただいて、昼帰って来て、そしてご飯を食べてたときにこういう状態、その7月5日の豪雨災害になったわけです。</p> <p>このＪＲ日田彦山線、添田町のほうもですね、英彦山辺りを抱えていまして、いろんなイベントをやっております。しかも東峰村だって同じです。今、議員言われるように、ライトアップなりＪＲウォーキングなり、そういったところもやっております。</p> <p>それともう1つ私が取り組んでいたのは、労務班によって、やはり日田彦山車窓のですね、やはり支障木を伐採して、車窓からの景観を良くしようということでもやってたわけですね。</p> <p>そういった村としては力を入れていた、この日田彦山線の活用なんですけれども、それに対しまして、今のＪＲの動きがですね、さっきから何回も言いますけれども、非常に理解しがたいような動き、しかも新聞紙上等で、自分たちがどんどん言っていくわけじゃないですか。それについては、非常にですね、私もいかなものかなという気は持っておりますし、また、この日田彦山線を考えて、やっぱり竹地区のゲストハウスとかですね、そういった構想も持っていたわけです。</p> <p>いずれにいたしましても、この日田彦山線の早期復旧についてはですね、全力を挙げて、今後取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>村長が今おっしゃいますようにですね、ＪＲ線がなくなるというか、復旧できないということはですね、簡単にはいかないとは思いますが、民陶むらまつり等もですね小石原地区が主にむらまつりですから、全体でやるわけですけど、その中で彦山駅からのですね、バスの運行等もやって、集客をず</p>

	<p>っとやってきたわけですね。</p> <p>それすらもうだめになるということですからですね、J Rを使って彦山まで来ていただいて、それからバスで小石原の、少し離れていますけど、そこまではバスで来れるわけですからですね、そういったのも全くできなくなるし、観光面で、東峰村全体で考えた場合に、やっぱりお客さんが来る人間の割合というのは、やっぱり減少していく。</p> <p>先日の民陶むらまつりについては、復興・復旧に対してのやっぱり全国的なご支援があって、史上最大だろうというような数字も出ておりましたけど、やっぱりそういった中で、今後やっぱりJ Rが復旧しないと、東峰村全体が冷え込んでいくような気がしてなんののですよ。</p> <p>村長にはですね、ぜひともですね、その復旧・復興に全力を挙げていただきたい、そう思っております。</p> <p>最初のJ Rの質問を終わらせていただきます。</p> <p>次にですね、7月5日の九州北部豪雨で、当村も甚大なる被害を受けたわけですが、罹災、被災の状況について、聞きたいと思います。</p> <p>罹災、被災、それぞれの申請件数はどのくらいでしたか。</p>
議長	村長
村長	<p>質問が次に移りましたけれども、前の質問でですね、やはりその災害によって、九州では高千穂線ですね、そういったところも廃止になっております。</p> <p>そういったところで、高千穂とか日之影町とかですね、どういう状態なのかということも、やっぱりつかみたいと思っておりますし、また、この件につきましては、議員の皆さん方のまたご支援等もいただきながら、一緒になって問題解決には進ませていただきたいと思っております。</p> <p>それから、罹災、被災の申請の件についてはですね、担当課長のほうから説明をさせていただきます。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>罹災、被災証明の件数ということで、申請件数はですね、11月30日現在におきまして、罹災証明につきましては、全壊家屋26件、大規模半壊家屋が8件、半壊家屋が29件、一部損壊家屋が87件、合計の150件になっております。申請件数と証明書発行件数は同数ということで、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>それから、被災証明につきましては、全体で96件というふうな、11月末現在では、そういった件数になっております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>今、課長のほうから申請件数の報告がありましたけど、この件の中でですね、私ちょっと思うんですが、大規模半壊、半壊等の基準の差、この辺はどんなふうにあるんですかね。</p>

	<p>私自身もちょっと大規模半壊、半壊、そこら辺の基準というのが分かりませんなら、説明をお願いします。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>これはですね、前回の9月の議会のおきにもご質問いただきまして、お答えをさせていただいたと思いますが。</p> <p>一応数値化をします。現地に行きまして、家の傾きとか土砂なり水が入ってきた、床上のメーターと申しますか、入った高さですね、そういったことで、全てを数値化いたしまして、点数制にして、大規模なり半壊と。全壊もそうですけれども、そういった形で判定をいたしております。</p> <p>ですので、概算で申し上げますと、全壊は75%以上、それで数値化されていると。大規模半壊は75%以下、半壊につきましては50%以下というような形での数値化をして、判定はさせていただいているというところでございます。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>今、課長から説明がありましたけれども、75%以下、60%以下って、大規模半壊が75%以下、半壊が50%以下ということですよ。</p> <p>その中で、梁等がもうひびが入って、割れるような状況になっているのに、全壊じゃなくて大規模半壊という家があったんですけど、梁がもうだめになっても、やっぱり全壊にはならないということですかね。</p> <p>全体的な中での75%以下、そういった基準はあるわけですか。その辺は。もう少し詳しくお願いします。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>要するに梁ですよ。家の梁だと思いますが、すみません、今ちょっと正式な資料をここに持ちませんので、再度資料をお持ちして説明はしたいとは思いますが。</p> <p>言われるような状況で、ちょっと自分が直接その現場に行っていないものですから、ここで、それでどうかというのは、ちょっと今ここでは発言は差し控えさせていただきたいと思うんですけども。</p> <p>そういった基準表がございまして、そちらをもう一度見ていただくか、こちらで説明、どちらかさせていただきます、ちょっと現場の状況もですね、ちょっと1軒、1軒違うというのがございまして、その辺りは県の職員の方に、今回応援に来ていただいて、すべて見ていただいております。</p> <p>職員自体がそういった研修とかを受けてありませんので、県のほうからですね、専門の方に来ていただいて、1軒、1軒見させていただいたという現状がございまして、その辺りはもう一度、1つ1つが分からないということでございましたらですね、再度その物件に関しまして、ご説明なりはさせていただきますたいとは思いますが。</p>

議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>この大規模半壊と半壊の基準は、ちょっとまだ、はっきり私は納得はしてないんですが。</p> <p>何と言いますか、床上の深さと言いますか、超えている、例えば10cmとか20cmとか30cmとかありますよね。それによって全壊とか大規模半壊とか、半壊とか基準が、そういったところのあれは資料的にあるんですか、ないんですか。それをちょっと聞きたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>当然、現地に行って1軒、1軒見るわけですので、そういった基準表というのとはございます。</p> <p>先ほど申しあげました家の傾きとか、今おっしゃられました、何cm入って来て、床上が何十cmとかいうのを、全体的に見て、その中で、先ほどの、ちょっと私が申しあげましたが、パーセンテージが、ちょっと今正確かどうかは、これも確認を再度いたしますが、そういった形でのパーセンテージで、判定はさせていただいております。</p> <p>今回判定をした中で、判定方法が2つございまして、もう一方の、ちょっと今思い出せないんですけど、もう一方の判定方法でいくと、判定基準がかなり厳しくなるということで、今回はもう一方のほうの判定基準、厳しい、やさしいではないんですけども、こういった災害のときに使われる判定基準ということで、そちらのほうでやっておりますので、ちょっと具体的な数字というのは、先ほど申しあげましたとおり、ちょっと資料を持ってご説明をさせていただくしかないかなと。ちょっとここでは申し訳ございませんが、ちょっと今、資料が手元にございませんで、そういったことでお願いできたらと思います。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>一番最初に災害で家屋を見てきたときに、大規模半壊ということでされて、そこに納得がいなくて、再度調査をしてくださいという申請を出された方がいらっしゃると思うんですよね。</p> <p>その方たちの中で、大規模半壊が全壊になった方がおられますか、おられませんか、そこだけちょっと答えていただきたいと思いますが。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>大規模半壊の方で、再度2次判定を申し込まれた方の中で、全壊判定になったのはなかったと思います。</p> <p>基本的に数件全壊ではなくて、若干の判定が上がったというのはございますが、基本的には全件第1次判定どおりに近いというか、もうほぼ第1次判定どおりの件数でございました。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員

6 番	<p>判定については変わりはないということ、理解していいと思いますので、そういうことで、次の質問に移らせていただきますが。</p> <p>罹災、被災の証明後にですね、被害等が確認された方についての対応等は、どういうふうになさっているのかなと思うんですが、9月末で締め切りがありましたよね。それ以降に、罹災はあまり住宅ですから、再度申請というのはなかなかなかっただろうと思うんですが、被災については、小屋とかそういうものがあるんですね、そういう申請があったのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>締め切り後ということですね、担当課といたしましては、10月の中旬ですね、10月の中旬には申請のほうも、ほぼなくなりましたので、そういった形で、一応10月の中旬に、事務的には終了ということと考えておりました。</p> <p>その後ですね、先月の末、11月30日までには1件申請がっております。申請というか問い合わせがですね、こちらは罹災証明でございました。罹災証明につきましては、基本現地確認をいたします。住家でございますので。</p> <p>その現地が、もし行っても、もう今4カ月ぐらい経ちますので、確認できないということになれば、何らか他の写真とかですね、当時の写真なりを添えていただいて、申請をしていただくようにということで、お伝えしております。</p> <p>その後被災証明が1件今来て、合計で2件問い合わせ等がっております。</p> <p>この2件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、被災状況等が確認できるような書類を添えていただくということで、受け付けいたしますということで、返答はさせていただいております。</p> <p>今度12月15日の日にですね、現金配分委員会の中で、皆さんの中で決めていただいたんですけども、15日の日にこれまでの義援金の配分、第1次、第2次になりますが、こちらをですね、全戸配布して周知をさせていただこうと思っております。</p> <p>その中におきまして、再度被災なり罹災証明を、申請を忘れた方につきましては、役場のほうに問い合わせなり申請をしていただくと。</p> <p>一応今回の期限はですね、来年1月の31日をもってと申しますか、31日を期限として、再度申請していただくような周知は、今のところそういうふうな形で計画をいたしております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	実は今、課長がお答えになった件ですね、1人の方がちょっと私に相談

	<p>に来られました。</p> <p>私は被災に遭った住宅の床下浸水だったので、保険金等の支払いもなかったもので、もう出ないと思った。自分でそういうふうに思いこんでいた。だから申請もしませんでしたと。</p> <p>ただ、皆さんが後で申請をしてある方がいっぱいいたので、後から私も申請をしましたがけれども、残念ながら日にちが切れていましたということで、笑いながらおっしゃっていましたが、そういった方がいらっしゃいますからですね、やっぱり浅く、広くですね、救っていただくのが、私はいかななと思って、今日の質問の中でちょっとそれを言わせていただいたんですが。</p> <p>保険金等の支払いがなされないということはですね、当然、もう本人は出ないだろうと、床下浸水でだめだろうという、そういう思い込みをしとったということなんですけども。</p> <p>さっき課長がおっしゃいますように、後から申請があった中に入っているかどうか、私も分かりませんが、そういった事例がありましたので、できればやっぱり浅く、広く対応していただくことが、同じ村民ですからですね、そう思うんですが。</p> <p>今度1月31日までの締め切に対するですね、村民の人たちへの周知は、課長としてどういうふうな形を取ると考えていますか。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>先ほど申し上げましたとおりですね、12月15日の日に義援金配分委員会のほうで決定された義援金の額、これにつきまして、ちょっと広報紙に、12月号に間に合いませんでしたので、1枚ものを作りまして、全戸配布をかけようと思っております。</p> <p>その中に先ほど申し上げました来年1月31日の期限で、再度申請、罹災と被災を受けられた方、申請漏れの方につきましては、再度申請をしていただくようにというふうなことで、広報はしたいというふうに、今、そこはですね、そういうふうには考えております。</p> <p>他の方法としては、来年の1月号の広報紙ですかね、そちらに載せるかどうかというのもございますが、ちょっと今の段階では1枚もののビラというか、周知をさせていただきたいとは思っております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>確かに1月31日までの締め切りで、12月の15日に全戸配布をするということですが、今、非常に皆さん方、文書等がですね、ポストにぽつと入ったままで、ポストの中身を見ない人たちは、全然知らなかったということもあり得ますのでですね、区長会が毎月初めにあっていますよね。区長等にもやっぱりきちんとしたですね、村民への対応を考えていただいて、やっぱ</p>

	<p>り知らないことがないようにですね、私は、していただきたいと思っていますので、ぜひともこれを実現をしていただきたいと思います。</p> <p>最後にですね、村長に、これはお願いですが、やっぱり災害に遭った人たちだけじゃなくて、村全体がやっぱり非常に、なんか暗い時代になりそうな気がしてですね、やっぱり村民の方が元気を取り戻すためにも、やっぱり村長、一番のあれですから、力いっぱい戦っていただいて、災害と立ち向かっていただいて、復興に、復旧に全力を挙げていただきたいと思いますので、私の一般質問は、これで終わらせていただきます。</p>
休 憩	
議 長	<p>13時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時51分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時30分)</p>
議 長	<p>3番 梶原光春議員の質問を許可します。</p> <p>3番 梶原光春議員</p>
3 番	<p>では、私は通告書に従い、質問を申し上げます。</p> <p>まず、指定区域のですね、範囲と種類はどういうものになっておりますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>激甚災害の件だと思いますけれども、激甚災害の指定については、全国を対象としておるということであります。</p> <p>それと、あと指定区域につきましては、極地激甚災害という形で、今回の九州北部豪雨につきましては、東峰村、朝倉市、添田町、日田市の4市町村は、極地激甚災害という形で受けているというところであります。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そうしますと、通常全国災害がA指定ですけども、わが東峰村、朝倉、日田、この辺はB指定ということによろしいのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>調べましたところ、激甚災害の中でも本激の場合がAとBとに分かれています。</p> <p>基準がここは違うということで、わが村のほうは極地激甚災害という形で受けていますというところです。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。</p> <p>それからですね、次の補助率ですね、激甚災害指定の場合の補助率、それ</p>

	<p>それぞれによって違いますが、補助率は、いろんな土地、農地、河川、林道、いろいろありましようけども、補助率の具合はどのくらいになっていきますか、改めてお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>激甚災害を受けた場合につきましては、普通の国庫補助率が上がっております、通常ですと66.7%なんですけれども、この激甚の指定を受けますと公共災、基準が84%、それから嵩上げと通常呼んでおりますけれども、災害復興等による極限の嵩上げがありまして99.2%、同じく林道が95%が99.3%、農地が95%が99.3%、それから農業用施設が97.6%で、その残りは2分の1が市町村、県、それから2分の1が受益者負担という形になっております。</p> <p>これはあくまでも見込みがありまして、正確な数字は、現段階では未定であります。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そうしますと、また査定額そのものは決定してないということだと思います。</p> <p>12月末に当然査定が終わるということで、それが出てくるというのは12月末ということでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>一般的に言われています公共災害については、12月末には査定が上がる予定です。</p> <p>ただ、農地につきましては件数が多いので、1月の中旬以降という形になっております。これは朝倉市のほうも大体同じようだと思います。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>見込額ですけども、これは通常ですと、私の経験から、平成3年の9月の風台風、18、19号によるときの査定、それからもう一度が私の経験した平成19年の九重近辺の大水害によって、熊本小国町、それから九重町が非常に災害を受けましたけれども、その時の査定基準がこういうふうになっております。</p> <p>査定見込額というのは、地方公共団体の査定基準に全国平均査定率を、5年平均を掛けて、それに乗じて出すというふうになっておりますけれども、それ以降10年前から変わってないかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですけど、分かりましたらでいいです。分からなければ結構です。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>激甚災の補助率の嵩上げについては、先ほど梶原議員がおっしゃいましたとおり、過去5年間の嵩上げの平均見込みが上乘せされることとなります。</p>

	おっしゃるとおりでございます。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。じゃあ、10年前と変わってないということで、こちらは解釈をしておきます。</p> <p>続きまして、仮設住宅の期間は、一般的に2年と言われますけども、それはいつスタートして、どこからどこまでが2年なのか。そしてまた延長がきくものかどうか、そこをお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>当村の場合は、29年の10月31日からだと思います。エンドが31年の10月31日、2年間でございます。</p> <p>延長につきましては、適用がなかなかされないということで、過去に延長されたものにつきましては、阪神淡路大震災、新潟沖中越地震、東日本大震災、熊本震災のみだということです。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>当然2年間ですすね、生活の目途若しくは住宅の復興、流された人、大規模半壊で家を壊された人たちの生活設計の期間を考えると、2年でどうかなと申しますのは、仮に自分の農地に自宅を建てるということを考えたときにすすね、農振解除が1つ、それから中山間地に入っていれば中山間地の契約解除があります。</p> <p>この2点がすすね、ネックになってくるだろうと思うんですよ。一番の農振解除よりも一番難しいのは、中山間地の補助の解除のほうが難しいんじゃないかというふうに思います。</p> <p>ですから、2年間でそれが可能なら、特例としてすすね、申請をして解除できれば、それは問題ないんですけども、そこところが懸念されますけども、一番の問題はその辺というふうに私は絞って考えているんですけども、そちらのほうはいかがでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>農振の除外についてはご存じのとおりだと思いますが、中山間の補助金につきましては、一応公営住宅の関係の購入を考えた場合で、県に確認いたしました。</p> <p>公営住宅については、土地収用法に関する部分について適用があればということで、基本的には事業認定をして、初めてその中山間についても除外されるということで伺っております。</p> <p>個人の分につきましては、そのような除外規定がございませんので、中山間の補助金につきましては、現時点の見込みでは集落ごとの返還という形の手続きに、特例という措置はないだろうというふうに、今のところの回答は受けております。</p>

議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>やはり一番懸念したとおりにですね。集落の中山間地域の中に入っておれば、その集落協定の、確か期間が平成32年までだと思います。まだですね、契約期間が切れるのが、国と県との契約が。</p> <p>ですから、そうしますと、その中山間地の協定団体が全額返金しないといけないというふうに、私どもは聞いております。</p> <p>ですから、その辺のところは間違いないでしょうか。</p> <p>それとも、その当該地域の1筆だけの田んぼだけの除外でいいのかどうか、そこをお尋ねいたしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと通告文と違いますので、調べておりません。これにつきましては、また全協なり何なりでお知らせをしたいと思います。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>確かに通告しておりませんでしたので、分からない分は結構です。実際の問題としてですね、私も質問内容を通告をいたしましたけれども、実際には12月末ですね、確定しないと、12月末、若しくは来年の1月末に査定が全部終わらないと、こういうことは出ないだろうとは思っていたんですけども、分からないなら分からないで答えていただいて結構です。その後に個々にまたお尋ね申し上げますので。</p> <p>じゃあ、次に行きます。</p> <p>その後の生活基盤ですね、被災された方、特に仮設に住まれている方たちのこと、その辺の今後のですね、もし2年間で目途が立たなかった場合、どういうふうに考えているか、お考えを伺いたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>2年間で確保したいと考えております。</p> <p>ただ、将来的なことは分かりませんが、そういった段階におきましても、何らかの対策は講じたいと思っております。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。またこのことはですね、追々詰めていきたいと思っております。</p> <p>続きまして、農地の補助は嵩上げがされて、非常にですね、手厚く保護されております。激甚災害の場合はですね。</p> <p>ですけども、商工業の方たちには補助がございません。非常に少ない。せめて私の知る限りでは、融資の利率補償ぐらいだろうと思っております。</p> <p>激甚災害法第12条、中小企業信用保険法によりますと、災害関連補償の特例ぐらいしかないというふうに、私は承知しておりますけど、その他にですね、そういう商工業の方たちの補助の法律文書、法文といいますけども、法律文書か何かがございますでしょうか、お尋ねします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>まず法律では、中小企業基本法というのがありまして、中小企業に対する小規模事業振興基金法などの法律があります。</p> <p>福岡県の条例では、福岡県中小企業振興条例がありますけれども、議員言われるように、このような災害が起きた場合に、補償というのはですね、なかなかこの中小企業等に対する支援というのは少ないです。</p> <p>そういった中小企業者に対します小規模事業者持続化補助金で、最大112万5千円というのが今のところあるということです。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そういうことは大体聞いておりましたけども、何とかですね、村のほうでもその辺の商工業の方々へのですね、配慮と言いますか、それは義援金の分配とかいろんな方法があります。</p> <p>現在の条文ではないということですので、その辺のことを配慮していただくわけにはまいりませんか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の気持ちは十分分かるんですけども、これはまた関連をしております朝倉市、そういったところの動向等もあるかと思しますので、その辺りまた調査をいたしまして、後日またお知らせをさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。</p> <p>では、続きましてですね、実際の復興事業実施について、お尋ねします。</p> <p>査定は12月末となっております。先ほど村長が言われますように、1月末までかかるということでしたが、その後のですね、事業の工事等の予算措置の時期は、やはり3月まで待つのでしょうか、それとも補正を上げてやられるのでしょうか。その辺のところをお尋ね申し上げます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今回、まずは9月に補正を行わせていただいております。</p> <p>今回の12月補正も行っておりますので、先ほど課長のほうからも答弁でもありましたように、その範囲と言いますか、一応考えての補正でございますので、そういったところで行っていきたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>それではですね、次の、国の査定決定前の事業前払い制度ですが、これは使えないでしょうか。</p> <p>実際に工事をやるという場合に、例えば査定があつて、これが3年後にしか回せないというときになった場合ですね、事業をどうしても早くやりました</p>

	<p>い。特に農地の復旧の方たちが多いと思います。それから水路等、こういった工事をですね。</p> <p>ですから、そういったものの工事に関して、緊急を要するものについての国の前払い制度、そういったものはないでしょうか。事業、激甚災害の指定があって、査定があって、その後決定して、そして事務経費を加算したのが査定事業費になってくると思います。</p> <p>私の2回のですね、平成3年と平成19年の経験から言えば、その辺のところはそういうふうになっておると思うんですけども、その前払い制度はないのでしょうか。それをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>制度としてはですね、査定前の応急本工事としてはあります。</p> <p>しかし、適用の要件が非常に厳しいということで、応急仮設工事で現在は対応しているというところであります。</p> <p>また、その後に行われる査定において、工事の必要性と事業費の根拠等を示し、認められますと、事前工事分に充てられるということになっております。</p> <p>先ほど議員が質問されていますのは、農地の話だと思いますけれども、農地災害についても早急に復興に取りかかると言いますか、緊急性を要する復興等につきましては、応急復旧工事を申請して承認を得ることにより、復旧等はできるようになっております。</p> <p>今回は生活関連とか2次災害防止のため、農地災害の本復旧につきましては、対象1件で実施しているということです。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>これも10年前の私の経験というか、予算措置のことについて、実際にやったことですけども、公共土木施設災害第8条、国庫負担率関係第3条の3にですね、暫定措置というのがあるんですよ。この制度は使えないんでしょうか。それとも先ほど村長が言われたように、非常に条件が厳しいということが、今でも緩和されてはいないんでしょうか。分かる範囲で結構ですので、お願いいたします。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>ちょっと手持ちの資料では、詳細なところまでできておりませんが、先ほど村長の答弁にありましており、事前の応急仮工事ということでですね、現在査定が、公共災害で言いますと、115カ所のうち7割ほど終わらまして、その中に応急仮工事を合わせて査定を受けております。そのほとんどが100%を認められておりまして、河川、道路復旧に対しての初期の対応に対する工事は認められております。</p> <p>これが他の、例えば私の所管で言いますと、林道等につきましては、その</p>

	適用があまり認められないという部分がありまして、公共的施設においてはそうした仮工事が査定でも計上されて、補助率も対応して、申請ができるという状況になっております。
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>林道等はですね、多少の期間的余裕はまだあると思いますけど、それによるしいと思います。</p> <p>続いてまいります。</p> <p>農地復旧はですね、原状復帰が前提であると。これはもう昔から変わらないと思うんです。特別な東日本大震災から以降ですね、変わったという話は聞きませんので、そのままだろうと思いますけども、例えば河川の改良復旧ということを村長がよく言われております。</p> <p>当然県やら国交省との話し合いの中で、そのことが当然話題になっていると思いますけども、田んぼも当然ですね、削り取られていって小さくなっていると、少なくなっている。</p> <p>じゃあ、それを2枚に、1枚にするとですね、狭い面積ではとてもトラクターが入らないし、動けないということであれば2枚を1枚にすると。ほとんど宝珠山地区、それから小石原地区も棚田が多ございます。</p> <p>ですから、それを2枚を1枚、若しくは4、5枚を1枚というふうにすれば、工事費も非常に少なくなるし、そういうふうにできると思うんですが、そういうふう可能でしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>改良復旧等は可能でございます。</p> <p>ただし要件等がありまして、やはり安価な場合とかですね、そういったところがありますし、あと水田を畑に変えるとかですね、そういったところがあるということは聞いております。</p> <p>また、河川改修等の関係につきましては、今、県土整備事務所のほうと協議を行っておりますし、今後も必要に応じて協議を行っていきたいと考えております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>改良復旧が、2筆あるところを1筆が、合筆が可能という村長のお答えでございましたので、少し安心を申し上げました。</p> <p>そういう例は非常に皆さんからご相談を受けております。</p> <p>ですから、当然安価になると思います。2枚を1枚にするわけですから、1つの擁壁を立ち上げればいい。2枚の擁壁を立ち上げるのをですね、1本だけでいいということですので、当然工事費は安くなるというふうに、私は見積もっております。</p> <p>続きまして申し上げます。水道復旧はどうなっているかということです。</p>

	<p>今現在はですね、竹、岩屋、それから栗松まで、竹地区の個人の方の井戸を使わせていただいております。</p> <p>これもそのまま今後使っていくのかというようなことになるわけなんですけれども、それとも試掘をしてボーリングをするのか、また岩屋湧水のそのままそれをまた上げるかといえば、これはまた莫大な金額がかかるということになるかと思います。</p> <p>ですから、これは今後どうされるのかですね。今の現状で結構です。その見通しと予算とか、そういったものが分かりましたら教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>竹地区の浄水場関係の給水につきましては、非常にですね、住民の方のご厚意によりまして、原状回復と言いますか、そういった給水が図られているということにつきましては、心から御礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>そういった中で、竹地区の浄水場をどうするのかということですが、一応厚生省からの査定は受けております。金額的には1億8千万ということでございます。</p> <p>しかしながら、今、議員がおっしゃいましたように、これも改良的に水道復旧ができないのかということでもありますので、先般上京したおりに、厚生労働省のほうに行きまして、直接私、担当課のほうと話をさせていただき、そしてその査定金額というのは、改良復旧もできるんじゃないかという話をさせていただきました。</p> <p>県とのいろいろな協議があったわけなんですけれども、一応その原形復旧費がですね、改良復旧費にも使えるということでもあります。しかしながら、金額的に残額があれば国に返してください。足りなければ自治体で出してくださいということでもあります。</p> <p>したがって今後につきましては、地元の方のご了解も得ながらですね、現状のところでは試掘をやりまして、そして竹浄水場の配水池それから滅菌器、そういったところは使えますけれども、後については閉鎖をして、あの浄水場を活かした給水体系に持っていきたいと考えております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。そういう予定で、私ども竹地区もそういう姿勢で臨みたいと思います。</p> <p>その後続きまして、現在の浄水場の下にですね、元々村がつくってくれた簡易浄水場がございます。これを復旧しないと、竹地区の田んぼ約5町歩がそこから田んぼの水を取っております。</p> <p>今、何度かお願いしておりますけれども、未だに手がついておりません。その後の中のタンクのですね、維持管理は当然、竹地区の方たちがするということになっておりましたので問題はないんですけども、当座の伐採と土砂の</p>

	撤去をですね、これはいつ頃になるのでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>場所等のところがきっちり把握できないんですけれども。</p> <p>農業用水等で使われているということであればですね、当然頭首工等の考え方と同様の考え方になろうかと思えます。</p> <p>したがって、この件につきましては、もう少し精査をいたしまして、農業用水確保のためにもということであればですね、村のほうでも来季の作付けには間に合うようには対応したいと考えております。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今、竹の浄水池の横に流れております宝珠山川の上流、これに流木と土砂がございます。</p> <p>それからもう少し下ったところに砂防ダムがございます、これは県の管理の区域でございますが、今年度中に土砂及び流木の一部を撤去するというふうに聞いております。</p> <p>それが上流のどこまで上って来れるかというのは、まだ協議なり連絡を取り合っていきたいとは思っております。</p> <p>ただ、その施設の機能回復につきましては、いろいろ所管がございますが、流木と土砂の撤去につきましては、県土整備との話を進めながら、一緒に行っていきたいというふうに考えております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。1日も早いんですね、復旧をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、ここに通告はしておりませんが、同じようなことをちょっと、岩屋駅から伊東屋旅館の上、親水公園の上までにですね、現在流出した橋が5カ所ございます。岩屋橋、それから梶原精二さんのところに行くところ、それから井上光弘さんの田んぼに行くところ、それから奈良尾の井上正憲さんのところに行くところ、それから向こう側ですね、JR側に渡る親水公園のちょっと上のところにもう1本あります。名前は忘れちゃったけども、流出しておりますけども、これは、実際問題として、現実に農作業及び生活道路でもあります。この5本の橋のですね、復旧はいつ頃になりますでしょうか。</p> <p>もし分からなければ分からないで結構ですけども、予算として激甚災害の中に上がっているからいつ頃になるとか、おおよその見通しが分かりましたら、お願いいたします。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず前段のお話といたしまして、宝珠山川1級河川、こちらは朝倉県土整備の所管となりまして、朝倉県土整備がその流路と言いますか、河川の流れを阻害するものとして、流出物は除去するというふうに思っております。</p> <p>それから、後段のご質問の中にあります橋梁の架け換え、若しくは設置に</p>

	<p>つきましては、村道で村道に認定された村が管理すべき、村が設置した橋梁につきましては、復旧をするようにしております。</p> <p>ただ、その何人かの共同で設置された私的な橋梁、簡易的な橋梁に関しましては、その範囲から外れるのではないかと思います。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	そうしますと、村道に値しないところには、やはり個人でやるしか方法はないということでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	農地に行く場合のですね、複数の戸数で設置したような農道であればですね、進入路として橋梁を復旧することもできるようになっております。
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。それを聞いて少し安心しました。</p> <p>では、続きまして次の質問ですが、職員の応援体制について、お尋ね申し上げます。</p> <p>7月5日の豪雨以来ですね、役場の職員の方々をはじめ皆様ですね、非常に昼夜たがわず働いていただいております、誠に頭の下がる思いでございました。誠にここでもってお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>今のところ通常勤務に変わっておるということで、落ち着いてはおりますけれども、技術職員ですね、特に一般の事務職でなくて技術職員の人数は、県やら他市町村から非常に応援をいただいておりますけれども、技術職員の人数は大丈夫なんでしょうか。私が見ると、夜の夜中の10時、11時ごろまで電気がついております。いつ通ってもついておる。日曜日も出てやっておられるということですね、大変だなと思って、こちらは専門職じゃないので設計とかそういったことは、現場は私は長いこと30年近く土方と生コンクリートをやってきましたのでできますけれども、設計とか構造計算はできません。</p> <p>ですから、その辺のところですね、非常に皆さん苦勞されておりますけれども、人数は十分でしょうか。その辺のことをお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員ご指摘のとおり、現在県それから各自治体、民間等から22名の技術者の方がこの農林災、公共災について頑張ってくださいしております。</p> <p>本当にですね、昨日も出て来ておりましたし、夜遅くまで一生懸命やっていただき、この査定を早く終わらせようと努力していることにつきましては、私も本当に頭の下がる思いがしております。</p> <p>しかしながら、朝倉市も同様なんですけれども、全体的にこの技術屋が足りないというところで、これは、県も含めた大きな問題となっております。</p> <p>したがって、新聞紙上等で読みますと、県のほうもですね、技術職をやは</p>

	<p>り来期は多く入れるというようなことをございますけれども、東峰村につきましてもそういった体制は今後とっていかなければならないと考えておりますし、やはり専門の土木職員等は今後採用していく検討をしていただいております。</p> <p>県それから全国の町村会、市町村会、いろんなところをお願いをしているわけをございますけれども、なかなか手を挙げてと言いますか、来てくれる技術職の方がいない。これはもう1つ言いますと、どの自治体でもそういった余分な職員をです、特に技術職については抱えてないというのが現状であるみたいでございます。</p> <p>今後こういう激甚的な災害が絶対ないのかと言え、これは絶対ということはできませんので、その辺りも含め今後村としても、技術職の採用等を考えていく所存であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>3 番 梶原光春議員</p>
<p>3 番</p>	<p>このことはですね、民主党政権が政権をとられたときにですね、コンクリートから人へということで、土木業者を減らすという政策に変わってきました。もちろん仕事も少なかったということでもあります。それによって今、工業高校の土木部門の技術者が非常に少なくなっております。</p> <p>例えば、日田林高等学校の土木と建築と別々に科があったんですけど、現在は2つを1つにしてやっております。</p> <p>ですから、当然技術職が足りないんですね、こういうときが起きたことによって、初めて大事だと。経験とですね、継続する技術者が必要ということなんです。</p> <p>ですから、それを嘆いても仕方がないんですけども、当然懸念されることではあったんですね。</p> <p>ですから、できましたら民間の土木会社にしても、早々余計な人数はほとんど持っておりません。現実に私がおった会社もギリギリいっぱいしか、1年間とれるだけの1級土木職3人しか置いていませんでした。3人しかですね、</p> <p>そういう状況でしたので、非常に少ないというのは分かりますけども、やはり民間からも募集して、技術職を集めていただけたらと思います。</p> <p>そのことはお願いしとって、この質問は終わります。</p> <p>それから、前後はいたしますけども、我々も議員としておりますけども、そういった現場部門、特に土木部門に関してはですね、手伝えることがあったら言っていたきたい。</p> <p>なぜかと言いますと、この前9月だったと思いますけども、県のほうから砂防の関係者が議員の人たちに、議会に説明がありました。でも、質問してもピンとこないんですね。</p>

	<p>ということは、そういう専門で、そういう災害が起きて、砂防とか河川の扱いの慣れている人が、実際として県の職員も少ないと。先ほど村長が言われたとおりなんです。</p> <p>ですから、現場の技術者そのものが少ないけども、県のほうにも少ないというのは、もう十分理解できることであるので、私ども使える者があるんだっただけですね、お手伝いできることがあったら使っていただきたいというふうに考えております。</p> <p>続きまして、職員は7月5日からですね、先ほど申し上げましたように、非常に不眠不休で働いていただいて、たいへん苦勞されたと思います。</p> <p>けどもここにきて落ち着いておりますけど、その辺のことを、疲労とか精神的なストレスとか、そういったことがないでしょうか。その辺職員の方を統括されている村長にお尋ねしたいんですけど。</p> <p>十分休養やらそういったものは取れておりますでしょうか。その辺のことをお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>まず、最初の質問でございますけれども、これはですね、民間企業等におきましても、今、議員おっしゃいますように、余分な人員は抱えていないということで、なかなか私も当りましたけれども、無理なことではございました。</p> <p>したがって、今、国交省等ですね、そういった積算から現場管理まで一括した業務体制等を考えているという情報等も入ってきておりますので、できますればそういった形でのですね、早急な災害復旧等につきましては、行っていきたいと考えております。</p> <p>それから、職員に対しての疲弊の話でございますけれども、非常にですね、査定までの忙しいスケジュールの中で、休暇等におきましても、議員のご指摘のように取ってないというのが現状であります。</p> <p>そういった中で、やはり個人、個人にですね、そんなに大きな負担がかからないようにというのは、十分注意をしているところでありますけれども、体調管理等につきましても、一般職から嘱託で来ていただいている職員に限らずですね、ストレッチとか自己診断表、そういったものを記入していただいて、気になる職員についてはですね、産業医との面接等も今後行っていきたいと考えております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>そういうふうにはですね、これはこれからの、今日明日の話じゃなくて、これからのですね、再建の目途というのがいつになるのかというのは、非常に長期的な考え方ですね、通常ですと激甚災害3年間だから3年間でやってしまおうと思っても、実際の問題として、平成19年の私が実際の現場に行っておりました涌蓋山のですね、砂防、谷止め、山腹工、治山、3年ではや</p>

	<p>っぱり終わらなかった。4年、5年だったんですね。5年かかっている。</p> <p>現在でも県道は豊後中村から九重の長者原に抜ける道は、まだやっております。これは県に移管したもんですから、国交省から外れたもんですから、非常に速度が遅くなっていると。</p> <p>今年橋台だけやって、次の年に上の床板をやるというふうになってですね、1つの橋をつくるにも2年ぐらい、大分県は特に予算が少ないところでございますから、そういうふうになっておりますけども。3年と思っても実際には5年ぐらいかかるんじゃないかなと。</p> <p>最初村長も3年とおっしゃってございましたけども、いつの間にかトーンが5年ぐらいというふうになってきております。やっぱり現実を見られたのだと思うんですよ。</p> <p>ですから、それだけの早さと急ぐ心を持っておってもそのくらいだろうと。</p> <p>もちろん予算さえ付けばですね、例えば、ちょっとこういう言い方をするんですけども、各地区に土木技術者や小さい会社があるんだしたら、そこに予算を投げて、そしてから自分たちでやるということができればですね、それは早いと思います。査定が下りた上での話になりますけれども。</p> <p>ですから、そういうですね、スピード感とそれをもってやっていただきたいということです。</p> <p>その辺見通しとですね、ちょっと話は前後しますけれども、見通しはどうか。3年間でですね、来年の30年4月からスタートして、31、32、33年の3月までに終わるだろうかということなんですけども。いかがでしょうか、そのような現在の現状の見通しのほうをお聞かせ願えたらと思うんですが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはりこの災害復旧・復興等につきましては、短時間で仕上げなければ、次の災害と言いますか、気象条件等によりましてどのような状態になるのかというのは、これは当然予測できないところであります。したがって、短時間にやはり片付けたい。</p> <p>したがって、県管理等におきましては、一応3年を目途にやっていただきたいという話はしておりますけども、残りますのは村河川ですね、村の管理についても相当あります。そういった中でやはり一番問題になってきますのは、それだけの技術力、実力を持った業者がいるか、いないかということだと、端的に言えばそういうことじゃないかと思っております。</p> <p>例えば、約2,000億の工事費を使ってやります小石原川ダムにつきましては、大手ゼネコンが入りまして、5年間でこれを片付けようとしております。</p>

	<p>それから比べますといろんな、それと比べることはちょっと不可能だと思いますけれども、やはり業者さんの力次第では、それが3年なのか、その倍かかるのかというようなことも、おのずと議員のほうもご理解をいただけたらと思っております。</p> <p>とにかくメインのところにつきましては、3年を目標にしています。それ以外でも5年という数字を出しておりますけれども、できる限り早期復旧等には全力を挙げて今後取り組ませていただきたいと思いますと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>そう願いたいと思います。</p> <p>やはり業者のスピード、能力、そういったものがすべて関係してくるだろうと思います。村内の業者の方々も一生懸命頑張っておられますけれども、やはりいかにせん皆さん年取られたと。</p> <p>平成3年の風台風の後に、小石原川の現在の国光窯の上にですね、湯之谷林道があります。そこに3基の砂防ダムができました。</p> <p>そのとき私が行ったんですけども、1つは小石原の梶原組さん、1つのスリットダウンは古賀組さんが上と下、上下ですね。これはもうもちろんその頃、20何年前の話ですから、どちらも人間もおられたし技術者も多かった。非常に早かったですね。半年で古賀組さんがやられたのは、上にスリットダウン、下に砂防ダム、2つで来たんですね。</p> <p>私はその後すぐ見に行ったんですよ。機能しているだろうと思ったら、ところが機能してなかった。</p> <p>なぜかと言えば、流木が流れて来なかったんですね、上のスリットダウンのほうは。これはもう皆さん見てもらえればすぐ分かりますけれども、そこにかかってなかったですね。それは構造的に山の構造がよかったということなんです。</p> <p>国はつくりましたけれども、しかし下の砂防ダムはある程度埋まっておりますけれども、土砂の流出を止めておりました。非常に有効だったと。あその谷は非常に利いていると。</p> <p>それと左側の湯之谷林道入口の梶原組さんがつくられた砂防ダムも有効に動いているということですね。</p> <p>だから、20年近くたって、思いもかけずそういうことで機能が発揮したということなんですけれども、これは竹の砂防ダムも大きいです。40数年前につくられたんですけども、ある程度止められたから、極端に大きな被害がなかったと、岩屋駅まではですね、というふうになっております。</p> <p>ですから、村長おっしゃるように、技術者と経験者がいないと、若い連中若しくは労働者がいないとだめだということなんです、難しいと思っておりますが、その辺は全国からでも集めていただいて、早急に3年でやっていただき</p>

	<p>たいというふうをお願いして、この質問を終わります。</p> <p>続きまして、J R日田彦山線の再建目途のことについてですけど、先ほど同僚の梶原文明議員がされましたので、大方もうお聞きしましたので、申し上げることはないんですけども。</p> <p>特に岩屋駅のところの屋椎と、屋椎谷が一番今度の被害で多くて、死者も出られた、流出家屋数も多いですね。あそこのところをとにかく早く掘削をしていただいて、水を宝珠山川のほうに流してもらいたいということをお願いしておりますけども、まだ未だに手が付けられておりません。</p> <p>まず、あそこの岩屋駅の上の土砂を撤去するJ Rを待つんじゃなくてですね、村でやって、要するに岩屋湧水を復活したいというふうに私ども考えております。そこから始めたいと。</p> <p>ですからもちろんJ Rの本社にお願いに行くこともまだなさってないようですが、それも必要です。それは議員も含めて全員で行けばいいことですからですね、青柳社長と一刻も早く面会をしてその辺を伝える。文書だけのやり取りだけでは、ただそれはいたずらに日が過ぎると思います。</p> <p>ですから1日も早くですね、青柳社長と自治体協議体のほうでの面談をお願いしたいと思います。</p> <p>そういうことですね、その辺の考えをお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>J R本社ですね、青柳社長とはもう7月の26日に、先ほど梶原文明議員のときに説明しましたようにお会いをし、こちらのほうから要望書等の提出等もさせていただいております。</p> <p>議員言われますように、本迫川の件につきましては、J Rとの関係等もございます。</p> <p>そういった中で、まずは県のほうもご尽力をいただきまして、砂防ダム等の施設については、地元説明会のほうも行っていただきました。</p> <p>そういった中で、やはり岩屋湧水等の問題等もございましてけれども、J Rのあそこの橋との関連もあると思いますが、これにつきましては前向きにですね、前向きと言ったら怒られますね、早急にこの件についても村のほうで対応させていただきたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>特にですね、岩屋駅前の橋というのは、非常に岩屋地区の人たちの生活道路ですね。それから車等のターン場所になっておりますので、そこが、県のほうがするというような、村長の返答でございましたけども、1日も早くですね、やっていただけるようお願いしたいと思います。</p> <p>そのことに関連しまして、その前の熊谷武夫さんの家が流されまして、非常に不幸な、奥様が亡くなられましたけれども、あそこの道路の拡幅のです</p>

	ね、何度もお願いしておりましたが、県のほうに。その発注時期はいつ頃になりますでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>発注時期等につきましては、明確な回答はまだいただいております。</p> <p>しかしながら、本迫川の砂防堰堤の工事に関しまして、仮設道路を本迫川沿いに通したいという県のほうの意向でございます。</p> <p>しかしながら村といたしましては、仮設をつくるよりも、今、言われました熊谷武夫さんからの道のほう、55号線のほうを整備をして、それを仮設として使ってほしいという要望等については行っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そうですね、そのほうが現実的だと思います。本迫川から現在の、今、ネットによるですね、仮の砂防をつくっておりますけども、あそこまでの距離を考えたら、現在の林道のほうをですね、後から仮に傷んだとしても、後から補修のオーバーレイをしてアスファルトをやり変えたほうが、費用としてはかなり安いんじゃないかなというふうに考えておりますけども、私どもの屋椎地区の説明のときには、確かにそういうふうに本迫川を上りたいというような話がありました。</p> <p>どちらにせよ、上のほうの林道やら竹の奥の黒谷林道のところの、災害発生地点の2カ所ございますけども、その工事にしても、そこが、岩屋駅の上がですね、狭ければ、もう離合も何もならないんですね、そこを1日も早く県のほうにですね、発注していただくようお願いをしておきます。</p> <p>最後の質問になります。</p> <p>ここがありませんけども、本年度の補正予算額が8億ちょっとですけども、当然このくらいですね、うちの村全体ですね、河川の改修、農地、それから砂防、山腹工、谷止め工、治山、考えて、そのくらいでできるとは思わないんですね。</p> <p>これは、実際には3月の補正の3月予算のときの中に、1月末の査定が終わった後で全部乗ってくるものですか、その辺をお尋ねして、最後の質問としたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>8億なんぼという今回の補正に関しましては、村単独事業の場合のですね、国庫補助率の補填ですね、その金額だと解釈をしていただきたいと思います。</p> <p>したがって、県管理がほとんどの河川でございますので、県管理につきましては、また県のほうで、それはやっていただくということで、あくまでも村管理の河川改修であり、道路改修であり、そういったところだと解釈をしていただきたいと思います。</p>

議 長	3番 梶原光春議員
3 番	分かりました。 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	引き続き、2番 伊藤均議員の質問を許可します。 2番 伊藤均議員
2 番	私は、効率的な行政運営という中でですね、条例改正について、お尋ねをさせていただきたいと思います。 まず初めに、平成29年6月の第6回の定例会で提出されました東峰村条例の条例改正についてですね、お尋ねをさせていただきたいと思います。 まず、この条例のですね、改正等があります。条例の下にですね、施行規則とか運用規定とか、こういうものがですね、別にあるのかと。これは減免事項だけでなく、全体的なものとしてはあるのか。または減免措置の中でもですね、そういうものが謳われているのか、お尋ねしたいと思います。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	税条例につきましてはですね、規則等が特段ございませんが、固定資産税につきましては、一部規則がございます。基本的には規則がございませんので、要綱等で対応をさせていただいております。
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	そうしますと、規則といったものはないと、要綱で対応されるということになりますと、前回の村民税の減税の関係で、条例の一部改正をしたということになっております。 じゃあこれは、この中にですね、別にじゃあ、これ文言の話をですね、私はちょっと尋ねたいんですけども、そういう要綱の中にまた小さく謳ってあるんですかね。その辺りはいかがですか。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	今回ですね、その5号目にですね、村民税に関しましては、その他特別な事情を要する者ということで、追加をさせていただきました。 今回の平成29年7月九州北部豪雨災害に係る村税等の減免要綱を制定させていただきまして、その中で細かく減免割合とか、そういったものをここで明記させていただいて、その中で今回対応をさせていただくということにしております。 ですので、今までこの項がなかったのですね、まず9月の議会の中でこの項を追加させていただき、こういった要綱を作りまして、今回の災害に対応する減免ということで制定をさせていただいているところです。
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	この税条例の一部を改正する条例という形でですね、先ほど住民税務課長

	<p>が言われた（５）を今度追加されたということになっておりますけれども、今までのですね、税条例の減免の中にはですね、特別な事情がある者というものについては載っておりませんでした。</p> <p>それから、そのときのですね、住民税務課長の答弁においてはですね、これは、条文自体は今回の災害に対する減免措置を表現しており、指摘箇所については、固定資産税の減免事項並びに国民健康保険税の減免事項の条文と統一したとの答弁でしたと、答弁されてありました。</p> <p>ただその後、いや、これは発言が間違っておったということで、翌日にですね、固定資産並びに国民保険条例のですね、減免事項にはそういう災害に対する減免事項として明確に規定されておると。その中で答弁した特別な事情がある者と、いう条文はなかったということで訂正をされております。</p> <p>また、特別な事情がある者という部分について、先ほど言われたとおり今回については、災害以外にですね、他の事情を考慮したものではないというようなことで、訂正を受けておるところですが、減免事項の中のですね、条例の減免において、明確に規定するべきと、私は考えております。それで、この固定資産税にもきちっと災害に遭ったものについて減免をすると。また、国民保険条例の中にもきちっとしたものが載っておると。</p> <p>こういう特別な事情のある者といったような抽象的なですね、表現はされておられません。他の町村にもあったり、なかったりしております。</p> <p>じゃあ、わが東峰村においても、こういう特別な事情がある者というのを無理やり入れる必要があるのかと。きちっと災害に遭って受けた者というもので表現を、私はすべきではないかと思いますが、村長、どのようにお考えですかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の質問等について、いろいろと議論をさせていただきました。</p> <p>そういった中で、福岡県のですね、条文はほとんど同じということでありまして、それで対応を今後もできるのかなと。</p> <p>ただ、日田市がちょっと違うというようなことであります。</p> <p>そういう条文でいければ、もうそういった形で、他市町村と歩調を合わせながらいきたいなと思っております。</p>
議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>解釈によって、これはあまりにもいろんな他の条例についてはですね、確かに村長が特別に認めた者とかいろんなものがあって、必要かなと。</p> <p>確かに、村長が言われるとおり、筑前町、朝倉市等々やはりそういうものを入れております。</p> <p>ただ、本来言う形の中で、そういう抽象的なものを減免条項の中に入れるのは当たり前かなというところは、私は不思議に思うわけです。これはきち</p>

	<p>つとしたもので、こういうものについては減免をしますよという形での表現でない、何か抽象的な形ですと、やはり村民の皆さんも分かりにくいと。他の要綱じゃなく減免要綱ですから、そのところをですね、やっぱりきちっとするべきではないか思っておりますけど、再度村長いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>東峰村条例ですので、東峰村で変えることはできると思います。</p> <p>そういった中で、再度検討させてください。</p> <p>災害等を入れたほうが良いという判断であればそうしますと、あと、ただそれだけでくっってしまうと、想定してなかった問題ができた場合がちょっとまた困りますので、後の村長が必要と認める者を、また入れるのかどうかを含めまして、検討させてください。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>そここのところがですね、私は、他のものとは違うから、きちっとした形で表現するべきではないかと。だから検討はいただき、また何か特別なことがあればですね、そのときにまた考えるというか検討して、その中で諮っていくというべきものではないかと思うんですよ。</p> <p>何かこれをですね、別に入れときますと、特別な事情がある者という形で、別に条例を改正しなくてもいい、その中で判断したという可能性がありますからね。他のことじゃないんですよ、減免なんですよ。</p> <p>ですから、他のことなら私は文言のことについて申し上げるべきことではないと思うんですが、そここのところがやはりしっかりですね、考えていただければ、私は、やはりきちっとしたものを表現するべきではないかと思っております。</p>
議 長	伊藤議員、質問の途中ですけれども、先ほど休憩を取りませんでしたので、5分間休憩します。
休 憩	
議 長	45分まで休憩します。
	(14時39分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
	(14時45分)
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>再度申し上げたいと思います。</p> <p>本来言うですね、考え方として減免条例ということですので、きちっとした形のものを表現していただくと。</p> <p>そして、もし別にこのような災害があったように、減免要綱が別に必要に</p>

	<p>なったという場合については、やはり条例の改正の中で謳っていただいて、やるという形がですね、私は正しいと言いますか、私の考えるところではありません。</p> <p>特別な事情がある者というものが、悪い解釈をすればいろんな解釈ができます。</p> <p>やはりそういう意味ではなく、特別な事情、確かに必要というか、やりやすいとか、地域がみんなやっているというようなことはあるかと思うんですけども、やはり固定資産税も国民健康保険も謳ってないと、きちとしたか形で謳っていると、東峰村はきちとした形で謳うのが、僕は筋ではないかと思います。</p> <p>再度村長にその辺りをお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり議員の言われるように、税につきましては、透明性並びに明確化というのは必要だと思います。したがって、これは、条文の改正をする方向で、次回提案をさせていただきたいと思います。</p>
議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではですね、次に移りたいと思います。</p> <p>村立診療所の運営状況について、お尋ねをさせていただきたいと思えます。</p> <p>今回7月5日の災害時において、災害の翌日にですね、日本赤十字の救護チームをはじめ福岡県の健康管理チームや医療チームなど、多くの方にですね、医師の方に村民の被災時における健康支援をいただきまして、非常に私としても感謝をしているところであります。</p> <p>また、宝珠山診療所を運営している井上一郎医師ですか、こちらについてもですね、避難所における診療また医薬品の提供や他の病院で受診されてある方ですね、薬がどうしても取りに行くのが大変という形で、投薬等ですね、保険証がなくても住所氏名、電話番号等で投薬してくれたということに関してもですね、非常にありがたく思っているところです。</p> <p>また、今回においてはですね、災害では電気は停電しましたし、国道は2カ所も3カ所も寸断された。それから、通信手段である固定電話も携帯電話も通じないというような形でですね、災害時ずっとこういういろんなチームの方が来ておられておったんですけども、私からすると、小石原診療所の状況が全く見えないということで、私たちちょっと心配をしたところですけども、小石原診療所がですね、その折に、どういう形の村民に対するケア、または診療対応をされたかを、まず伺いたいと思います。</p>
議 長	村長

村 長	小石原診療所、村立診療所の運営状況につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>小石原診療所の状況としましては、豪雨災害による施設災への直接の被害はありませんでした。</p> <p>停電によりましてですね、薬品保管庫の冷蔵庫で保管しておりましたワクチンがだめになり、破棄せざるを得なくなっております。また、電子カルテも停電のため使用できないということで、発電機を利用して、必要なときのみ発電しレセプトを使用しております。</p> <p>また、診療所としての対応としましては、5日水曜日より8日の土曜日まで、医師、看護師等職員をですね、夜間待機状態として対応をしております。</p> <p>また、土曜日、日曜日の対応もですね、応援の医師も駆けつけていただきまして、3名の医師で診療をできる日もまたあっております。</p> <p>5日の夜でございますが、うちの課の依頼によりまして、一組の避難者、患者さんですが、を受け入れて診てもらっております。</p> <p>また6日より外来診療を行いまして、小石原公民館、喜楽来館や小石原の鶴地区の集落への巡回診療を行っております。</p> <p>18日にですね、初めて宝珠山地区への往診を行っており、その後7月末まで診察、処方業務、巡回診療を行っております。</p> <p>その中で薬剤の備蓄数量をですね、考慮した処方を7日といたしまして、在庫が切れないように対応しております。</p> <p>また、他の医院にかかりつけ患者の対応として、当診療所で処方薬の内容が把握できない患者については、かかりつけ医へ直接問い合わせ、情報の収集を行っております。</p> <p>在庫のない薬剤につきましては、地域の薬剤師会に在庫の確認を行いまして、院外処方せんを適宜発行して、対応を取っております。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>非常に頑張っていたいただいたということで、報告という形でいいのかなと思います。</p> <p>それこそいろんなものを寸断された関係でですね、宝珠山地区におる私たちとすれば、どういう活躍をいただいたかということがですね、まったく分からないものですから、そうやって頑張っていたことを報告していただければ、非常に宝珠山診療所もですね、必要なんだと、頑張っているんだというようなことで、思うところあります。</p> <p>その中でですね、今現在の東峰村立診療所、それから鼓診療所、それと宝珠山診療所、この医療体制のですね、過去5年間における村民の利用状況について、お知らせいただきたいと思いますが。</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	資料の配布をしたいと思いますので、許可をお願いいたします。
議 長	事前に確認しておりますので、許可します。 (資料配布)
保健福祉課長	<p>今、お手元にはうに配布させていただきました資料ですが、当村における各診療所の利用状況ということで、小石原診療所、鼓診療所、宝珠山診療所の分をあげております。年度としましては、24年度から28年度の5年間ということで、利用状況のほうをあげさせてもらっておりますが、小石原診療所のほうを見ていただきたいと思います。</p> <p>その中の合計の患者数というところでですね、24年度は2,876名、25年度は2,636名、26年度は2,241名、27年度は2,089名、28年度は2,256名というふうにですね、24年度から見れば少しずつ少なくなっておりますが、26年度からは横ばいというふうな形になっております。</p> <p>また、診療所の諸経費を下の段に付けておりますが、これは、医師と職員の人件費は含まれておりませんが、診療所の諸経費としてあげております。</p> <p>この金額もですね、平均して2,200万円ぐらいをですね、運営費でですね、運営をしているというふうな状況でございます。</p> <p>下についてはですね、また、患者1人当たりの診療諸経費ということで、その診療経費から患者数で割ったものが、その数字でございます。1人大体28年で1万円程度の経費がかかるということになっております。</p> <p>また、医療費の収入というところでですね、24年度から28年度をあげておりますが、24年、25年度はですね、患者数も多くて収入も多かったんですが、26年度からですね、2,300万から2,400万ということで、横ばいということですね、少しずつ横ばいということで推移しているような状況でございます。</p> <p>鼓診療所につきましては、合計患者数がですね、24年度は41名、25年度は37名、26年度は38名、27年度は25名、28年度は24名となりまして、24年度と比べるとですね、だいぶ患者数が減っているというふうな状況が捉えます。</p> <p>経費のほうもですね、28年度300万というふうにありますますが、これは空調の修理等がありまして、約、これに90万ほどかかっておりますので、大体診療所の運営費としましては、200万円ほどの運営費で行っているというふうな状態でございます。</p> <p>医療費の収入のところでございますが、24年度は60万910円ほどありましたが、28年度にはですね、36万1千円ということで、患者数が減</p>

	<p>少しておりますので、それに伴いまして医療の収入も減っているという現状でございます。</p> <p>宝珠山診療所につきましては、患者数のみの報告となりますが、24年度が251名、25年度が260名、26年度が216名、27年度が230名、28年度が255名というふうなですね、患者の利用状況となっております。以上です。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>こと詳しい内容で、よく見やすくなっております。</p> <p>この中でですね、確か27年度だったと思います。私、この診療所の関係で、往診をもう少しやったらどうかという形です、一般質問をさせていただいたかと思えます。</p> <p>その後83件、28年度に127件と、多く頑張っていたいておるなと、往診についてはですね、やっていたいておるな。</p> <p>患者数が減る分についてはですね、やはり人口自体高齢の方がですね、随分亡くなっておりますので、受診患者数が少なくなるということについては、ある程度の理解も得ますし、どう言いますか、例年変わらない形でやっておられるのかなと。多く村民の皆さんのために小石原診療所は役立っているのかなという形で捉えるところです。</p> <p>その中でですね、これはまたちょっと話は変わるんですが、28年度の収支決算の中の歳入、12款2項3目にですね、保健衛生費県補助金があります。その中にへき地診療所運営補助金というのがありますが、この運営補助金については、どういう形の対象になっておるのか。</p> <p>この中で言うと、村立診療所と鼓診療所、それから宝珠山診療所とあるんですが、こういうものを全部含んだ中のものですね、この補助金の中で算定されておるのか、どういう形のものがこのへき地診療所算定補助金になっているのかをお尋ねします。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>そのへき地診療所の補助金でございますが、対象となっておりますのが、小石原診療所と鼓診療所がへき地として認定されておりますので、そちらの2つの診療所が補助金の対象となります。</p> <p>費用としましては、医師の給与、また薬剤とか医療の機器材、リース代とか使用料とかが対象となっております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうしますとですね、鼓診療所自体に大きな機器なんかは入っていないのかなと思うんですよ。へき地診療という形です、例えばこの鼓診療所をですね、週に1日かな、ぐらいしか開設してないじゃないかと思うんです。2日ですか、後でまた詳しく聞きたいと思うんですけども、そういう中で、両</p>

	<p>診療所がなければこのへき地診療所の補助金は減るんですかね。</p> <p>なんかその査定の中が、2診療所あってもなくても変わらないという形になるんですかね。その辺りのところはどんなですか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>へき地診療所の補助金につきましては、この診療所がないと来なくなりますので、今、2カ所ですね、へき地診療所として認定をされているということです、この2カ所の分の運営をですね、補助をいただいているというところでございます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうしますとですね、1カ所になったら、それがどうなるんですか、半分になるんですか。</p> <p>このへき地診療所を開設しているから補助金 coming しているのか、2カ所分できているのか、その辺りのところはどんなですか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>それぞれに基準額というのがありましてですね、それで計算をしまして、28年度の決算の分なんです、小石原診療所の分がですね、補助金としまして3,958万5,399円来ております。それと鼓診療所の分につきましては876万4,408円ほどの補助となります。</p> <p>小石原診療所のほうが約4,000万ぐらい来ておりまして、鼓診療所のほうが約900万円ぐらいのへき地の補助となっております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>決算書ではそんな数字じゃなかったんじゃないですか、県補助金は。ちょっと待ってください。そんな小さな数字じゃなかったと思うんですけど。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>すみません。金額を間違えておりました。</p> <p>小石原診療所の分が1,175万2千円ですね。それと鼓診療所のほうが564万6千円。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうすれば、この2軒がないと、1,700万の補助金来ないと。それを1つにしてしまったら1,100万しか来ると、1,200万ぐらいしか。500万減りますよ。</p> <p>今のところの患者数がありますよね、その中で諸経費が300万と。500万の補助金来て300万ぐらいが経費でかかりよるというような計算になりますね、とりあえずね。</p> <p>ほか諸々ありますから、一概にそうとは言えないのしょうけど。そうす</p>

	<p>れば運営の中で、村民の皆さんが利用しやすい形でやれば、それはそれとして大事なことかなと思うところなんですよね。</p> <p>ただ、この利用率から言うと、随分減っていると。来診患者数が結局、これは往診まで入れても24名と、月に2人という、数字上だけ見るとそんなふうになるからですね、じゃあこれが、ここにあるのが本当に必要なのかという形に、どうしても捉えざるを得ませんので、今確認をさせていただいたところですよ。</p> <p>それで、ちょっと鼓診療所の診療体制、先ほど私は週に1回と言いましたが、週に2回だったからですね、体制と時間を教えてください。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	鼓診療所の診療体制としましては、火曜日と木曜日の1時半から3時までを診療時間としております。
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	そうしますと、この火・木の1時半から3時、1時間半ですね。これは誰がおるんですか、医師の方がおられるんですか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	鼓診療所のほうにはですね、事務の職員が出向いて対応しております。患者さんが来たときに小石原診療所のほうに繋いでですね、医師の指示を仰いでですね、対応するという形を取っております。
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>そうしますと、投薬の対応をしておるといような考え方で捉えられてもいいかなというふうに思うところです。</p> <p>なくすというかですね、そういうひどい話ではないんですけども、やはり十分施設を置いておるなら利用していただかないかんと、利用していただける体制をですね、取っていただかないかんといい形だと思います。</p> <p>それで、次の質問に入れておったんですが、診療所にですね、全然関係ないときによく電話が鳴りよると。私、もうここ1年ぐらい歯科診療所に行つてですね、いろんな時間帯に行くんですけど、私が電話を聞いたことはないです。診療に来てあるときにもあったこともないです。1年間行って。それは、そういう体制を取っておるのでやっておられると思います。</p> <p>しかし、全然おらないときに、時々よう電話が鳴りよりますよと聞くわけなんです。そうしますと、この電話が必要である電話が鼓診療所に鳴って、通じておるのかなと。固定電話なんかは転送機能がありますからね、そういうものまでもきちっと準備しておく必要がありませんかと思うんですが、いかがですか。</p>
議 長	保健福祉課長

保健福祉課 長	鼓診療所の固定電話につきましては、今現在転送機能がありませんので、今後転送機能をですね、追加をしたいというふうに考えます。
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>村民の皆さんのためには重要なことですから、早急な対応をしていただければありがたいかなと思っております。</p> <p>せっかくそうやって診療所として構えておるんですから、十分なですね、村民の皆さんが利用できる形、そしてやっば来やすい形をですね、やはりもう少し努力をいただくということは大事なことかなと思いますのでですね、しっかりその辺りのところを協議されてですね、対応していただけるようお願いをしておきたいと思っております。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
議 長	<p>引き続き、4番 黒川隆康議員の質問を許可します。</p> <p>4番 黒川隆康議員</p>
4 番	<p>私は、災害復旧について、それから農林業の振興について、お尋ねしたいと思っております。</p> <p>災害復旧についてはですね、先ほど梶原光春議員が、私がお聞きしたいことがほとんど入ってたようなところもあります。しかし、違うふうな切り口で、ちょっとお尋ねしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>今、復興計画策定委員会が設置されまして、その委員会のもと住民協議会が開催されております。そして多くの住民の皆さんが参加して、復旧計画についてですね、意見が交わされているところではありますが、このことについてはですね、たいへんいいことですし、また、本当に必要なことだと思っております。</p> <p>ただ、私がちょっとその中で、私も2回ほど出席して思ったことがあるんですが、協議をする中でですね、住民の皆さんが復旧状況を、まるで今の全体像というのをつかんでないというか、知らないような気がします。</p> <p>できれば私は、今の状態というのを知って、そしてその中でいろんな話をしていくことが、これからの現実的で効率的な話し合いができるのではないかと考えておるところであります。</p> <p>確かに今、本格的な復旧工事というのはまだまだ先のことではあるとは思いますが、先ほど梶原議員の質問の中に、村長の答弁の中にもですね、応急的な仮工事が、もう大体が工事が終わっているというようなこともお聞きしましたので、そういうところも含めまして、もしできれば村民の人たちにお知らせしていただければ、そのことを知ることによって、皆さんが気持ちを1つにしてですね、これからの復旧・復興にみんな協力一致して立ち向かっていけるんじゃないかなというふうに感じているところであります。</p> <p>そこでですね、初めの質問をしたいんですが、現在まで、今の復旧状況で</p>

	<p>すね、仮工事、本格的な工事はまだ先ですので、今までの復旧工事をです、関係する課ごとに、もし分かりましたらお知らせをして、説明をしていただきたいというふうに思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かに黒川議員言われるようにです、応急復旧工事、これはトンバックを積むなりです、まだ通りにくいとかいろいろありますけれども、一応応急復旧については、完了をしていると理解をしております。</p> <p>ただし、今後の復興計画、つまりどんなふう改良復旧等をやっていくのということにつきましては、県のほうにはです、一応地域の説明会、これはやっていただきたいということは言っております。</p> <p>そういった中で、さらに改良復旧、例えばもう農地あたりは流れて、もう5年前もやられたと。そうするのであれば、もうここは放棄するんで河川の幅を広げてくれとか、そういったようなご意見等もあるかと思っております。</p> <p>そうじゃなくて、やっぱり原形復旧にとどめてくれというような要件もあると思っておりますので、県のほうには工事と言いますか、かかる前にはです、そういった住民への説明会はやってほしいということは要望しております。</p> <p>ただ残りますのは、村管理の河川、道路です。そういったところにつきましては、現在ある程度改良復旧等は認められておりますけれども、あくまでも原形復旧を前提とした改良復旧等になっているかと思っております。</p> <p>そういった中で、本当に、じゃあ次の段階、またそういった豪雨災害のときに、それが果たしていいのか悪いのか。それはもうちょっと川幅広げたほうがいいよねというような水計算によってです、そういうことになりますと、やはりもっと住民の方に土地を提供してもらいなりしてです、川幅を広げていかなければならないと考えております。</p> <p>したがって、12月です、査定は一応終わるんですけども、今後実施設計等になってきますので、その段階では、やはり地区、地区の、村の工事におきましても説明等は一応させて、その情報は、共有をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	<p>確かにです、今、村長がおっしゃったように、仮工事みたいな感じで今やっているんでしょうけども。</p> <p>僕らが今おるところで、例えば大行司におるとです、岩屋地区ではどうなっているのかとか、下の延田地区ではどうなっておるのかというのがなかなか分からないんですよ。だから、そういうことも含めて教えていただきたい。</p> <p>例えば私は大行司ですけど、大行司駅の山崩れにしてもです、私がたまたまあそこでおって、工事の人に、これどうするんですかと聞いたから私は</p>

	<p>知っているようなもの、たぶん他の人は知らないと思いますよね。大行司におっても知らないような状況だと思います。</p> <p>だから、そういうふうに、もし役場のほうで分かっていたら、例えば河川にすれば、河川のこの場所については、今からこういう工事をしますよとか、あっちの場所についてはいつ頃から浚渫しますよとか、そういうことが住民の人にとっては重要なことではないかなというふうに思うわけですよ。</p> <p>そういう情報を、先ほど村長もおっしゃったように、情報をできたらこまめに出していただくことがやっぱり、住民の人たちの安心に繋がってくると思うんですよ。</p> <p>ですから、様々な方法です、定期的にそういう情報を流していただければと思います。</p> <p>そして、私たちは、この村の人たちがですね、将来に希望が持てるような復旧をしていかなければならないと思うんですよ。</p> <p>そこで次の質問です。</p> <p>先ほど梶原議員も聞いたように、改良復旧は可能なのか。</p> <p>私ですね、以前耳にしたことがどうも気になっているんですが、それは原形復旧をしてからでないと改良復旧はできないというようなことを耳にしたことがあるんですよ。</p> <p>それが本当なのかどうかというのが、よく私も確認を取っていないので分からないんですけども、村長がよく改良復旧という言葉を使っていますので、改良復旧というのは絶対に必要なことだと思いますし、改良復旧なくして安全・安心な村づくりというのはないと思うんですね。</p> <p>ですから、これは確認なんですけども、本当に改良復旧というのはできるんですか。先ほど村長は、できるというような回答もあったんですが、まず、再度お尋ねしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>結論から言いますと、できます。</p> <p>これも梶原議員のときに説明をいたしましたように、やはりそこには予算がですね、工事費が伴うということであります。</p> <p>しかしながら、ちょっと時間をお借りしますと、今、九大の先生方をですね、災害復興計画あたりの中に入らせていただいているんですけども、いろんないい案を出していただきまして、そして国交省、県等ですね、関係も当然大学の先生ですのでお持ちです。</p> <p>そういった中で、端的に言いますと、確約はできませんけれども、例えば宝珠山川ですね、ホテルが多いということで、ホテルが生息しやすいような石積みをするというようなことも、元々九大の先生の発案だったんですけど</p>

	<p>ども、これは県のほうが、そういう具合にやりますと言ってくれています。</p> <p>それとかあと、大学の先生が言ってるのは、例えば護岸をつくりますよね。護岸をつくっても、その必要断面積がない場合があるじゃないですか、そういったところは、じゃあどうするのかと言ったら、また、その上に擁壁を継ぎ足さないかんですよ。でないと、また水がオーバーしてしまいますので。</p> <p>そういった場合は、じゃあ、擁壁が、通常の擁壁それに田んぼがついています。高さが。そうすると、そこにもう1つの堤防を築かないかんというようになりますと、田んぼのほうが天端よりも下になるわけですよ。そういった場合は、その高さに合わせて全部ですね、その辺りの農地等をですね、整備もできますよというようなことも、この前言っておられましたし、これは実際農水省等ですね、確認等も必要になるかと思えますけれども、そういった改良をやりますと、そういった考えですと、やっぱり改良復旧等もですね、できるだけやらせていただいて、それが河川の近くだけなのか、もっと普通の村営河川ですね、管理の河川のところもやれるのか、そこら辺りは今後詰めていきたいと思っております。</p> <p>そういった意味では改良復旧は、結論としては、できるということですね。</p> <p>ただ、最終的にその地権者の方が反対をしますと、これはやっぱりなかなか難しいというようなことも思っておりますので、その辺りはまた地権者のご了解等にですね、努力をしていかなければならないかと思っております。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の村長のお答えを聞いて、本当に安心しているところです。</p> <p>ただ、この復旧工事に関しては、やっぱり他の自治体からですね、うらやましがられるような、見本になるような復旧工事ができればいいなというように思っています。</p> <p>たいへん今からお骨折りがかかると思いますが、ぜひとも全力で取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>それで、今、改良工事は可能だということで、今お答えいただきました。</p> <p>それで、改良箇所ですね、確定しているようなところは、ありましたら教えていただければと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>申し訳ないんですけど、村管理のほうについてはですね、まだ十分把握ができていません。ただし県管理の河川等につきましては、ある程度図面等も見させていただいておりますし、さっき言いました石積みの河川につきましてもそうですけれども、あと例えば宝珠山川と大肥川の合流地点がありますね、そういったところも改良をしていただくということになっていますし、</p>

	<p>そのすぐ直下流に車が1台ぐらい通る橋が架かっていますよね。この橋につきましても、ちょうどあそこは右岸側の岩がグッと出てきていますので、狭窄部になっているということで、非常に水の流れを阻害しているということで、あそこも架けなおすという話もいただいております。</p> <p>それから、さっきから言っています宝珠山川の鉄橋ですね、ここにつきましても、あれ4本ぐらい今、支柱が立っているのをですね、最大でも1本ですか、あたりにはしたいというような提案も受けております。</p> <p>ただ、私が今要望しています宝珠山駅のところの河床が上がっていますよね、これにつきましては、設置されている堰がどうしても大分県側なものですから、その辺りとどうしても協議はして、進めるとかいう話はしていただいているんですけど、ちょっとこの辺りがまたネックになってくるかなと思っております。</p> <p>それからあと、やはり今回の豪雨災害によって、流木等の流出によりましてですね、やはり昔の橋が河床からの距離がないので、そこに流木がつかまって、つかえて大きな災害を起こした橋が、今2カ所程度ありますので、こういった橋については、もう落とさせていただくというような方向も出ております。</p> <p>いずれにいたしましても、最終的に県のほうがどういう実施設計でくるのかですね、その前に何とかして村のほうとしては川幅を広げるなり、流量を流れやすいようにするなり、そういった改良等の要望についてはですね、やはり県のほうに話をさせていただいて、できるだけ今後の災害等の防止になればと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>4 番 黒川隆康議員</p>
<p>4 番</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、村長がお答えいただきましたように、大変だろうと思えますけれども、国や県とですね、しっかりと要望をして、東峰村としての希望を通していただくように、ぜひともお願いしたいと思います。</p> <p>災害については、以上で終わりたいと思います。</p> <p>次の農林業の振興ということで、お尋ねしたいと思います。</p> <p>これは、農林省関連の中でですね、経営所得安定対策交付金があります。これは1反当たり7,500円の助成金が支給されています。この交付金については、自己申告ということになっているそうですが、申請については担当課より通知が出されておるわけですね。この通知は個人に出されていた27年度まではですね、個人に出されていたということですが、28年度分限りそういう通知がなかったためにですね、申請がされてなかったという人がいらっしゃるんですよ。しなかったというよりもできなかった、気が付かなかったというようなですね、そういう話をお聞きしましたので、それが本</p>

	<p>当なのかどうか、ちょっと参考までにですね、27年度、28年度、29年度の申請者数を教えていただけたらと思っております。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まずお尋ねの申請件数からですが、平成27年度が195件、平成28年度が162件、平成29年度が189件でございます。以上です。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の数字もですね、28年度に限って162件、下がっているんですよね。この原因はどこにあるんだろうかなとお尋ねしたい。</p> <p>それとその通知が出されてなかったというのは、どういう形で出したのかなということをお尋ねしたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、この申請方法につきましては、前年度申請されていた方につきましては、国のほうから農家ごとに封書に入って、申請書が村のほうに届きます。それを年度当初の農事小組合長会で農事小組合長に全戸分渡しております。それから農家のほうにですね、届けてもらっているわけですが、この方法は数年変わっておりません。</p> <p>28年度にこの件数が下がったのが、これが原因かどうかというのが特定できるわけではありませんが、28年度については申請されていなかった農家についてですね、申請が出ていませんよという再度通知をですね、出してなかったということでございます。</p> <p>それで基本的には当初申し上げられたとおり、自己申請によるものですので、申請が当然ではございますけど、毎年申請されていた方がですね、たまたまそのとき出ていなかったとか、そういった状況に気が付けばですね、村のほうも少し配慮すべきだったのかとは思っておりますし、今年度についてはですね、そういったこともございましたので、出されていない方にはですね、再度通知を行ってですね、申請を行ってもらったところでございます。以上です。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>分かりました。</p> <p>ただ、農事組合長に一括して通知を渡して、それは27年度以前もそういうふうに使っていたんですか。28年度には来てなかったという。それがどうもちょっと、そのところがですね、どうか違うかなと思ったんですけど。</p> <p>どっちにしろですね、改善はされています。もしそういうふうですね、申請者、例年もこれは変わることはないと思うんですよね。ほとんど農業されている方は変わってないと思うんで、こんなにやっぱり2、30人少なくなった時点で、やっぱりそれは気が付いて通知を出すとか、そういうふう</p>

	<p>すべきだったと思います。</p> <p>でも今年度はですね、またそういうふうに、きちっとその対応を取っていただいたということですので、それはそれでよかったのかなと。せひ、これからもそういうふうに気を付けていただければというふうに思います。</p> <p>以上で、私の質問は終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時31分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15時40分)</p>
議 長	<p>9番 長澤貞義議員の質問を許可します。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>私の質問はですね、今度の災害によりまして、大きな被害が村に出ています。</p> <p>それで、今後の村の財政状況がどうなっていくのかという質問でございます。</p> <p>通告書には細かく載せていませんでしたけれど、あとで執行部のほうに出してくれということで、出しておりましたことに従いまして、質問をしたいと思っております。</p> <p>1番目のですね、今度の災害の復興資金として、いろいろあると思うんですが、国庫支出金がございます。その中で国庫負担金の中に、私ちょっと調べたところによりますと、災害復旧等の国庫負担金というのが出ると思えます。それから地方債を起債して、それを災害復旧・復興資金として使えるの、それか若しくは過疎対策事業債ですね、これを使って災害の復興資金として使っていただけるんではないかと思いますが、私の質問の中ではどのくらい支給されるのかということを書いていたんですが、これはたぶんまだ分からないと思っておりますから、今の中でですね、どの地方債を取るのか、過疎債を取るのか、国庫負担金の災害復旧等国庫負担金、これを分ける範囲で、どれが村としては選択できるのかということをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどからいろいろな質問に対して答えをさせていただいているんですが。</p> <p>まず、大きく分けて村管理の部分とそれから県管理の部門というのがあります。</p> <p>県管理につきましては、これは県がやっていただきますので、あとは村管理の道路、河川、それから谷、それと林道等がどのくらいかかるのかという</p>

	<p>ような、ごめんなさい、農地も含めてですね、どのくらいかかるのかというのが基本だと思いますけれども。</p> <p>今、農地のほうはまだ出て来ておりませんが、公共災、道路とか河川ですね、村管理の。それにつきましては、約29億の数字が出て来て、今、査定を受けている段階であります。</p> <p>梶原光春議員の質問にも答えましたように、大体概ねその1割程度、これは村が負担しなきゃいかんのかなと思っております。あとにつきましては、激甚災害等ですね、国庫補助があるということです。</p> <p>しかしながら、その他にですね、災害査定にかかる費用とか補助対象にならないもの、これはですね、今からどんどん出てくると思います。相当額ですね、村費と言いますか、村の負担は覚悟しなければならないかと考えております。</p> <p>そういった中で、しかしどうするのだという話なんですけれども、やはり今後想定がされる豪雨災害等につきまして、やはり住民の方の安心・安全な村づくりのためにはですね、村の負担が増えてもその辺りは今回はやっつけなければならぬと考えております。</p> <p>あとそのお金を村の村債ですね、そういったもので補うのかというような質問に対しましても、まずは財政調整基金とかですね、そういった村債に頼らない部分ですね、基金の組替えとか、そういったことが当然議会の皆さん方のご了解を得た中でやっていき、そして資金等は確保していきたいと考えております。</p> <p>合併特例債の事業につきましても、どの程度それが使えるのかというのが、まだよく分かっておりませんが、一応建設事業等で発行できる可能額というのは27億7,000万ほどあります。その中で28年度末、去年末までに7億5,000万ほど使っておりますので、単純に20億ですね、差し引きをしますと残っていると、残っているというか枠があるということです。</p> <p>ただ、条件としてはですね、合併特例債よりも過疎債のほうがですね、ちょっとだけ有利でありますので、できる限り過疎債を使った事業実施ができればいいなと思っております。これにつきましては、努力をしていくつもりです。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>いろいろ資金の使い方、これから村単独でやらなければならないこともたくさん出てくると思いますが、財政調整基金を使ったやり方とかあると思います。</p> <p>先日の全協のときに財調の残高を聞いたら、確か5億どのくらいかということを知っていましたが、私の記憶違いでなければ、どうでしょうか。課長、</p>

	分かりますか。
議 長	総務課長
総務課長	<p>財政調整基金の残高につきましては、昨年度末の残高として16億3,000万程度ですね。現在ですね、12月の補正でお願いしている分で、トータルとして13億円の取り崩し額を計上しております。</p> <p>予算ベースで言いましたら、3億3,000万円程度の残額があるということで、この前の説明につきましては、そのうちのうちで施設改修基金のほうへの2億円の積み立てを今回財調の取り崩しで予算計上しておりましたので、今後の財政運営については、その分についての執行を取りやめるという選択肢もあるので、それでしたら5億ほどの残高で今のところなっているという説明をしたところでした。以上です。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>一番使いやすいという形ですね、財調が使われるんだと思います。</p> <p>これもしかしたら限りがあると思うんですね。もう実質3億という形になると思うんですね。組み替えとかで5億になる可能性もあるということですので、これ使えば実際もっと減ってきますよね。結局そうした場合は、今までは基金として積み立ててきたお金だと思うんですね。それが残って、今現在使われていると思いますが、もし残高がもっと減少した場合、毎年基金積立をやると思うんですが、どっと財調に入れられるような金というのは、どこからか来るんでしょうかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、長澤議員深刻に計算をされているみたいですが、先ほど言いましたように、村の今のですね、公共災については、約29億ぐらいかかりますよと。そのうちで、やはり村から先行してお金は出さなければなりません。しかしながら、交付金等でですね、約9割棟は返ってくるということで、村の負担としては1割程度ですよという説明をさせていただきました。</p> <p>したがってそれが、あと残りが3億だ、5億だという話にはならないかと思っております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>それとですね、決算書明細の中の78ページに基金の内訳が出ていますけれど、実際決算年度末現在は41億6,200万ぐらいの基金があるように載っていますが、これは、この中に合併振興基金というのがありますね。これが合併特例債の残高みたいと認識でよろしいですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>合併特例債の借入れの枠につきましては、1つは建設事業についての枠で、もう1つについては基金を起こせる事業の枠という形で、当初合併のと</p>

	<p>きに示された数字でございます。</p> <p>基金の積立については、約8億9,300万だっですか、その枠の中で今合併特例債を借りて、基金として合併振興基金ですかね、に積んで、利息を合わせて、今10億という金額になっているものでございます。以上です。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>合併特例債というのは、合併当時そういうお金がもらえるということで思っていたんですけど、起債を起こすという形で使えるというお金という認識でよろしいですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>合併特例債の定義といたしましては、合併後ですね、一体性の醸成とか、そういった部分の合併効果を高めるための分としての事業ですね、に充てられるという形にしております。</p> <p>その後基金事業につきましては、償還後使うことができるという部分の大枠の中で、今10年の償還が終わっているところです。</p> <p>その間の部分として10年間ですね、いろんな合併の事業を行うにあたって、合併特例債という部分を使えるということで、村としてはその基金の枠がですね、先ほど村長が申しましたとおり、27億7,600万円ですね、建設の枠があるということで、最終的には基金の中で合併の事業を引き続き行っていく、引き続きというか、合併の基金の事業の間の基金として、合併特例債を借りるというような形づけとさせていただければというふうに思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>ちょっと難しい話になったんですけど、簡単に特例債というのは、合併をした自治体に対して振興資金として使ってもいいよというような金だと思っんですね。</p> <p>今回災害が発生しまして、それを使えるかどうかは、まだはっきりは分からないということでしょうかね。合併特例債というのは。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>ここですね、災害復旧事業にすぐ使えるかどうかというのは、ちょっとなかなかすぐには答えられませんけれども、その合併した自治体のそういう醸成ですね、醸成のためということに合致すれば、使えるというものになります。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>なかなか簡単には、すぐには使えない。いろいろ基金があってもですね、ここに、78ページにこんなに基金があるんですけど、やっぱりそれはもう使える道が決まっているお金ですよ。他にはもう使えないからですね。</p>

	<p>私たち事業者でもやっぱり今回の災害で補償協会から借りるときに、この金額は設備投資として貸しますと、あと残りを運転資金として貸しますと、そういう形で使い道がちゃんと分けられていますので、もう他の道には使えないという形なんで、この基金というのがあるのは、それはもう村にとっては力強いあれなんですけど、他には使えないという形だと思っております。</p> <p>それからですね、今度決算の主要成果説明書の8ページの中で、積立金とありますね。これが現在28年度の残高268万3千円、これと財政調整基金とはまたどう違うんでしょうかね。</p>
議 長	総務課長
総務課長	積立金の280万何某につきましては、財政調整基金の利息分の積み立てという金額で、財政調整基金の積み立てについて、そこの欄に計上しているものでございます。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>今の積立金は利息という形で出しているという形ですね。</p> <p>それからですね、過疎対策はうちの村は使えるんです。過疎対策事業債ですね、これは時限立法だと思うんですけど、年々延長されてきたんだと思うんですけど、現時点では32年まででしたか。そのところを分かればお願いします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>申し訳ありません。先ほどの説明の中で、積立金の部分については、28年度については利息分を積み立てしております。27年度については、9,000万少々の予算によります積立金と利息で金額になっているということで、利息だけをあげているわけではございませんので、訂正をいたします。</p> <p>あと過疎計画につきましては、確か31年度末、32年3月までだったと今のところ記憶しております。以上です。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>過疎債というのは、こういった田舎の自治体、人口の少ない自治体が優先して使えるお金だと思います。</p> <p>時限立法となっていますので、もうあと何年かしかですね、現時点ではないと思いますけれど、また延長ができる可能性もあるかもしれませんけれど、村長として、この過疎債ですね、こういった使い方が一番この村のために良いと思っておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと私も詳しくは分かりませんが、過疎債につきましてもですね、過疎計画というのに乗っけないとですね、そのお金が使えないんですよ。したがって、今、県のほうとも協議をさせていただいているんですけど</p>

	<p>も、例えば、さっきから何回も申しております村管理の河川、これは大きい河川もあれば、ほんと谷川もあるわけですよ。そういった谷からの被害というのが、今回も結構大きな災害になっています。</p> <p>したがって、やはり村としては、谷川の改修もやりたいし、もう1つは、その谷をですね、そのままの改修じゃなくて改良ですね、そういったことをやらないと、現状の谷ではもうどう見ても目的を達せないというような谷もあります。そういったところについてまで、本来ですと過疎債が使えるようにしたいと思っておりますので、その辺りにつきましては、今後過疎債のですね、話を県のほうとは、過疎計画のほうに乗っけるような形で行っていきたいと考えております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>私ちょっと総務省の資料で出したんですけど、産業振興施設と交通通信施設、厚生施設等、教育文化施設等と、それから自然エネルギーを利用するための施設、集落再編整備とか、いろいろ多岐にわたっているんですね。</p> <p>これはやっぱり本当に利用できるだけのですね、本当に価値があると思いますので取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>それで分かればなんですけど、この表に書いているのは、充当率としては100%であり、その元利償還金の70%は基準財政需要額の算入、普通交付税として後で措置されると思うんですけど、実質70%以上の補助率、実質はあるんでしょう。分かる範囲でいいんですけど、もうちょっとこれ以上のものがあればですね、補助率の。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>過疎債につきましては、それに書かれてあるとおりで、元利償還額に対しての70%が普通交付税に算入されているということでございます。それ以上ということはありません。</p> <p>いろいろ起債によってですね、交付税算入率というのは変わりますので、そのうちの過疎債はそういう形、例えばへん地債であれば8割とか、そういった部分の基準はその中でやっているものでございます。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>それでは交付税のことですけど、28年度は8,000万、約ですけど、8,000万以上の減額があっているということでございますが、今後どのくらい交付税が減らされていくのか、そういう予想というのは分かりませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>今回、昨年ですね、10月に国調がありました。その人口によりましてですね、また交付税のほうが決まるんですけども、それも含めまして、あと大きいのが村の借金の起債と言いますが、その部分の返還金額ですね、こ</p>

	<p>れの交付税を合わせて大体昨年8,000万ぐらい減ったということであり ます。</p> <p>しかしながら、今後ですね、こういう言い方はどうかと思いますけど、国 調は5年ごとですよね。したがって、28から5年後と言ったら32ですか、 32までは国調の人口による分は変わらないと思いますし、今回また起債等 を起こしてですね、償還が増えてくれば、また数字的には変わってきます。</p> <p>しかし、災害を除いた考え方にすればですね、大体また平均的な金額でい くのかなとは思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>一番交付税が増やせる可能性があるとするならば、もう人口が増えるとい うことが一番手っ取り早いのかなと。しかしこれはまた難しいことですよ ね。増えるにしても、せいぜい10人とか20人とか、それぐらいでござい ますよね。</p> <p>1人当たりどれくらい増える可能性が、1人増えることによって交付税が どのくらい増える可能性があるのか、分かりますか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>普通交付税の算定の根拠として、一番基数として人口を採用している分 と、他にいろいろとですね、道路の改良延長とかいろんな費目がありまして、 複雑な計算の中に成り立っておりますので、人口における部分の数字によっ て変わる分で、ちょっと記憶があいまいな部分ですが、250前後だったと 思います。それぐらいの金額の変動はあるというふうに、確か前のときには そういうふうに理解しておりました。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>金額的なものははっきりしませんけれど、やっぱり人口が増えれば交付税 もそれにつれて増えていくということですね。交付税の算定というのも、な んかえらいややこしいですね、道路の面積とかですね、距離とかいろいろあ るものですね、簡単には算定が難しいみたいです。</p> <p>村としてですね、財政を運営していく上で、あと村長新しく4年間ですね、 なっていくことになったんですが。あと4年間ですね、適正な財政を考える 上で、職員の人件費等もいろいろございますけれど、この災害が終われば大 体元に戻れると思うんですけど、大体適正な規模という金額は、大体どれ くらいか、お考えがありますでしょうか。ちょっと漠然とした考えですけど。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと意味がですね、なかなかあれですけど。</p> <p>標準財政規模が大体15、6億とされています。それはもうやっぱりそ れだけ要るということですね。</p> <p>それに対しまして、今年の予算が32億ぐらいなっていたと思いますけれ</p>

	<p>ども、それはやはりいろんな公共事業とか、そういったことをやっていくのに積み上げたお金でありまして、何もやらなければ標準財政規模以前のですね、22、3億とか、そういった数字になるのかなと思っておりますけれども。</p> <p>今回の場合は、これだけ大きな激甚的災害が起きておりますので、60何億というですね、やっぱりこの村始まって以来の予算規模になっております。</p> <p>したがって、どれが平均的かと言われるすと、過去の災害がないところの基準であります20何億かなというような気はいたします。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>財政規模というのはその年度によって、また変化してきますけれど、今、村長が申されたように20億前後ですね、そういう形で推移していくのが理想かなと、私も思っております。</p> <p>これからですね、本当に災害復旧に向けて、復興に向けてですね、全村一致して進んでいかなければなりませんので、職員皆さんほんと大変でございますけれど、一緒になって頑張っていきたいと思っております。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどの20数億という話は、あくまでも何もというか、現状維持みたいな形ですので、今、地方創生です、この村の活性化、そういったものは当然図っていかなければ、先ほど言いました人口の増にもなりません。</p> <p>そういった事業も含めると、やはり30億円台にはですね、当然今後も推移をして、災害を除いた後ですよ、していくのではないかと思っております。</p>
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>明日12月12日は、引き続き一般質問を午前9時30分より行い、終了後、決算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(16時12分)</p>

第8回 東峰村議会定例会会議録

平成29年12月12日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

平成29年 第8回東峰村議会定例会議事日程

平成29年12月12日開議

日程第 1

一般質問

開 議	
議 長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>7番 高倉寛視議員の質問を許可します。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>私はですね、昨日から同僚議員がいろいろ質問はされておりましたけど、ちょっと違う方向で質問したいと思っております。</p> <p>今度の災害でですね、非常に農地、特に田んぼですね、米を作るところが非常に被害を受けております。</p> <p>農地の査定は1月中旬ごろに査定が終了するというところでございましたけれども、査定が終わったらですね、まずどのような順序で工事を進めていくのかを、お聞きしたいと思います。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>農地の復旧にかかりましては、以前から申し上げておりますとおり、29年度中には約1割から2割程度発注できれば良いかなと思っております。30年度には5割程度は発注したいと思っております。</p> <p>31年度以降に残りの4割ないし3割を発注と、そのような計画を持っておるわけですが、発注する工事の種類につきましては、当然用水関係がですね、皆さん急がれることだと思いますので、できるだけ復旧可能な用水路については早期に発注したいと思っております。</p> <p>また、頭首工関係についても、県営河川との関係がございますが、そういった部分をクリアできればですね、できるだけ早く発注はしたいと思っております。</p> <p>当然最終的に残ってくるのは、農地の畦畔と申しますか、石積み等の復旧、そういったところが後になってくる可能性はございますので、いずれにしろ農家の皆さんに対しましては、30年度の作付けにつきましては、29年度できなかったところについては、そのままの状況になりますということで申し上げますので、30年度の作付けはできないと思っておりますと、そのように伝えております。</p> <p>発注の順位と言いますか、につきましては、そういったところで、用水関</p>

	係をですね、できるだけ早く発注する必要があるものと思っております。以上です。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	大体の順序は分かったのですが、29年度に米が穫れたと、そういうふうなところのほうを優先するというので、理解してよろしいんですかね。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>29年度に作付けができてですね、30年度も当然29年度と同じ方法を取れば作付けはできるものと考えられます。</p> <p>それにつきましてはですね、それぞれの水利組合なり営農組合のほうでポンプ等を設置してですね、いろいろ努力をさせていただいております。</p> <p>現時点でもですね、15台ほどのポンプの要望というところを、農林観光課のほうではつかんでおるわけですが、来年早々にでもですね、そういった中山間あるいは水利組合の代表の方々にですね、ポンプの要望なりをもう一度再確認取ってですね、29年度作付けできた水田については、30年度もできるようにですね、進めていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	それではですね、例えば作付けができる農家に対して、どのように連絡とかお知らせをしていくのか、そこを詳しくお願いしたいと思います。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	先ほども申しましたようにですね、中山間の代表者等の会議を行いたいと思いますので、その中でですね、ある程度の区域については、代表者の方が把握されておりますので、そういったところで確認を取りたいと思っております。以上です。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>次の質問に行きます。</p> <p>昨日も梶原光春議員が仮設住宅のことを言っておりました。入居期間が2年だということで、新たな生活設計がですね、今から考えると1年8カ月余りだと思います。次の住宅等をですね、復興住宅というんですかね、そういうものを進めていくために、行政としてどのように考えておるのかをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>仮設住宅の件につきましては、まずは入居者が本当にどのくらいになるのかというのをですね、つかまなければならぬと思っております。</p> <p>そういった中で、今つかんでおりますのが、入居しますというのが7名、</p>

	<p>それから9世帯が、今検討中だということであります。</p> <p>こういった状況を村としてもですね、早くつかみまして、そして本年度内にはですね、そういった方針を決めていきたいと思っております。</p> <p>議会のほうにもですね、旧宝珠山小学校跡地の活用についての検討もお願いをしておりますし、また、そこができない場合でもですね、村のほうでは田んぼ等の買い上げ等を含めて検討をしていきたいと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>仮設住宅とかみなし仮設というところに入っておられる方、非常に心細いことだと考えております。ですからですね、村長がそういうふうな考えであればよろしいんですけども、やはり早急にこの計画はですね、やはり実施していただかないと、本当に生活に関することですのでですね、これはやはり行政が本当に本気になってやっていただきたいと思っております。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>教育のことでございますので、教育長のほうにお伺いしたいと思います。</p> <p>非常に一般的に言いますと、近ごろこの自治体でも学校に行かないとか不登校になるというふうな子どもが非常に多くなっております。</p> <p>それでですね、教育長は長い間教育畑でやって来られておりますので、教育長の考えとして、個人の考えでもよろしゅうございますので、こういうことがなぜ起こり得るのか、どういったふうに起こったときに、どのように解決すればいいのかを、分かる範囲で、思った範囲でよございまして、お答えいただきたいと思っております。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>まず、不登校の問題はですね、学校教育の大きな教育課題として捉えております。子どもたちが元気に安心して学校に来れると、そういうことがまず第一でございますので、そういう点からすると不登校が生まれるというのは、教育の中でですね、当然やっていかなければならない施策でもあります。</p> <p>そういう中で不登校がどういうところに原因があるかということで、これは非常に難しい問題で、これが原因でということがですね、なかなか言えないところもあります。ただ、一般的な部分でお答えをしたいと思っておりますけど。</p> <p>まず、学校の生活に問題がある場合、例えば学業の問題とか友人関係、教師との関係とか、そういうふうな学校生活の中に問題がある場合。</p> <p>2番目に、本人が原因である場合、例えば生活習慣が十分身につけていないとか、またはちょっと怠惰的な傾向があるとか、またはちょっと病気がちであるとか、そういうことがあります。</p> <p>3番目に、家庭生活が原因であると、今、家庭が、生活環境が急激に変化しておりますので、そういう中で親子関係とか生活習慣、しつけの問題とか、また家庭内の不和とかですね、そういうものが起因して不登校になると</p>

か、そういうものが複雑に絡み合った状況で子どもたちが学校に来られなくなっていると、そういうふうな状況を今、私たちのほうでは捉えているところでは。

そういう中でですね、子どもたちを、どういうふうにしたら学校に来れるようにするかということで、まずは担任の先生、家庭訪問をしたり、子どもに声かけをしたり、何が原因かというところの原因関係を見極めるとか、これは非常に難しいところなんですけど、そういう関わりをしております。

当然、保護者のほうにも話をしに行き、今の生活の様子とか悩みが言えているとか、何が原因かとかいうのを親に話していますかとかですね、そういうところを聞いたりしております。

それで、これは担任とか一部の先生だけでは解決しない問題でもありますので、全職員でですね、この問題に関わっていくという、組織で取り組むような形を今、取っております。

その中でもすべての先生が不登校になっている子どもたちに会うとかですね、心を開くとかいうことにはならないこともありますので、そういう場合はマンツーマン方式という方式を取っております。

これは、一応チームを組んで、担任とかその子に関わっている担任以外の先生、養護の先生とか部活動の先生とかですね、そういう先生でちょっとチームを組んで、一番その子に関われる先生を窓口として子どもに対応していく、そういう取り組みをしています。それだけじゃないんですけど、そういう関わり。

また、一番行きたくないという理由のところをですね、子どもはなかなか話しません。それで、周りのほうも推測でとかですね、いう形でいろんな情報を集めるんですけど、そういう中でやっぱり友達のかかわりですね、クラスのかかわりとか部活とか地域の友だちとか、そういう子どもたちのかかわりで、手紙を持って行ったりとか、休みの日に遊んだりとか、そして子どもの心を開いていく取り組み、そういうことをしております。

それと専門的な部分ではスクールカウンセラーを配置していますので、そのスクールカウンセラーのほうにですね、入って話をさせていただく。

また、スクールソーシャルワーカーという、今度は家庭のほうにも入っていただくというカウンセラーの方も来ていただいていますので、そういうスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、こういう方の専門的な方の意見を聞きながらですね、子どもたちの悩みとか来れなくなった原因とか、そういうのを聞くことによって心を開くようにして、学校に来れるようにすると、そういう取り組みをしているところです。

また、心因的にちょっと、お医者さんに診てもらったほうがいいかなという部分においてはですね、病院との連携もしております。そういう取り組み

	を今、しているところです。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>非常にですね、たいへんいろいろな対策を立てておられるということではございますが、私も学校に子どもとかおりませんので、あまり関係していませんでしたので、ちょっと難しいことは分からないんですけども。</p> <p>やはりこの何年かですね、わが東峰学園でもそういった方がおられるということをお聞きします。</p> <p>ですからやはり、先日でしたかね、東峰学園の学業のほうは非常に県内でも優秀だというふうなことはありましたけれども、やはり学業だけでなくですね、今、教育長が言われましたように、そういった不登校とか学校に行きたくないとか、そういった生徒が出ないような対策を、今、いろいろされているということではございましたけれども、これはやはり、今言われたのは非常に教育、学校の中だけかなというふうな感じを、ちょっと私的には感じたんですよ。</p> <p>ですから、せっかく教育委員会というものもございます。そういうものもやはり一緒になってですね、学校の先生たちとタッグを組んで、やはり今のところは非常に昔と比べて、何と言うんですかね、心が、はっきり言わせてもらおうと弱いというんですかね、非常にそういった子が多すぎて、ちょっとしたことですぐ学校を休みがちになるとか、そういった方がおられますのでですね、そこはやはり教育委員会、または学校の先生方とタッグを組んで、子どもが学校に行けるようになるような対策を、これからも取っていただきたいと思いますが。以上でございます。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>教育委員会でもですね、この事案というのは当然あげております。その中でどういうふうにするかという、学校に子どもたちが来れる方向をですね、いろんな形で協議しているところです。</p> <p>それと今年からですね、コミュニティスクールということで、これは地域とともにある学校と。うちは小中一貫校で、村にも1校しか学校がありません。そういう中で、地域と一緒に学校をつくっていきこう、子どもたちを育てていきこうという取り組みをしておりますので、ご指摘のように、いろんな地域の方々とか、また村全体をあげたような形でですね、子どもたちを育てていくと、そういう学校づくりをですね、ぜひ推進していきたいというふうに思っております。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(9時49分)</p>

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (10時00分)
議 長	5番 高橋弘展議員の質問を許可します。 5番 高橋弘展議員
5 番	今回の一般質問、まず子育て支援について、お伺いしていきたいと思 います。 まず1問目の、村の保育支給認定のあり方ということで、現在12月1 日から15日までの間、来年度の保育施設等の利用申し込みが行われており ます。該当の世帯の方には、こういった利用の案内申し込みが配布されて、 15日までが締め切りとなっております。 そこで、保育施設等の利用の基準となる支給認定について、お伺いします。 支給認定につきましては、1号から3号までありますが、対象となる子ど もと利用できる施設について、まず基本的なところをお尋ねいたします。
議 長	村長
村 長	村の保育支給認定のあり方につきましては、担当課長のほうから説明をさ せていただきます。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課 長	子どものですね、3つの区分分けについて、今、議員さん言われましたよ うに、1号から3号認定というのがありますが、1号認定につきましては、 3歳以上の小学校就学前の子どもさんであってですね、2号認定、保育所と 子ども、認定こども園に通っている以外の子どもでしてですね、幼稚園とか 認定こども園を利用する方が1号認定というふうになります。 2号認定とは、満3歳以上の子ですね、小学校就学前の子どもでありまして、 保護者の労働または疾病等の事由により、家庭において必要な保育を受ける ことが困難である児童であってですね、保育所または認定こども園を利用し ている方を2号認定と言います。 3号認定につきましては、満3歳未満の小学校就学前の子どもさんであり まして、保護者の労働または傷病等の事由によりまして、家庭で必要な保育 を受けることが困難である児童をですね、保育所または認定こども園で保育 をするということで、3号認定というふうになります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	それが1号から3号の区分けという形になるんですけども、この2号認 定、3号認定、要は保育所に入所できる基準というのが、先ほど課長のほう からもちょこちょこっと説明であっている就労であったり、親が病気であつ たり、そういった部分だと思うんですが。 村でも8項目の入所できる基準というのが設けられているかと思います。

	それについて、お答えできますでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	まずは保育に必要な事由というか、対象となる部分ではありますが、就労です、また妊娠、出産、保護者の疾病とか障害とか、または同居または長期入院で親族の介護とか看護等です、または災害復旧によるとか、または求職活動中とかです、また就学とか虐待やDVの恐れがある場合についてです、保育所で保育ができるというふうな事由になっております。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	もう1つ8番目として、村長が認める前各号に類する状態であることというのがありますね。確認ですが。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	今、議員言われました、村長が認める事由という項目もございます。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	では、本題の質問に入っていきたいと思うんですけども、このようなケース、どうなるのかという部分をお尋ねします。 通告書のほうにも書いてあるんですけど、ちょっとかみ砕いて説明させていただくと、2人のお子さんがいらっしゃるご家庭があります。上の子が、ちょっと何歳と特定すると、またややこしい話になるので、上の子が3歳若しくは4歳、下の子が1歳とか2歳という3歳未満のお子さんがいるご家庭で、お母さんは就労されておらず、自宅で子どもさんを育児されているという状況で、1歳または2歳のお子さんは、3歳になるくらいまでは手元で育児がしたい。しかし3歳のお子さんはだいたい物心というか動けるようになってきているので、保育所に預けて集団生活を経験させたい。 では、この3歳のお子さんの支給認定はどういうふうになりますでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	まず、この親御さんがですね、専業主婦ということになるんでしょうか。そうすれば、家庭での保育が可能であるというふうになりましてですね、保育所の利用はできませんが、幼稚園につきましては、家庭の保育が困難という場合でなくても幼稚園の利用はできます。 また、保育所ですね、家庭で保育が欠けるということにならないと、保育所の利用はできないというふうになります。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	確認させていただくと、支給認定は1号認定になって、幼稚園若しくは教育的部分のこども園を利用できるということによろしいんでしょうか。

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	今、議員さん言われますように、教育的部分を受けることができまして、1号認定の認定はできるということになります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>平成27年4月より子ども子育て支援新制度ができました。その中で特別利用保育という制度が新しくできております。</p> <p>簡単に説明すると、緊急時の償還払いや地域の認定区分に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できない者について、例外的に市町村が必要と認める場合に給付認定することとされている。なかなかややこしい話なんですけれども。</p> <p>要は、1号認定の施設が地域内あるいは市町村にない場合に、保育所で1号認定の方が特別利用保育、要は保育を受けることもできる制度が新しくできているかと思えます。</p> <p>ということで、本村においても、教育施設、この1号認定の受け入れが可能な幼稚園、認定こども園というのはありません。</p> <p>今、1号認定を受けられている方は、日田等の幼稚園若しくはこども園に通われていると思いますが、今回この新しい制度というのを活用すれば、村内の保育所でも受け入れが可能になるのではないかなと思われるのですが、その辺は、特別利用保育というのは、現在村では検討されていないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	そういった制度がですね、昨年からできていけば、これはちょっと検討をさせていただきたいと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう平成27年からで、一昨年から始まっている制度です。</p> <p>多くの市町村でできているかという、まだそういうわけではないんですが、進んでいる市町村であると、そういった特例を認め始めているというケースが出てきております。</p> <p>1つはやはり同じ区域内に幼稚園がないというケースが、1つ多いのかなというところで、例えば新潟県の南魚沼市でもそういった形ですね、特例を認めております。</p> <p>ただ、その地域内に、市町村内に幼稚園、認定こども園がないという理由だけではなく、ここの南魚沼市が特別利用保育をしている理由というのがですね、複数項目あって、0歳から2歳は愛着形成を受ける基本的信頼感獲得に重要な期間であるため、市ではこの時期の家庭保育を推奨する。</p> <p>2番。当市では、育児休暇中の上の子どもの保育所利用を認めている。これは、保護者が就労していない点では、専業主婦と同一であることから、専</p>

	<p>業主婦でも3歳未満児を家庭で保育する場合は、育休に準じる扱いをする。</p> <p>3番、育児休業取得による保育利用に比べて保育時間が短くなるため、保育に欠ける事由と比べても不公平感は少ない。</p> <p>4番、3歳以上児であれば、質の高い教育を求める場合は認定こども園、小学校区を意識した幼児期を過ごす場合は保育所という選択が可能。</p> <p>5番、保育所の保育士配置基準は、0歳児3人につき1人の保育士の配置を規定しており、家庭で保護者が0歳児と兄弟を2人以上見ることは難しい場合もあり、育児負担によるノイローゼや虐待の危険性がある。</p> <p>6番、専業主婦でも出産時に保育所の利用が認められているが、育休に該当する時期には退園となるため、子どもにとって短期間に入退園を繰り返すことは望ましくない。こういった部分まで検討されています。</p> <p>これは南魚沼市の子ども子育て会議で検討されている項目であります。</p> <p>その他にも特例事由として、年長5歳児の保育所の継続利用ということで、現在この小1ギャップ問題、村ではあまり少ないかもしれませんが、村でもやはり村外の幼児教育施設であったり、経た子たちは、小学校に入ったときに新たに他の園の子どもたちと初めて学校教育を受ける形になるので、そういった場合でも直前の部分で、同じ教育を受けることでスムーズに小学校教育を受けることができるということも、この南魚沼市では検討されています。</p> <p>そういうことも踏まえて、村長にお尋ねします。お尋ねというか、1つ意見をさせていただきますが。</p> <p>ぜひ、こういった部分を速やかに子ども子育て会議、村でも設置されると思いますが、ぜひ、検討していただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いつも言っていることなんですけれども、子どもは村の宝でありますし、国の宝でもあります。</p> <p>そういった中で、そういう制度があるということであればですね、これはまた前向きに検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>今回出させていただいたのは、何もないところから話を持って来ているわけではありません。こういうケースがあるということを確認させていただいて、現在、この保育施設等の利用申し込みは12月15日までです。役場でもこういった形で、保育所に入所できないでしょうかという相談は、行かれているという話は聞いております。</p> <p>しかし、村の対応としては、預けられませんという回答を受けたという話も聞いていますので、やはり早く対応していただきたいと思っておりますが、来年度に間に合うような対応というのは可能でしょうか。</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	私のところまでですね、まだ相談の内容については、まだ把握はできておりませんが、こういった制度がありますので、至急検討をしていきたいと思えます。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ただ単純にこの特別利用保育の制度を導入しただけでは、まだ若干の不備がありますので、付け加えて言わせていただくと、この特別利用保育の中では1号認定の標準教育保育時間しか、基本的には保育できないような仕組みになっておりますので、やはり集団生活、保育所で他の園児と行う場合においては、せめてこの短時間保育の時間に合わせるぐらいの保育時間の設定を行えるような仕組み、制度設計にさせていただければと思います。</p> <p>というのは、1号認定のお子さんのほうが標準教育時間というのが短く設定されておりますので、早く帰らないといけないこととなります。それではやはり特別感というかですね、出てまいりますので、他の、調べてみた中では、この南魚沼市も設定されておりますし、長野県の茅野市等では預かり保育等も併用しながら、短時間の保育の方と一緒に退園できるような仕組みもされておりますので、その辺も加味した上でですね、この特別利用保育の検討をしていただきたいと思いますと思いますが、行っていただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	制度上ですね、可能であれば、そういったことは取り組めると思っております。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>それと併せまして、付随することなんですけれども、保育所の保育料の負担の問題について、少しお尋ねしたいんですけれども。</p> <p>昨年から保育料の助成事業というのは始まっております。上限が1万5千円ということで打ち切りというかですね、1万5千円以上は村が負担してくれるみたいな形になっておりますが、保護者の方もすごく助かっているという反面、ちょっとお聞きしたんですけれども、今まであったと思われ2子目、3子目の多子軽減措置というのは継続されているのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>多子軽減措置はですね、今もやっております。</p> <p>2番目の子が2分の1、3番目のほうが無料というふうになっておりますので、そういうふうにしております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	ちょっとそれを聞いて安心はしたんですけれども、今回配布されている保育施設等の利用申し込みの中には、一切2子目、3子目の軽減措置というの

	<p>は書かれていません。保護者の方も若干勘違いされている方もいらっしゃいます。</p> <p>それを聞いて、私は今、質問させていただいたんですけれども、表示はありませんが、軽減措置は続いているということによろしいですか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	軽減措置はしておりますので。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、次回以降は必ず掲示をして、どういった保育料システムになっているかというのが、村民の方に分かりやすい仕組みをぜひともよろしく願いいたします。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>子どもが病気になった場合の対応についてなんですけれども、近年、最近においては男性も育児に参加ということで、父親、母親問わず育児休暇ということが広まりつつあるんですけれども、やはり制度は制度としてあって、なかなか育児休暇というのは取りにくいのが現状であります。</p> <p>なかなか急な子どもの病気に対して休みを取ることや、休みを続けることというのが、なかなか難しい世の中というのは変わってないのかなというところであります。</p> <p>本村においても、これまでであればおじいちゃん、おばあちゃんであったり、そういった方々に預けるということもできたかもしれませんが、そのおじいちゃん、おばあちゃんたちもまだまだ現役で働かれていたりして、預けるということもなかなか難しい昨今なのかなということもあります。</p> <p>ましてや移住されて来たり、他の市町村から引っ越しをされて、ここで新たに定住されるという方においては、なかなかそういった部分難しいのかなというところでありまして、本村では病気をした子どもたちの保育、預かりですね、病児保育、病後児保育というのは考えられていますでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	病後児保育につきましては、専用スペースや看護師、それに携わる保健師のですね、確保が困難でありますので、実施のほうは今のところ考えておりません。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>この病児保育、病後児保育についても、この子ども子育て支援新制度に載っており、交付金の対象にもなる制度であるので、ある程度金銭的な部分というのは国県からの補助が得られる制度なのかなと思います。</p> <p>東峰村においても、昨日伊藤議員が質問されましたけれども、村立の診療所であったりする部分があって、稼働率と言いますか、状況を見る限りでは</p>

	<p>若干の余裕があって、そういった子どもたちを見る余裕もあるのかなど。それにプラス保育士の確保というのは必要になるかもしれませんが。</p> <p>村内でも検討ができなくはないのかなという部分ではありますが、そういった村内の診療所を活用した病児保育、病後児保育というのは、検討をされたことはありますでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	診療所を活用した病気の子どもの保育については、まだ検討をしたことはありません。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>これもぜひ、子ども子育て会議でぜひ、検討項目にあげていただいて、確かに村内の子どもの数から言うと、常時そういった施設開設というのはおそらく必要ないでしょうし、必要があるときだけのそういった機能をもてれば一番ベストだと思います。</p> <p>私も現実味を考えて、他の市町村がどうなっているかという部分見ますと、朝倉市、朝倉市乳幼児健康支援一時預かり事業ということで、病後児保育をやっております。</p> <p>お隣の日田市においても、今年度の12月末までに日田中央病院のほうを改装して、病児保育施設を整備されるそうです。</p> <p>またお隣の嘉麻市についても、病後児保育室というのをつくられております。</p> <p>あとうきは市に関しては、久留米市、大刀洗町、うきは市合同ですね、田主丸中央病院の隣の介護老人保健施設に病児保育室というのをつくられております。3市町合同でやられていると思うんですけども。</p> <p>考え方として、他の市町村の施設をうまく活用させていただくというのも、考え方としてはありなのかなと考えられなくもないです。</p> <p>他市町村に働きに行かれている親御さんたちもいらっしゃいますので、預けて仕事場に行くということで。</p> <p>他の大体町村、村や町がどういう対応をしているかという、やはり同じ町や村でそういう施設が維持できないので、お隣の大きな市であったり、そういった施設を使わせてもらうという部分で、対応されている町や村もあるように、私が調べた範囲内ではありました。</p> <p>ということも踏まえて、他市町村との連携、そういった部分は検討できないでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	やはりわが村だけのですね、設置ということになりますと、いろんな問題等も、いろんな問題と言いますのは、財政的な問題とか、そういったこともあるかと、今の質問を聞いていて思っておった次第であります。

	<p>他市町村、そういった連携等が組めればですね、それはぜひ、また検討をしていきたいと思っております。</p> <p>朝倉市なりですね、そういった連携は組めるんじゃないかと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>苦言じゃないんですけど、私の一般質問、考えて来ていますか。検討されています。と思わざるを得ないぐらい、答弁の内容が全然ないです。</p> <p>村長がですね、子育ての世代に対して、やはり大きく考えていきたいという部分でも、この質問をあげさせてもらっているんですよ。</p> <p>それで内容がこれだったら、やはりちょっと子育てに対して本気で考えていただいているのかなというのは、すごく疑問に思います。</p> <p>ぜひ、早急に、今提案させていただいたことについては、子ども子育て会議、そういった部分で検討していただきたいと思います。</p> <p>その次の質問をさせていただきます。</p> <p>今後の村内の保育所、保育園のあり方について、どのように考えられているか、お尋ねします。</p> <p>今後の子どもの減少により、村内の保育所、保育園の運営というのはなかなか厳しくなるのかなというところは、当然考えられる部分かと思えます。地域の子育てを考えると、なかなか保育所、保育園というのは欠かせない施設であります。この数カ月前から小石原保育園についても様々な話があがっており、保護者の方も不安を抱いております。どうなるのでしょうか。</p> <p>そこで、話自体がどうなったのか、今後村内の保育所をどう考えていくのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今年度の当初でしたでしょうか、小石原越原会の解散に伴う案件もありまして、それについて協議を越原会のほうとはさせていただいております。</p> <p>今、議員言いますように、やはり保育所というのは、非常に子育て上では重要な施設でもありますから、村のほうでもですね、保育所のあり方を検討する委員会をですね、今年度中に立ち上げて、そして今後対応していきたいと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>その委員会内ではどういった内容が検討されるのでしょうか。</p> <p>かみ砕いてお聞きしますと、それは小石原保育園のみの話でしょうか。それとも美星保育所も含めた、村内の2園、2所をどうするか、どう維持していくか、どう共存していくか、そういった話をされるのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村内におけるですね、保育所のあり方、それから運営とかですね、そうい</p>

	ったものも含めて検討していただこうかと思っております。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	では、さらにお聞きすると、小石原保育園に関しましては民営で運営されております。美星保育所は公営ということで村営になっておりますが、今後その2園を考えるにあたって、美星保育所を民営化する、そういった考えも含めての今後の協議会でしょうか。
議 長	村長
村 長	委員会の中で検討するにあたって、そういった可能性もあるかとは思いますが。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、その協議会、委員会です、今後継続して宝珠山地域、小石原地域で子育てができるような保育所運営というのをぜひ、協議していただきたいと思います。</p> <p>それでは次の、大きな質問に変わらせていただきます。</p> <p>在宅被災者や生活環境の変化があった方への対応についてということで、この災害から5カ月が早や経過いたしました。環境の変化により体調を崩される方も多々見られるようになってきているのかなというところでありまして、特に在宅の被災者や生活環境の変化があった方、すごく大きな括りで質問させていただきますが。</p> <p>そういった方々への健康面、身体的な部分、精神的な部分という部分のフォローというのは行われていますでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>フォローとしましては、北筑後保健福祉環境事務所と連携をしまして、村民の方の健康相談を実施をしております。</p> <p>まず、会場としましては、小石原地区と宝珠山地区それぞれ1カ所ずつと仮設住宅、合計3カ所において、身体健康相談会を10月27日に実施をしております。</p> <p>3件です、相談がっております。</p> <p>11月の16日に、子どもと保護者の心のケアの一環として、乳幼児及び学童期の子どもを持つ保護者と保育士等を対象に講演会を実施しました。</p> <p>参加状況につきましては、保護者が16名、保育士、小中学校の教職員が22名の参加がありました。</p> <p>今後も災害後の心のケアを中心に北筑後保健福祉環境事務所や精神保健福祉センターや医療機関と連携を取り組んでいきます。</p> <p>また、仮設住宅に入居されている65歳以上の一人暮らしの方を対象に、村の保健師、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、週3回の訪問等を行い、被災後の健康や福祉と生活状況の把握をしながらです</p>

	ね、集落支援員を含めた体制で支援をしていきたいと考えております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ちょっと確認なんですけども、10月27日に行ったこの小石原・宝珠山仮設住宅での北筑後保健事務所の健康相談は、3カ所合わせて3件しかなかったんですか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	そうですね、3カ所合わせて3件の相談がっております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	もう1度さかのぼって聞きますが、在宅被災者方向けというのは、特段何か設けられているということはないんでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	在宅の方も含めて、この相談会を行ったところであります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>なかなか来てくださいと言って、来るかということ、なかなか難しいのがこの何か相談会であったりする部分があるかと思います。</p> <p>特定健診や基本健診であっても、来ていただくのは難しい話なんですけども、この復旧活動を行う中で、やはり腰や足などの持病を悪化させた方というのが結構いらっしゃいます。また、精神的な部分でも、急に怒りっぽくなったり、ちょっと身の入らないような脱力感を覚えている方もいらっしゃいます。</p> <p>大体家屋の被害ベースで考えられることもあるかもしれませんが、結構今、農地の復旧等で一生懸命田んぼを復旧させて、自力で復旧させている方もいらっしゃったり、今まで経験したことのない作業をされてある方というのが、本当にたくさんいらっしゃいます。</p> <p>皆さんからだ、健康は大丈夫ですかと言っても、「大丈夫、大丈夫、何とかきついでやっているんだ」という方がすごく多いんですよ。</p> <p>でも、本当にそれでいいんでしょうかと、気が付いたら動けんごとなつたと。救急車呼ばなきゃいかんという話に繋がってきたりするんですよ。</p> <p>そこでなんです、どういうふうに健康チェック、精神面のチェックというのを行えばいいのか、僕も正解を持っているわけではありません。ただ、今、保健福祉課長が言われた保健師さんであったり、集落支援員の方々の動きですね、そういった部分をしっかり絡めていただければいいかと思いますが、もう一度確認なんですけど、集落支援員の方や保健師さんが回られるエリア、対象者の方というのは、どういった方が対象になるんでしょうか。</p>

	か。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	65歳以上ですね、一人暮らしを中心にですね、保健師、包括支援センター、社会福祉協議会また集落支援員等に支援を行ってもらいたいと考えていますが、保健師によるですね、健康相談等もですね、各地区で行ってですね、在宅の方の精神面のフォローというのを行っていきたいと考えております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ちょっと物足りないのじゃないかなと、65歳以上だけで本当にすべてがカバーできるのでしょうか。という部分すごく思います。</p> <p>なぜここまで言うかという、10月には役場職員の方々すべて全員メンタルヘルス等を受けられているかと思います。あれは強制で皆さん受けられていますかね、確認です。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>ちょっと日付のほうは資料を持ち合わせておりませんが、一度保健福祉環境事務所の保健師さん6名だったかな、3班体制で来ていただいて、職員については、一応強制というよりか参加してくださいということで、一応時間の割り付けをしてですね、行いました。</p> <p>それについては、数名出張等で参加できておりませんが、参加は、今のところほとんどできております。その結果については、今月末ぐらいに持って来ていただくということで聞いてはおります。以上です。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>役場職員の方々への全然やっかみでも何でもないので、もちろん役場職員の方々、この数カ月間非常に業務等ですね、頑張られてきておられて、精神面の不安というのは大きいかと思います。</p> <p>それで受けられているのは、全然いいと思うんですが、やはりそれを受けられたのであれば、もっと村民の方へも目を向けていただきたいなのをすごく感じるんですよ。</p> <p>ぜひ、検討していただきたいのが、これから保健師の方や集落支援員の方、社協を含めて、いろいろ個別であったり、地区ごと回れると思いますが、より多くの方に健康相談、そういった部分を受けられる機会というのを、今言われた以上に増やすことを検討していただけますか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	一般の方の精神面のフォローもですね、健康相談も併せて保健師を巡回させて行っていきたいと考えております。
議 長	5番 高橋弘展議員

5 番	<p>ぜひ、検討していただきたいと思います。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>用水路の復旧について、お尋ねします。</p> <p>これまでに他の議員のほうから大体聞かれておりますが、農地の復旧について、現在自力での復旧や役場の補助、ボランティアの方々の力によって、来年作付けできる田んぼというのが、今、ちょっとずつ出て来ておりますが、皆さん気にされているのは、やはり水路、田んぼに水が引けるのかというのが大きくあります。</p> <p>水が引けんやったら、田んぼをなおしてもしょうがないじゃないかと言われることが多々あるんですが、この災害復旧工事が間に合わない頭首工であったり、水路本体の工事がある用水路への、来年の作付け時に、例えば今年の場合はポンプ等であったり、仮設の頭首工を作った部分、用水もあるかと思いますが、そういった部分への村からの支援というのは、何か考えられているんでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今年のポンプ設置からポンプ稼働にかかる燃料代、電気代等については、応急工事の意味合いをもってですね、村のほうでほとんど負担をしているところでございます。</p> <p>来年度におきましては、ポンプ設置の要望等、今把握しているところでは15件ということを先ほど申しましたが、それについては、燃料代、電気代等の費用負担については、農業振興基金あるいは水利組合のほうでお願いしたいということで、話を進めております。</p> <p>ただしてですね、設置、撤去、そういったところにユニック代等大きな金額を必要とするケースもございます。そういったものについてはですね、予算を伴うことでございますので、当初予算の段階で検討させていただければと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>この夏に電動ポンプを据えられた用水のところで、聞いたところ電気代が100万を超えたという話もあっておりますが、それが事実かどうか、ちょっと定かじゃないんですけども、そこまでかかるとですね、やはりなかなか今年の場合については7月、8月、9月という3カ月間であったんですが、今度来年においては5月あたりから水を引かないといけないという状況においては、もうその額をはるかに超える額を想像できるかと思いますが。</p> <p>再度のお尋ねなんですが、そういった燃料代、電気代という部分の村からの補助は一切ないのでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課	先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、できる限りはですね、営農組

長	<p>合と言いますか、水利組合、中山間の基金のほうで対応していただければと思っております。</p> <p>確かに議員がおっしゃるように、100万近くの電気代を要したケースも確かにございます。</p> <p>そういった部分についてもですね、年明けにですね、水利組合あるいは中山間の代表者の方と協議を重ねたいと思いますし、そういった特別なケースがあればですね、個別に対応も検討したいと思います。</p> <p>当然、先ほど申し上げたとおり、予算にも関係してまいりますので、そういったところを十分踏まえてですね、当初予算の計上にあたりたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう1つ伺いますが、今年度応急で頭首工と（ トーンバック ）の形で、水を川から急きょ取り入れるような工事をされた用水もあります。</p> <p>そういった形でうまく設置をできると、逆に電気代を浮かせるというかですね、燃料代を浮かせるということも可能なかなという部分で、例えばそういった応急な頭首工というものの工事というのは、河川の取り扱い上可能なのでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>応急工事についてですね、水利組合等で施工をしていただければですね、その費用については、全額村のほうで負担して行ったところでございます。</p> <p>そういったケースがこれからも考えられると思いますので、あくまでも組合なり組織として対応していただければ、その費用は村のほうで見たいと思っておりますし、あと自力復旧、ポンプ購入補助、そういったところは来年度も継続して行っていきたいと思っております。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この水に関しては、多くの方がまだまだ不安を抱いている部分でありますので、ぜひその中山間の代表者等の会議を踏まえてですね、ぜひ多くの村民の方に、説明を早くしていただきたいと思うのと、やはりポンプを据えられるところあるかと思えます。もし可能であれば、燃料費であったり電気代の補助、検討していただきたいと思うんですが、難しいでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>来年あたりにですね、中山間地の会合等を開くということでありますので、そういった中でも議論をしていただいて、予算が伴うことでございますので、そういった意見も踏まえて検討をさせていただきたいと思えます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ぜひ、検討をよろしく願いいたしたいと思えます。

	<p>最後の質問にまいります。</p> <p>宝珠山ふるさと村について、です。</p> <p>この7月5日の災害以降、いろんな村内の施設が被害に遭っているかと思 います。この宝珠山ふるさと村も多くの村の指定管理施設を運営されてい るかと思えます。</p> <p>その前段として、村内の指定管理施設、多々あるかと思いますが、被害が あった施設がどういった被害があったのか。そして、現在それが復旧されて いるのか、復旧工事が必要なのか、そういった部分の説明をお願いいたしま す。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課 長	<p>村内の指定管理施設についてはですね、各課にまたがっておりますけれど も、企画政策課の所管するところの状況について、ご説明をいたしたいと思 います。</p> <p>まず、いぶき館でございます。こちらのほうにつきましては、山側の谷か らですね、村道に越流して土砂がかなり入っております、敷地内の駐車場、 中庭、回廊、及び建物の中にですね、土砂が入っております。</p> <p>これらにつきましては、ボランティアの方及び、いぶき館の職員で大概の ところは取っておりますけれども、まだ周辺の部分については、今後修繕等 が必要になってきているところでございます。</p> <p>9月の議会で300万ほど補正をさせていただきましたけれども、その後 調査をしていく中でですね、中の回廊等も排水等を全面的にやり変える必要 が出てきていたりですね、先ほど申しあげました谷から村道を越流してきた 部分がかかり流されておりますので、その辺りの補修と言いますか、修繕が 必要な状況になっているところで。営業につきましては、こちらのほうは 営業をしているところです。</p> <p>それから、ほうしゅ楽舎につきましては、こちらも裏の谷からの土石流と 言いますか、その関係で、講堂それから校庭にありましたトイレとか炊飯等 ですね、これにつきましては全壊でございます。</p> <p>それから、宿泊棟につきましても、多目的室付近から倒壊しております。 食堂と10畳の和室については無傷でございましたけれども、そういったこ とで、現在休業中のような状況です。</p> <p>対応につきましてはですね、砂防が入るといようなことでございますの で、どのような形で砂防が入って来るのか、そういった経緯を見ながらです ね、最終的には取り壊すことになるのか、まったく無傷の状態ですので、今 言いました炊飯棟と言いますか、食事棟ですかね、そういったことをどうす るかというのは、ちょっと検討の余地があるのかなと思っているところで す。</p>

	<p>それから、棚田親水公園、こちらのほうにも上流から流木、土砂の流入があっております。それから、ほたる館までの歩道についても破損している状況でございます。</p> <p>こちらのほうもですね、いち早く土砂を撤去するように考えておりましたが、そもそもの川がですね、河床がかなり上がっておりまして、園内だけを片付けても、すぐにまたちょっと増水した場合に、また流入してくるというようなことがございましたので、県土整備事務所のほうとも話ましてですね、同じような時期と言いますか、河床を下げた後で、同じような時期と一緒に流木、土砂の撤去を行いたいと考えているところでございまして、12月議会で補正をお願いしているところでございます。これにつきましては、現在休業中ということでございます。</p> <p>それから、岩屋キャンプ場でございますけど、シャワー棟の裏が崩壊しておりまして、あまり営業に影響を与えるような状況じゃございませんでしたので、営業中でございます。こちらにつきましては、9月に補正を75万ほどさせていただきまして、そちらのほうで、まだ対応しておりませんが、早急に対応をする予定にしております。</p> <p>それからつづみの里販売所でございますけど、こちらのほうも裏の谷とか、これは川からの越流もあったかと思うんですけども、土砂の流入が敷地内、販売所内にあっております。</p> <p>こちらのほうも今、ある程度片付いてはおりますけれども、販売所内の什器がですね、水にあたってちょっと破損しておりますので、こちらのほうの関係の補修につきまして、9月で補正をさせていただいたところでございます。</p> <p>その後調査をしておりますと、保険で対応できるんじゃないかというようなことも、ちょっとあがってまいりましたので、その辺りを今検討しているところでございます。</p> <p>それからぼん太の森キャンプ場でございますけれども、法面の崩壊が3カ所ございまして、1カ所は改修をしておりますけれども、あと2カ所について、今、まだ途中でございます。営業につきましては、一般の営業の方については行っていないようでございますけれども、長期派遣で来ていただいている方の宿舎といたしまして、使っているような状況でございます。</p> <p>そういうことで、たぶんこれは営業というような扱いでいいのかなと思っているところでございます。</p> <p>それから、伝統産業会館、道の駅小石原につきましては、被害がございません。以上です。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課	特別養護老人ホームの宝珠の郷の被害状況について、お答えをいたします

長	<p>す。</p> <p>被害としましては、土砂の流入につきましては、駐車場から入口、また住宅のほうにかけて土砂の流入がっております。</p> <p>土砂につきましては、もう撤去をしております、今、宝珠の郷についても通常運営をしております。</p> <p>被害の状況としましては、入口の門扉、駐車場周辺のフェンスの一部、花壇の一部、駐車場の車止め、ポンプ室の屋根が電柱の倒れ込みによりまして一部破損をしております。</p> <p>今ですね、11月に災害復旧の査定を受けまして、災害復旧の工事の準備を今行っているところでございます。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>岩屋駅横のですね、特産物加工施設がございます。それにつきましては、土砂の流入がございました。除去作業が8月中旬に終わりました、その後業務を再開しております。機械類の被害はなかったということでございます。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>説明ありがとうございます。</p> <p>もう時間がないので、一番最後の質問にまいりたいと思います。</p> <p>この5カ月間、ほうしゅ楽舎に至っては、もう完全に営業停止、親水公園についても、まったく使えない状況が夏場あったということで、ふるさと村の経営状況、厳しいというのは目に見えて分かる部分であります。そういった部分で、今、ふるさと村がどういう形で経営を行っているのか、また今後、このままでは施設運営が中心であったふるさと村はなかなか厳しい経営状況でありますので、施設運営ではない形なのか、あるいはまた何か施設運営をされるのか、こういった形で経営されるのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>ふるさと村の経営につきましては、赤字が毎年続いている状況であります。</p> <p>先ほど議員も言われましたように、ふるさと村というのは村の指定管理料等が非常に大きなウェイトを占めている中で、今回ほとんどの施設が被害を受けたということであります。そういった中で、当然売上等は大幅に落ち込んでおります。</p> <p>しかしながら、特産品のほうがですね、皆様のご厚意によりまして、今年是对年比で100万円強の増加となっております。</p> <p>そういった中で、今後の経営をどうするのかということでもありますけれども、特産品開発をやってみようということも、なかなか早急というのは難しい状況であります。ふるさと村の役員会、そういった中で、今後どうするの</p>

	<p>かというのは打ち合わせていきたいと思っておりますし、現実的に申しますと、今年度はふるさと村を組織改革をする年であったんですけども、今回の災害によりまして、それが中断をしております。</p> <p>1日でも早いですね、営業活動ができて、ふるさと村の存続ができるような体制には、今後は取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう災害から5カ月経っております。5カ月の間に人件費は発生しております。その分赤字が増えていっています。それは施設が運営できないからです。</p> <p>5カ月も何もしなかったじゃ、やっぱりこのまま資本金が目減りしていくだけです。早急に、やはり社長として、社長である村長として、直ちに方向性を決めていていただきたいと思えます。意見です。</p>
議 長	村長
村 長	議員の言われるとおりでありまして、早急にですね、このふるさと村の存続にかけての対策等については、今後取り組んでいきたいと思っております。
議 長	以上で、一般質問を終了します。
散 会	
議 長	<p>休憩の後、決算審査特別委員会を開催いたします。</p> <p>11時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時00分)</p>

第8回 東峰村議会定例会会議録

平成29年12月14日
(第 4 日)

東 峰 村 議 会

平成29年 第8回東峰村議会定例会議事日程

平成29年12月14日開議

- 日程第 1 議案第30号 東峰村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第31号 東峰村長の給与の減額に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第32号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第33号 東峰村営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第34号 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)について
- 日程第 6 議案第35号 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)について
- 日程第 7 議案第36号 平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
- 日程第 8 認定第 1号 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2号 平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 3号 平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 4号 平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 請願第 2号 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度

2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書

日程第13 閉会中の各員会継続調査の申出について

追加

日程第 1 発議第4号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について

開 議	
議 長	<p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(10時20分)</p>
議 長	これより各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 議案第30号「東峰村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>2番 伊藤均議員</p>
2 番	<p>今回災害等があつて、この東峰村任期付き職員の採用に関する条例を、今度制定するという形でございますが、この中で、提案理由の中で、一定期間内に限り業務量の増加が見込まれるという形ですね、任期付き職員の採用をしたいということについて、このように書いております。</p> <p>また、任期についても3年から5年ということとされておりますけれども、この災害においてですね、では基本的な考え方として、村長はどの程度の人を、結局任期付きで採用しようと考えておられるのか。また、じゃあこれは3年から5年というものの任期はあるんですが、その任期について、もうどれぐらいでこれは、事業を進めて管理をしたいといったようなものがあるのか、その辺りの具体的などころがありましたら、お教えいただきたいんですが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今までのいろんな説明の中で、今月に査定を公共災については終わり、農業債については1月には終わりたいと思っております。</p> <p>そういった中で、今後工事の発注につきまして、実施設計それから積算、発注、施工監理というような段階になっていくわけでございますけれども、やはり発注までの業務それから施工監理、こういったことにつきましては、非常にやはり大事なことであります。</p> <p>そういった中で、先ほどの質問等でも申しましたように、災害のほかに通常業務というのも当然ございます。そういった中で、私の今後の考え方としては、災害は災害、それから通常業務は通常業務で、両立をしていきたいと考えております。</p> <p>そういった中で、やはり技術職員等が足りない。それをできるだけ委託業</p>

	<p>務とか専門的な賢智を持っている技術職員とか、そういった人たちを雇用することで、この災害関連については乗り切っていきたいと思っております。</p> <p>災害の目安としては、大目標は3年です。3年で大方のことは片付けたい。しかし、まだまだ小さなところが残ると思いますので、5年ではやはり目鼻を付けたいと思っております。</p> <p>そういった業務執行する上で、どうしてもそういった任期付き職員等が要りますので、そういったところにはご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>考え方は分かりました。</p> <p>結局、じゃあ採用としてですね、何人採用するのかと。金額的なものは出ていますけど、採用人数がどうなるのかということと、最終的に、先ほど村長言われました技術職を、この任期付きと、じゃない形でも結局採用していきたいというような考え方が、少し今の話の中にはあったのかなと。</p> <p>ですから、その辺りのところ、人事雇用についてはまた後ですね、ゆっくりそういうことで考えていかれてするのは、また協議していかなきゃいけないことだろうとは思いますが、まず、この制定の中についてですね、基本的にじゃあ何人採用しようと思うと。</p> <p>村長言ったとおり、復旧は3年でやりたいと、遅れても5年と、そうした場合にどれだけの量が要るといようなことを具体的にあれば、お答えいただきたいということなんですよ。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今年度ですね、任期付き職員については1名を考えております。</p> <p>それとできる限りですね、今までどおりの県、それから各市町村での人材派遣等をですね、お願ひをしていきますけれども、まだその辺りが見えてきておりません。</p> <p>したがって、県のほうにも要望等はしていきますけれども、当面今年度につきましては、1名ということで考えております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第30号「東峰村一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 議案第31号「東峰村長の給与の減額に関する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>前回の臨時会において、この条例に対する議案が出て、不備があり取り下げとなっております。 その後におそらく東峰村特別職等報酬審議会が開かれておりますが、その審議でどういった意見が出たのか、肯定的な意見、そして否定的な意見も含めて、ご回答いただけますでしょうか。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>特別職の報酬審議会につきましては、11月の24日に開催をいたしております。その中で協議、審議を行いまして、時系列としては12月の4日に答申書という形で、村長が手渡しを委員長がしたところがございます。 その会議の中での意見につきましては、1つ大きな分については減額云々ではなくて、やはり正当な報酬をいただいてバリバリと仕事をさせていただきたいという意見が1つございました。 あとは、下げたことによります副村長との均衡は大丈夫かという意見も、1つはございました。 ただ、そういった意見の中でですね、最終的には答申といたしましては、今回の諮問における村長の報酬の20%削減につきましては、政策的な事業費に充てることを目的として、村長が現時的、例外的に給与削減することについて、審議会として拒む必要はないという結論に達したということで、皆さんで合意をいたしまして、それが答申という形で出ているところがございます。</p>
議 長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>1つ確認をさせていただきたいんですが、この報酬削減について、給与の削減について、削減をするのが目的で、その削減した報酬が子育て支援に使われるのか、それとも子育て支援に対する財政を確保するために給与を削減しているのか、これはどちらでしょうか。</p>
議 長	<p>村長</p>

村 長	当初から申していますように、子育て支援を支援するために、私の給与の削減ということを考えております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	これは、村長が第1期目の4年間でも行っているかと思えます。 すなわち平成28年度の決算の中においても、そういった予算が入っておりますが、先ほどの決算の引用ではないですけれども、結局は予算執行において、執行率が歳入歳出とも90%を割っているという状況で、果たして子育て支援に対する予算が本当に確保できなかったのか、ということに対してはすごく疑念を生じますが、そういった部分での予算組みに対して工夫、そういった部分が本当に足りているのでしょうか。
議 長	村長
村 長	ちょっと分かりにくかったんで、もう少しかいつまんで質問をお願いいたします。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	この決算においても90%を割る執行率ということで、不用な予算というのが発生しております。 そういった予算を鑑みると、そういった部分をうまく活用すれば、村長の報酬を20%削減しなくても子育ての予算は確保できるのではないのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	財政運営上の執行率等についてはですね、通常であれば精査をした上での執行になります。だから、その残余の額についての云々はちょっと、少し違うのかなとは思っておりますが。 子育て支援、児童関係にですね、予算を確保する部分と村長が子育て支援として、自らの給与の減額を行うという部分については、別として考えるべきではないかというふうに考えます。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	給与を減額して、それを充てると、子育て支援に充てるということは非常に立派な行為だと思いますが、今回これほどの大水害のことによって、皆さんが非常に被災して、仮設住宅に20数名の方がいる。それ以外にも入居される方がおられます。 子育て支援は、十分私たちから見れば、十分とは言わなくてもある程度満足する金額が充てられていますね、一般予算でですね。 その中で、今回の場合の水害に対するですね、そういったほうの予算に自分の給与を向けようとは思わなかったのでしょうか。 私たちも時々同僚議員と話しますけど、給与を少し削減して、わずかでは

	<p>あるけれども、1割ぐらいは削減してでもそちらのほうに回したいと思うような話をするとはございます。</p> <p>ただそれは寄付行為になるからということで止められておりますけれども、その辺のですね、子育て支援だけなのか、そちらのほうには考えが行かなかったのか、そこのところをお尋ね申し上げます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かに梶原議員が言われるような考え方もあるかと思えます。</p> <p>しかしながら、これからの東峰村を担っていくというのは、あくまでも子どもたちであります。そういった子どもたちに対して、私は1期目から支援をしていくという考えでおりますので、そういった形で2期目につきましても行っていきたいと思っております。</p> <p>ただし、災害被災者たちへの支援、これは、また一般会計等の中でですね、そういったところはしっかりとまた手当をしていきたいと思っております。</p> <p>再度繰り返しますけれども、これからの東峰村を担う子どもたち、そういった健全な子どもたちの育成に対して、私は支援をしていきたいということです。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう1点、お伺いします。</p> <p>先ほどの報酬審議会の結果の中で、一番目に意見としてあった現行の給与、条例で定められた給与の中でバリバリと頑張っていたいただきたいといった意見に対しては、村長はどういった考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>私の給与削減についていろいろ言われることは、ちょっと私も非常に感じる場所があります。</p> <p>したがって、これはこれとして、議員の皆さん方も善意の方向でですね、受けていただきたいと思えます。</p> <p>もしそういった考え等がないということであれば、私も考え方を変えなければならぬかと思っております。</p>
議 長	<p>村長、もうちょっと詳しく。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>高橋議員がどのような考えで、そういった発言をいろいろされているのか、前向きなのか肯定的なのか、そういったところにつきまして、やはり私の気持ちも大事にしてほしいと思っております。</p> <p>そういったところが高橋議員あたりから、この給与削減について、いろんな意見があるんであればですね、正直に言いまして、私もこの削減等については考えざるを得ないのかなと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員

7 番	<p>村長がそういうふうにして削減を子育て支援に使うということは、非常に立派なことだと思っております。</p> <p>しかし私は、前回も申し上げたように、公の場で、私の給与から削減しましたとか、そういう発言は、今からは慎んでいただきたい。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時28分)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時30分)</p>
議 長	村長
村 長	<p>いろんな方のご意見等もあろうかと思えますけれども、私は、私の考えていることを粛々とやらせていただきたいと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>私が言った質問、先ほどは質問でなかったというような感じに取られておりますけれども。</p> <p>先ほど言ったように、これをするに対しては、私は別に悪いとは言わんわけですよ。だけで、あなたが公の場で、私の給料を削減して子育て資金に使っておりますと、いうことを発言しているでしょう、実際。だから、そういうことは今後しないでください。</p> <p>するのですか、しないのですか、それだけです。</p>
議 長	村長
村 長	<p>だめということはないかと思えますので、それにつきましては、やはり村長として、こういった子育て支援の資金をと言いますか、給与を削減してやっていますということは、今後も皆さん方には周知をしていただきたいと思えますので、言っていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>反対の立場で討論させていただきます。</p> <p>私は別に、村長が報酬を削減するということに関しては、特段反対の意見はございませんが、それを子育て支援の財政に資するためということで、その子育て支援に使うために、村長報酬、給与を削減するということに対して反対いたします。</p> <p>なぜかと言いますと、先日から私一般質問で、子育ての支援についての質問をしましたが、あまり東峰村では子育て支援、一般質問をしたにもかかわらず</p>

	<p>らず検討が全くなされていない。</p> <p>それが子育て世代の意見であったり状態であることに対して、全然そういったことが議論、協議されていない状況。</p> <p>そして本日までの特別委員会の中でも子ども・子育て会議、これは27年度から施行されている子育て支援法の中で定義されている東峰村の子ども・子育ての総合計画であったり、そういった部分の会議が一切行われていないという中で、村長は子育て支援ということで、その子育て支援に係る部分の財源、予算について使っていると言いますが、実際の子育て世代の方々の話から言いますと、やはりもっと子育て世代の方々の子育てしやすい環境づくりや制度、そして仕組みづくりというふうな部分にもっともっと力を注いでいただきたいところであるにも関わらず、そういったところがなされていないというところで、もっとこの報酬を削減するよりも以前に、しっかりとこの元々の報酬の中で、この子育て支援に対して取り組んでいただきたい。</p> <p>それにプラスしまして、財源の部分に関しましても、東峰村の予算の中で、じゃあ、子育て支援に対する予算が全く組めない状況なのかということ、そういったわけではありません。この決算の予算執行を見る限りでも、そういった部分という予算は捻出できるはずで。村長の報酬を削減しなくても、そういった予算ができることを鑑みると、こういった子育て支援に対する財政のために、村長の報酬を削減するということに関して、特段の意味を感じません。</p> <p>それよりもさらに子育て世代の制度拡充、仕組み拡充、そういったところに求める意味合いも含めて、この村長給与の減額に対する条例に関しては、反対の立場で意見を表明させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に、討論はありませんか。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
<p>8 番</p>	<p>私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。</p> <p>報酬審議会の答申にもありますように、種々いろんな考え方はあると。その中で村長の政策的な削減ならば、削減もやむを得ないだろうというような答申だったろうと思います。詳しくは聞いておりませんが。</p> <p>やはり事業をする上においては、やっぱりその事業予算等がどうしてもつきまどってまいります。きちんとした事業を組むことはもちろん大事です。しかし、そのためにも財源の手当ては必要です。</p> <p>もちろん一般会計、いろんな予算の中で、この子育ての関係で組むことができるかもしれませんが、我々2期目のときでしたが、やはり議員の報酬削減をして、子育て支援に充ててほしいという願いをしたときがあります。</p> <p>そのときは執行部のほうから寄付行為でありますのでとか、一般的にそれ</p>

	<p>を子育てに充てることはできませんという回答だったのを、私は記憶しております。ですから、我々の報酬削減もできずに、違う方面のほうの削減になったというような経緯も過去あります。</p> <p>そういう中で、やはり村長には、削減が本当は主ではないと思います。しかしながら、やはり子育てを大事にしたいという気持ちは私も十分理解しておりますので、私は、この村長の報酬削減については、賛成をいたします。</p>
議 長	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第31号「東峰村長の給与の減額に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 議案第32号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8 番	<p>少し総務課長のほうにお尋ねをしたいと思います。</p> <p>当村の今、職員のラスパイレスの指数はどのくらいになっているのか、お尋ねします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>ラスパイレスにつきましては、今、手持ちの資料がございませんが、98.のコンマぐらい100%はいておりません。その分の数字ということで、正確な数字がございましたら、後日よろしいですか。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>財政分析等過去ありましたので、大体そのときの数字は覚えておりますが、96%のときぐらいから98のほうに上がってきたというふうな経緯だったと思います。</p> <p>人材確保のためには、やはり給料と言いますか、それは大事なことではありますが、やはり若干地域的なことを考えると、この98%のラスパイレスの指数がいいのかどうかというのがちょっと疑問的には思います。</p> <p>ただし、過去管理職の方に聞いたことがあります、私たちも5年ぐらいは報酬は上がっていません。しかしながら、その中で96が98に上がっ</p>

	<p>てきたというのは、やはりこの東峰村職員の職員構成自体に何かいろんな仕組みがあるのかなというふうに感じておりますので、その辺が少し答えができればですね、分かるんですが、総務課長、その辺は分かりますか。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>ラスパイレス指数というのは、これは100ということであれば、これが経験年数別にですね、階層別に比較しまして、国家公務員と同じということになります。</p> <p>ですから、これが100を超えるようだと国からも強い助言を受けますし、県からもして、やはりそれはそういった経験年数、上の職層の割合がかなり多いのではないかとかですね、いろんな要因を分析してこういうのは改善するよというということで、国や県からも言われることになります。</p> <p>ちょっと今、何割以上というのは、すぐに手元にはございませんけれども、うちの村としましては概ね98ぐらいということですね、そこまでの助言を受けるような状態にはなっていないということでございます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第32号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です、</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4 議案第33号「東峰村営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第33号「東峰村営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>次に、日程第5 議案第34号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>50ページ、寄附金というのがございます。いろいろ寄附金、義援金、見舞金とかいろいろ確かあると思いますけど、これは、扱い方はどのように分かっているんですかね。それとも1つに絞っているんですか。そのところをお知らせください。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>寄附金につきましては、一般寄附金のところにですね、7,000万円という額を計上しております。</p> <p>これについては、通常の寄附金、見舞金として村のほうを受けたものでございます。</p> <p>あと義援金につきましては、この一般会計とは別に、義援金としての義援金会計をもちまして、この中で今、配分委員会等を行いまして、今2回目です、配分、これについては被災を受けた方に直接お配りをするということで、今、2回目の分で、11月末というか、現時点で2億6,000万円ほど義援金をいただいております。</p> <p>2次配分ということで、今、今週金曜日くらいに2次分が配分されまして、その分で概ね半分、1億3,000万円弱ぐらいを、今のところ2次配分で、それぞれの被災者のところにお配りをしているところでございます。</p>
議 長	<p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>53ページの7款観光費ですが、駐在所の跡地の件ですけれど、当時駐在所の建物を壊すという時点では、駐車場を拡張するというためと聞いておりましたが、この議案が出てきたときの説明とちょっと違うように私は感じましたが、説明をお願いします。</p>
議 長	<p>農林観光課長補佐</p>

農林観光課 長補佐	確かに当初は、あそこの駐車場確保するためだけのですね、説明をさせていただいておりますけども、いろんなそういった財政的ですね、打ち合わせをする中で、歩道のみならずそういった第2の直売所的な機能を持たせた分でない、そういった交付金関係とかですね、そういったものが手当てできないようなところがございますので、ここに計上させていただいておりますような第2販売所を設置するということも含みましたところで、今回ご提案申し上げます。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	駐車場だけをつくることを考えますと、大した費用はかからないと思うんですけど、交付金を貰って駐車場をつくる必要があったんですか、その説明がちょっと納得いかないんですが、駐車場だけをつくるのであれば、そんなに費用はかからないのに、今回3, 100万円上がっていますね、工事請負。こんな金額が駐車場だけつくるのと、また交付金を受けるというのは、ちょっと違和感を感じるんですが。
議 長	村長
村 長	これは、長澤議員が考えているようにですね、あくまでも拡張工事の一環としてですね、やるものであります。 ただ、ご存じだと思いますけれども、あそこの敷地が奥まっていますよね、長方形になっています。その前の部分は、その役場の駐車場の導線として使うんですけども、その奥が相当数空いておりますので、そうしますと、そこに何か販売店みたいな形をつくれれば、県のほうの補助金もそれで出るということでもありますので、将来的には、今私が聞いている範囲内では簡単な小屋程度のものを建てて、そこに生産者の方とか、そういった方が販売できるようなものをつくりたいということでありましたので、県の補助等も受けて、そういうのができればですね、また、道の駅等も活性化してくるのではないかと思っ、そういったことについては、私は良いことだと思っております。
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	私もですね、当初から道の駅の関係はずっと携わってきたんでよく分かるんですけども、村長、今おっしゃっていた内容のですね、その場所の、駐車場を広げる、そして施設を設けるといのはですね、現在の駐車場の駐在所の跡の左側ですかね、国道側のほうまで広げていくということですかね。 ちょっとその辺もう少し詳しくですね、設計までは行ってないでしょうけど、どういった構想でやっているのか、その辺りを聞かないと、まだ判断がしにくいんですけど。
議 長	農林観光課長補佐
農林観光課	具体的に、現在私どもが今計画しておりますのは、役場の診療所側の駐車

長補佐	<p>場がございます。それからですね、道の駅の間、この分に今歩道はございますが、この歩道を拡幅して診療所側を削ると言いますか、そういった形で拡幅して、そしてそこに導線を設けてですね、駐在所跡地を通過して道の駅に行けるような、そういった歩道の拡幅をまず考えております。</p> <p>その中で、途中で今駐在所の空き地がございますので、そちらのほうに第2販売所を設けてはどうかというふうな、そういった計画を考えております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>この役場の裏川の駐車場はですね、商工会の人たちと道の駅に来られる人たちの従業員の駐車場、それに診療所に受診に来られる人たちのために、私、一般質問の中で、それはやめてくださいということで、職員の人たちの駐車場だけじゃいけないということを申し上げて、そこを今駐車場にしてあるわけですね。</p> <p>その中で、そこを使ってやられたら、診療所に来る人はどこに車止めます、ちょっとおかしいでしょう。</p>
議 長	農林観光課長補佐
農林観光課長補佐	<p>すみません、ちょっと私の説明が不足でございますが。</p> <p>診療所の裏側になります。役場に上りたての右の、あそこから道の駅にという部分でございますので、診療所の上側の駐車場利用じゃございません。</p> <p>裏側から歩道を拡幅して、以前の駐車場前を通過して行くような、そういった考えを考えております。</p> <p>現段階でのですね、計画平面図等を皆様にも今お示ししたいと思います。</p>
議 長	今持って来れるんですか。
休 憩	
議 長	10分まで休憩します。
	(11時05分)
再 開	
議 長	会議を再開します。
	(11時10分)
議 長	農林観光課長補佐
農林観光課長補佐	<p>先ほどお手元のほうにお示しをさせていただいておりますようなですね、国道側の歩道を拡幅しまして、診療所の裏のほうからの導線をですね、結ぶような計画をさせていただいております。</p> <p>この黄色い部分が拡幅なり歩道として使用できる部分、そして駐在所跡地でございますね、後ろのほうに斜線を引いておりますのが、今回第2販売所設置予定の、そういった地図でございます。</p>

議 長	他に質疑はありますか。 3番 梶原光春議員
3 番	<p>先ほどの質問ですが、林道災害施設復旧費が55ページに書かれておりますけれども、先ほど申しあげましたように、今度の議会は、もちろん決算認定の第一ですけれども、来年度の予算にも繋がることですので、この場で申しあげます。</p> <p>査定が、農業災害については1月末と、1月中頃ということですが、査定漏れはないでしょうか。林道及びその作業道、その周辺ですね、そういったことに関しての漏れがないかどうかをお尋ねします。</p> <p>それと小規模農地災害40万以下ですね、10万以上40万の補助率が2分の1ですが、農地に関しては、今皆さんが、主にボランティアの方の助けを借りながらも、自力復興で、自分で業者を連れて来て土砂を撤去しております。ほとんど砂利ですね、土砂というよりも。</p> <p>その2分の1補助ですが、もう少し比率が上げられないかどうか、その辺2点お尋ねします。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>林道等に関します災害復旧、それから現地の確認等についてのお答えをさせていただきます。</p> <p>林道につきましては、村等が認定した林道が今14路線ございまして、その内の13路線を災害復旧として、先週査定は終えております。</p> <p>約60キロのうち6キロぐらい、延べですね、で査定を受けておりまして、4億5,000万円ぐらいが復旧費というふうになっております。</p> <p>それから、林内に入っていく作業道につきましては、この対象外というふうになっております。</p> <p>ただ、小規模であったり危険、それから必要性があれば合わせて施工、これは村単独の予算を伴うものでございますので、本線の災害復旧と合わせての対応となっていこうかと思っております。</p> <p>農業等につきましては、所管が別となりますので、説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	農林観光課長補佐
農林観光課長補佐	<p>先ほど議員のご指摘のようにですね、小災害の復旧事業、かなりのやっばり数が今後ですね、見込まれると思います。</p> <p>その中で、どうしても農家負担というのを伴いますので、それをどうするかというのはですね、ある程度こういった補助の負担額とかが確定した中で、また今後その辺は協議させていただきたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	それではですね、林道は村の管轄だから、あとの作業道は個人だということ

	とですので、小規模災害として申請をすれば、それは認められるということ でよろしいでしょうか。
議 長	建設水道課長
建設水道課 長	作業道につきましては、私有地の中で林内作業のためにつくられたもの というふうに認識しております。 その手当となるような要綱等は、今現在としては検討しておりません。
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	ちょっとぶり返すようで悪いんですが、この地図を見せていただくと すね、この黄色い面積に対して車は何台ぐらい置かれる予想ですか。そして 店舗をつくってしてもすね、費用対効果の面を考えてあるんですかね。そ の辺りはどうです。
議 長	農林観光課長補佐
農林観光課 長補佐	この黄色い部分につきましては、車道ではなくて歩道としての利用を考え ております。 それで現在道の駅等ですね、大型バス等が止められない部分があったり する部分についてすね、この左側の駐車場を利用して、大型バスも駐車可 能なようなスペースを作って、そこから歩いて道の駅にというような、そう いうイメージでございます。 それですね、どうしても費用対効果ということでございますけども、民 陶むらまつの時期であるとかですすね、そういった祭りのときにすね、今 年も今の左のスペースで販売等をされておりましたけども、そういったもの のときに臨時的にすね、こういった形式でここに入居していただくかは、 今後の検討課題でございますが、そういった導線の中で、途中で第2販売所 を設けることですね、そういった費用対効果を今後上げていくような計画 をしていきたいと考えております。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	梶原文明議員と一緒に道の駅の、53ページの道の駅第2販売所設置事業 についてなんですけども、1つの計画案としてすね、このような形がある かなと思うんですけど、土日になるとここの周辺はほんとバイクの方であ ふれかえってすね、もう少し多方面から見て、計画をもっと練ったほ うがいいのではないかなという考えがありますけども、どう思いますか。
議 長	農林観光課長補佐
農林観光課 長補佐	そうですね、やはり土日の中ですね、やっぱりバイクの数が多くて、ち よっとこの診療所に入るすね、空いた道にも停めてあるというような状況 もありますし、地元の方もすね、そういった話をする中で、やっぱり地 元車両をまず優先として通行できるように、何とかバイクの駐車等も考慮で

	<p>きないかということで、今回この診療所に行く道の右のブルーラインを設けておりましたですね、そちらのブルーラインはバイクの駐車等をしないようなですね、そういった考慮も計画していきながら、今後計画をしたいと考えております。</p>
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>新設というかですね、結局置き場所がないとかですね、ここが店舗だったり歩道だったりというものが、もう固定化されてしまうこと自体がですね、この3, 100万の予算で本当にいいのかどうかということが、今、まだ判断しづらいと思いますので、今後もっと議論した中で計画を進めていったほうがいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長補佐
農林観光課長補佐	<p>議員のご指摘のとおり、こういったものを土台としながら、今後そういった協議も煮詰めていきながら、一番いい使い方をできるように、今後協議をさせていただきたいと思います。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>関連質問です。 柳瀬議員が主張される部分を、もし実現していく方向であれば、この過疎債というのは使えないということではよろしいでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>財政の話になりましたので、私のほうで。 過疎債の該当については、協議の中で、当初梶原課長のほうから説明がございましたが、手狭になった道の駅の販売所の拡充として第2販売所をつくるという話と駐車場をつくる、駐車場のみであれば過疎債の事業として該当がないという部分で、販売所をつくるという形で、今のところ事業としてはですね、落ち着いております。 柳瀬議員の言われました、バイクをきちんとトラブルがないようにだとか、そういった部分の配置とかですね、導線の検討については、まだ正式にすべて決まっているわけではないということで、この分については検討の余地があるという回答だったと思います。 販売所についての面については、今のままでいくということであれば、過疎債の充当については協議は終わっておりますので、大丈夫という形で答弁をさせていただきます。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう1つお伺いしたいんですが、もしこの店舗をつくらない場合、要は過疎債を使わず村の一般財源のみでつくと、舗装のみという場合においては、大体どれぐらいの試算が出ているのでしょうか。</p>

議 長	農林観光課長補佐
農林観光課長補佐	工事費につきましては、この店舗を省いた分です、現在植え込み等の撤去等も含めまして、2, 200万ほどの工事費を見込んでおります。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>私もこの関連なんですけれども、最初は駐車場をつくるという話で、あそこを撤去して駐在所を移転させたわけですね。</p> <p>それで補助金を貰うために店舗をつくと。この店舗をつくってもおそらく、確かに民陶祭の間は必要かもしれませんが、それ以外にここで、わざわざ別個で販売するほど、そんなに今集客はないと、私は見ているんですけど。私も時々野菜とか持って行っておりますので。</p> <p>先ほど長澤議員が言われたように、これをつくるためにわざわざ補助金を貰うと、こういうのはちょっとおかしくないですかね。</p> <p>最初前の、それこそ話を蒸し返して悪いんですけども、駐在所移転でもそうでしょう。県がするはずなのをわざわざ村がお金を出してして、またこういうふうなことをして、やはりもう少し計画性をもって、この駐在所を移転するときに、じゃあ、何でここまで考えて駐在所移転のことを考えなかったか、いうふうな話になると私は考えるんですけど。その辺はどのように考えておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まずは駐在所移転につきましては、議会の承認を得まして移させてもらったわけでございますけれども、これにつきましては、賃借料が一月8万なんぼとあって入って来ますので、実質的には村のほうとしては、負担的には、将来にわたってはですね、なくなるものと考えております。</p> <p>ただ、この移転をするときに、どうしてもやはり道の駅の駐車場が狭いということで、役場の駐車場等の活用も考えて、今回駐在所の移転を行ったということでもあります。</p> <p>それで、あとこの計画につきましては、導線の話でありまして、駐在所の跡地につきましても余裕等が若干ありますので、その辺りを有効活用して、一時的な土日でも販売をできるような店舗等を考えたらいんじゃないでしょうかということですね。</p> <p>しかもこの店舗等をつくることによって過疎債等が使えれば、例えば今、農林観光課長補佐が言いましたように駐車場をつくるだけで2, 100万、そうしますと、大体店舗が1, 000万ぐらいなるんですかね。それで過疎債が使えるということであればですね、3, 000万にいたしましても約900万等の、村としては出費で終わるということです。</p> <p>したがって、これがまだこういったところに店舗をつくるという位置的とかですね、そういったことについては、今後もう少し見直し等も行いながら、</p>

	計画的には道の駅のさらなる活性化のためには、そういった整備を行っていきたくて思っております。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>確かにですね、補助を貰わなければ2,000万ほどのお金がかかるということではございますけれども、ほんと将来のことを今、村長が言われましたけど、こういった店舗はどこかの道の駅でもありますし、他の直売所みたいなところもあります。こういった店舗がですね、別に本館と離れたところに。</p> <p>でも、普通よほどの行楽シーズンか何かでないと、ほとんど閉まっている状態が、私はどこでも見受けられると思っております。</p> <p>ですから、これつくったからと言って、道の駅の費用対効果にはならないと、私は考えるわけですね。</p> <p>ですから、せっかく先ほど城補佐が言われたように、大型バスとかを停められるのであれば、わざわざこういうはっきり言って余計なものをつくらない、きれいな駐車場をつくってみたらどうかと、私は考えますけど、そのところ、やはり村のお金が要るから補助を貰うということで、こういうことを考えたんでありましようけれども、ちょっと無理があるんじゃないかなと、私は考えますけど、そのところはいかがでしょうか。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>今回、この3,100万円という予算を計上しておりますのは、県のほうとの協議もあってですね、この過疎債というのはどこでも使えるわけではなくて、過疎地域に限定して、しかもそれがいろんな県内からもですね、希望がある中で、やはりしっかりこれが必要だということで、なかなか確保できないものを確保するというのも、1つの事情としてはございます。</p> <p>それでこの店舗をどれぐらい使うかということもありますけれども、今試算しているところでは概ね700万円ぐらいとも上がっておりまして、この店舗をじゃあ、どういうふうなことでですね、有効に建てるかということも含めましてですね、良い形でできれば、過疎債に採用できればですね、交付税措置で7割、財源からいうと交付税措置されます。</p> <p>そういうものを有効活用しながら、かつ駐車場としてですね、実質的にはかなりの財源をここに、駐車場整備としても使えるわけですから、一番いい形でですね、駐車場の整備と店舗としても適切な規模で有効利用できるようなものをつくっていければと、村のために財源的にも、費用対効果の面でもなるのではと思います。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	副村長、そういうふうだね、すぐお金が下りてくるとか、そういうことを必ずあなたは言いますが、ね、私に言わせればね、これ見たときに、こういったものをつくるよりも、村民の方は小石原のほうに、民陶祭のときとか

	<p>テントを立ててますよね、個人で。そういった人の販売所を、そういうふう に考えたほうがよっぽどいいと私は考えるんですよ。</p> <p>そうすれば、ここはこれだけのあれだったら、要するに秋祭りじゃないで すけど、両側におそらくテントはかなり立てられると思いますよ。そういっ たほうがよっぽど村民の方は喜ぶと思うんですけどね。</p> <p>これがもう道の駅のものだということであれば、一般の方は何も、結局出 すのは出せるけど、普通にそういうふうの販売とかできないでしょう。</p> <p>そういうふうには、必ずお金があるから、お金が下りてくるからということ をすぐ言いますが、そうじゃなくて、村民が本当にこれを望んでおるのか ということ、もう少しちゃんと調査をしてするんであればいいんですけど、 ただ、お金が貰うのが有利だからと、そんな話ばかりじゃ、本当の村 民のためにはなっていないと、私は考えておりますけど、いかがですか。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>まず、テント等を使うということにつきましてもですね、この施策と併用 してですね、良い形にできればと思いますし、この施策自体は元々駐車場を やはりここで整備したいという目的はございますから、その主な目的を村と して実現するためにですね、一番いい形として、どういうものが村のため になるかと、財源面も含めてですね、財源だけというわけではなくて、駐車場 整備というのがどういう形で財源も負担なく、一番良い、村にとって良い整 備ができるかという観点から計画をしていけたらと思っております。</p>
議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>52ページ、2款1項18目木質バイオマス導入基本設計委託料等です ね、これについてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。</p> <p>木質バイオマス導入可能性の委託事業がありまして、その私、委員にもな っておりました。これについて、本当に木質バイオマスが可能なのかなとい うような検討をしてきておりましたが、このときの委員のときにも、最終的 にこれはやめることも可能じゃないですかと、そういうことも検討の中でい いんですけど、これ県補助がありましたので、県の補助の中で、県もそれは どうしてもできない場合は、それはそういうことも可能ですよねというよう なことで、意見を聞いております。</p> <p>それで、今回こうやってまた、今度はストックヤード等ですね、基本委 託料、設計するのに委託料等予算が出ておりますけども、本来この木質バイ オマスを、これはいずみ館の話ではからいずみ館の中にやって、本当にこれ が事業としてプラスになる物か、また確かに木材のですね、供給だ、森林を 保護すると、いろんな大きい方面の話はあるかと思っておりますけど、可能性とし てこれを変えても、付け焼刃的な感じになってですね、長くこれが可能な事 業なのかということに関して、非常に不審に思っておるところなんですよ。</p>

	<p>それで、私委員でありながら、ちょっと最終答申をですね、記憶にないんですよ。最終答申がどうなさいと、どうしたがいいんではないですかという最終答申をですね、私自身の中では記憶にないので、まずそれを教えていただけますか。</p> <p>先生一生懸命頑張ってください、答申を出されております。その答申を私が覚えてないのが悪いのかもしれませんが、どんなだったかを、まずお願いしたいと思います。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>答申と言いますか、具体的にはですね、こういった木質バイオマス利活用の可能性調査の報告書ということを出させていただきまして、これをもって委員会の報告とさせていただきます。</p> <p>その中の一番終わりのほうにですね、今後の方向性、82ページにあたる場所にですね、この報告書の一番大事なところが出ているところです。</p> <p>そういう中ではですね、薪ボイラーに限定した話では最初ございませんでしたので、チップとかいろんな可能性を考える中で、薪ボイラーの導入であれば事業効果は薄いけど、経済性は薄いけどというような、ちょっと若干強く導入を進める内容にはなっていないんですが、その後の内容の中でいろいろな考え方がございまして、このいずみ館に薪を導入するだけの話では、そこまで事業効果はないんですけども、全体に森林の整備等を考えた場合には、そういったことを事業をすることについては、一定の方向としてはいいんじゃないかというような内容になっております。</p> <p>これちょっと、なかなか事業効果についてのもので、ご説明が、ちょっと数字がたくさん出てまいりますので、なかなか説明しにくいような状況ですので、一応資料を作ってみました。</p> <p>もしよろしかったら、これを、配布をさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>事前に見ていますので、許可します。</p> <p>2番 伊藤均議員</p>
2 番	<p>資料は後でまたいただいて、意見は申し上げたいと思いますが。</p> <p>その答申というか報告の中にもですね、結局いずみ館にしても、こういうのはあまり効果はないけど、というようなお話が出ておりますよね。</p> <p>その中で、あとの森林保護とかいろんなものについての云々が、たぶんそれは書いてあるんだと思います。</p> <p>ただ、事業効果としては元々ないと、ないと言ってないけど、薄いというようなことで言われておるものをですね、どうも着々と何かもう答えが出たみたいに進めること自体がね、僕はおかしいんじゃないかと。</p> <p>金額的にはそれは大したことないかもしれませんが、320万ぐらいですから。</p>

	<p>その前に県のほうで490万使って、そういう調査をしています。やめるといふことに関しても、最初から僕はそういうこともありじゃないですか。調査はしましょう。できるのか、できないのかと。おまけに今度は大きな災害が起きておると。またリソースフォレストの木材のあれもできた。</p> <p>そういう中で、可能性が継続的にできるか、できないか、そういうものを考えてですよ、まず、大体補正に出すはずですよ。出すべきだと。</p> <p>これはもう補正に出して、どんどん、どんどん作ることもありと。全然答申的な話をですね、踏まえてないというように思いますけど。この辺はいかがですか。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>先ほど言いました事業効果が薄いというよりも、経済性が低いというようなことで、事業効果自体についてはですね、報告書の段階ではまだ災害等がございませんでしたので、災害等のことは一切書かれておりませんが、今回大量に流木も出ておりますし、また、先ほど梶原議員さんのご質問で、切り捨ててある間伐材ですかね、あれ年間にかんりの、切り捨て間伐の50haぐらいですか、中に出てくるのは、幅がちょっと雑ですけど、500から1,000m²ぐらいですね、の林地残材というか、切り捨てられたものがございます。</p> <p>こういったものをうまく活用していく仕組みとしてみれば、非常にトータルで見れば、経済性もそうですけれども、事業効果としてもですね、高いものになるのではないかと考えているところです。</p> <p>それにつきましては、今から配布ができれば、その資料に基づいてご説明ができたと思うところでございます。</p>
議 長	資料の配布を認めます。 (資料配布)
議 長	続けて説明をしてください。
企画政策課長	<p>お手持ちのところの上段のほうのですね、いずみ館に薪ボイラーを導入したときの効果ということで、今、いずみ館のほうではですね、化石燃料、LPガスのほうを年間330万円余りの燃料費を使っているところです。</p> <p>これを薪ボイラーに置き換えますと、大体似たような金額になりますけど、年間10万円ほどのですね、経済効果になるということで、これが薄いというところの話でございます。</p> <p>中身を見ますとですね、その下のほうに書いておりますけれども、従来のものでしたら、336万7千円余りは村外に流出する金額でございまして、それを薪ボイラーに置き換えると、村内で循環する金額が170万ほど、村内で循環する金額になりますよというようなことでございます。</p> <p>じゃあ、誰がですね、この薪を供給してくれるのかというような話が、下</p>

の木の駅事業による経済効果試算というような内容になっているところがございます。

この木の駅プロジェクトという名称があるみたいなんですけど、急に東峰村で付けた名称じゃないんですけど、全国でそういった木の駅プロジェクトというようなものがございます、地域における木材の流通とか加工等を行うことを目的とした組織ということでございまして、その木の駅のほうでこういったものを供給するようになれば、さらなる効果が生まれますというのが、その表の内容でございます。

今、いずみ館の話をしましたけど、いずみ館については73tぐらいしかですね、薪は使わないことになりますので、置き換えた場合の話ですけど。

ただ、リソースフォレストのほうになりますと、1,142t、これはちょっとまだ現実には571tしか使っておりませんが、いずれここはラインを2つに増やすというようなことでもございましたので、遠くない将来におきましては、この1,142tまで使われるのではないかと想定しているところでは。

宝珠の郷につきましては、今回入れ替えたばかりということだったので0にしておりますけれども、こちらのほうも将来的には50tぐらいは可能ではないかと想定しております。

そういうふうな形で、実際にそこには1,500万程度弱の経済的なものが生まれるというような、需要があるというような内容になっております。

それを供給するためBのところになっているんですけども、購入するために720万ほど。それからもし災害木と言いますか、流木等が使えれば、それをただで入ることになりますので、そういったことで、購入金額で700万程度。

人件費がもちろんかかりますので、1日処理量として、1人で3㎡ぐらいは処理ができるということですので、8,000円とした場合の人件費で合計費用が1,100万ぐらかかりますけど、差し引くと300万ぐらいの収益が生まれるということでございます。

この中で一番大事な話としては、その下の現状、村外に流出する金額がですね、先ほど言いましたいずみ館だけでも330万円余り、もしと言いますか、リソースは既に他のところから購入をしているんだろうと思います。東峰村からの供給というのはちょっと聞いておりませんので、その分が1,300万余り。

それから、もし流木を、先ほど500tぐらいの流木を供給に入れておりましたけれども、これが薪として使った場合には、その分流木の処理費が要りませんので、そちらのほうは1,200万円余りで、合計すると3,000万余りですね、金額が今外に出ているということになるかと思っております。

その木の駅を導入すればですね、そこに書いてあります原木の購入費とか収益1,500万余りがですね、村内で循環するという仕組みでございます。

一番肝心なことを入れてないじゃないかということで、施設の減価償却はどうなっているのかということが一番左に書いてありますけれども、仮にもし木質ボイラーの施設が5,000万円かかったとすればですね、国の補助で3分の2、これはまだ通るかどうかもまだ分からない話ですけども、申請すれば3分の2は出ますので、その3分の1が過疎債の適用になりますので、その内の後年度に交付税で戻ってくる分があますので、大体1割程度の負担で、施設のほうは整備できるんじゃないかと思っているところです。

これをちょっとひっくり返していただきまして、先ほどの木の駅プロジェクトのイメージ図でございます。真ん中に木の駅プロジェクトということで、流通加工する組織をつくれればですね、住民の方は気軽に、先ほど言いました林地残材とかいうのを木の駅のほうに持って来ていただいて、そして代金を支払うと。

この取り組みは全国でも何カ所か既に動いているような話なんですけど、合言葉として「軽トラとチェーンソーで晩酌をしましょう」というような合言葉の中で、木を集めているようでございます。

実際に木魂館ということで、南小国町の木魂館のほうはこの仕組みで、100%燃料の確保をしているというようなことを聞いております。

それから、横の災害木というふうにあげておりますけれども、こういった木もまだ残っておりますので、そういったものも木の駅プロジェクトのほうでいただいて、流通に、いろんな所に使うと。

これは先ほど言いましたように、メリットとしては、今かかっている費用は、大体泥が付いたり、根っこがいろいろありますけれども、処理費としては大体トンで2万5千円ぐらいかかっているようですので、木の駅プロジェクトに出せば出すほど、そういった経費の節減につながるメリットがあるかと思えます。

それから、リソースフォレストにつきましては、原料の安定確保と県産材の確保等があるかと思えます。

それからいずみ館につきましては、ここの部分がちょっとメリットが薄いと。

すみません、長くなっておりますので。

その部分がメリットが薄いというような部分ですけども、トータルで見ればですね、ほんと先ほどから出ております林地残材ですね、切り捨て間伐の有効活用等を考えればですね、長い目で見れば、そういったことは災害を抑止する1つの事業でもあるのではないかと思っているところでございます。

議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>長々とありがとうございました。</p> <p>しかしですね、この話はここです話じゃないでしょう。</p> <p>実質から言えば、この委託料を補正で上げる前に話す話でしょう。</p> <p>なんかこの調査をしました。そういう答申に出ました。じゃあ、今度これをやりましょうと。委託料を、それも補正で。何の共有もないじゃないですか。</p> <p>なんかそうやって1つ終わったら、そのまんま着々と出していけば通るんでね、補正に出して通ってもね、いう話と一緒にじゃないかと思うんですよ。</p> <p>それから、この中身については、随分私の計算から言うと合わないところがいっぱいあります。そういう小さいことを言ってもですよ、時間のロスでやめますけども、考え方として村長、何かこれ委託料に、ただ調査を試みてくださいよと。結果がどうなりました。これをこうやりたいですよという話は、全くないわけですよ。</p> <p>補正でポンと基本設計委託料とか何とか出てきよるですよ。これはちょっと執行部のやり方が、これは違うんじゃないかなと思います、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり事業を起こす、それから執行していく、そういった段階ではですね、議会のほうとも全協なり説明をさせていただいて、進めなければならぬと思っております。</p> <p>そういったところが今回なかったということであればですね、お詫びを申し上げたいと思っておりますけれども。</p> <p>先ほど説明しましたように、村のためになることであればですね、説明不足のところはありましたけれども、ひとつそういった観点に立っていただいて、ご起立をいただければと思っております。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>ですから、この事業については効果が薄いと、私は思っているんですよ、実質。</p> <p>これ10年先になったらプラスになると。10年先に、じゃあ、そういう持って来きる人がおるんですかと、どんどん、どんどん減る中で。10年先したらもうある程度ですね、今軽トラックを運転している方も、もう俺は死ぬるばい、といったような言葉も出ることもありますよね。</p> <p>一番頑張っただきよるのは、今60歳以上、70歳代の方ですよ。10年したら80歳ですよ。車の免許、なくなりますよね。</p> <p>そうしたことから、将来ことを考えたら、今これを導入すべきなのかと。効果は、僕は、私自身はですね、薄いと。特にまた筑前町にもこういうもの</p>

	<p>ができます、バイオマスがですね。その中で、無理やりいずみ館でストックヤードというのをやること自体が本当にいいのかなと。</p> <p>ただ、私が今日言っているのは、こういう着々とできたようなものを、すぐ話が進んだようにして進めていただくのはいかがかなと、いうことをまず一番に言いたいところですけども、そういうことも私は思っております。</p>
議 長	<p>今のは、答弁は要らないんですね。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8 番	<p>間伐材とかいろんなものの有効活用については、私も一般質問で出した経緯がありますが、やはり同僚議員が言うようにこの問題については、搬出の問題、それからストックヤードの問題、それからいろいろと問題があります。</p> <p>ですから、先ほど村長、答弁されたように、これはやっぱり議員ときちんと協議した中で、どういうふうなことが、あり方の問題です、これは。</p> <p>ですからやっぱり継続、持続的にこれができるかどうかというのは、確かにいろいろ問題があるからですね、そういうところは、これは特にもう1回議員と話をしたらどうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり説明不足というところもあるかと思しますので、それにつきましては、今後ですね、議員の皆さん方と協議をさせていただきながら、この件については進めていくということで行いたいと思います。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>52ページ、一般管理費の中の14節宿泊施設借上料ということで、これは何カ所の借上げで、何人ぐらい配置しているのか、そこのところをお知らせください。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>現時点で申しますが、今のところはですね、借上げとして使っている部分については、費用のかかる分については、今、ぽーん太の森を7棟お借りしている分で、それぞれ1部屋、1棟に1人という形になっております。</p> <p>あと日田のほうにですね、レオパレスという家具とかいろいろ揃っているアパートがございます。ここの部分を今日田で7部屋、これはワンルームになりますけど、7部屋をお借りしているところです。ここについても1部屋に1人という形でしております。</p> <p>あと費用のかからないというか、その出ない分については、今、小石原の教職員住宅に1名と、地域おこしさんの住宅が空いている分がございましたので、そこにちょっと1カ月だけですね、入っていただいているということで、合計しますと16の部屋を利用しているということになっております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員

7 番	<p>同じく52ページ、財産管理費の中の13節委託料の中で、すみません、先日私聞き逃したのかなとも思うんですけど、イルミネーション委託料ということで100万円上がっておりますけど、申し訳ないですけど、もう一度説明をしていただきたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>イルミネーションの委託料につきましては、場所については岩屋駅前のモミの木だったですかね、20年近く前に一度JRとともにイルミネーションをした経緯がございますが、その部分について、やはり災害からですね、前向きにやっていくためのシンボルとして、また、一番災害の大きかったところということですね、そのモニュメントじゃございませんが、その鎮魂とかですね、そういう部分の意味を込めましてですね、イルミネーションをしたらということで、これについては、自民党の福岡県連さんのほうからですね、アイデアというかご意見というか、そちらからいただいた見舞金というか、寄附金をですね、ぜひ、そういうことに使ってほしいという意向がございまして、それにお答えするような形で、村の考えとそちらの寄附という考えがですね、合致したということで進めている事業でございます。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>まだ私、行ってないです。これはもう現在ついているんですか。 (「ついてないです。」の声あり) それでいいです。 そのイルミネーションが、岩屋のほうで確かに災害が大きかったから、つけてくれるのはいいんですけども、本当に東峰村は暗いですよ、どこ行っても。 ですから、同じやるのであれば、もう少し大きく事業を、逆に、私に言わせれば、大きくやっていただきたいと。こんな岩屋地区だけじゃなくてですね、もう少し、例えば役場前からずつつけるとか、そういったふうな考えはなかったですかね。 確かに寄附金だから、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、するのであればやっぱり大きくしたほうが、東峰村も明るくなるんじゃないかと、私は考えておりますけど、そのところはどのように考えますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の前向きな発言等もありますけれども、やはり今回の場合は、先ほど総務課長が説明しましたように、一番犠牲の大きかった、災害の大きかった、しかも鎮魂的な形で自民党県議団のほうからの了解も得てやることでございます。 イルミネーション、結構やっぱり高いですので、災害復旧費等のほうにもですね、そういったところはやはり使っていきたいと思っておりますので、</p>

	役場近辺云々ということは、ちょっと考えていないところであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>関連質問です。</p> <p>イルミネーションについてなんですけども、岩屋の鎮魂ということで、おそらくこれつけることになるとメディアに露出というか、報道されることになるとかだと思います。</p> <p>そういった部分で外部の人が夜間点灯中に来られるということで、まだまだ岩屋地区の復旧・応急工事というのが進んで、応急は進んでいるかもしれませんが、復旧は進んでない中で、安全性といった部分、あとは警備といった部分、あと駐車場、車で来られた方の対応というのは、何か考えられているのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>事故の起きないようなですね、橋が落ちているとか、それからまだまだ応急・復旧のところでありますので、多少は危険なところがあるかと思えますけれども、それはやはり村としてじゃなくて、村は村としての安全対策はやりませけれども、あとにつきましては、やはり自己責任という形でやっていただかないと、これはちょっと村が警備員まで立てて云々というようなことには考えておりません。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>最後に、先ほどバイオマスと、この道の駅の駐車場の問題が出ておりました。</p> <p>この地域新エネルギー導入事業と、この下の観光施設管理費と、この2つはですね、本当に先ほど村長、自分もおっしゃられましたように、説明不足と認めております。</p> <p>この2つは、今度のこの予算の補正予算から外していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時05分)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時10分)</p>
議 長	村長
村 長	<p>その件につきましてもですね、議員の皆さんと協議後に執行はさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>歳入の部分について、お尋ねします。</p> <p>50ページ、寄附金で、先ほども寄附金の部分の質問がございましたが、</p>

	<p>先月 11月に東峰学園中学部のほうから子ども議会ということで、いろんな質問が来ました。</p> <p>その中で、災害にあたって、いろんな寄附金をいただいている、村にですね。いろんな方々からご寄付をいただいているということで、それが災害に対して、どういうふうに使われているのか、というような質問がありました。</p> <p>それは今後村と協議して、使われていくんだということで回答はしておりますが、そういったところ、村としては現状、どういうふうはこの一般寄附、若しくはふるさと納税という部分を、今後の復旧・復興に使っていくのかをお尋ねします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>寄附金についてはですね、一般寄附金またはふるさと納税も、要するに一般行政に充ててくださいという形の目的でいただいている部分につきましては、災害復旧または復興にかかる費用に充てるということで、これについては、一般財源と同じ扱いでございますので、いわゆる消費税の福祉財源ではございませんが、これのためにこの事業を計上しますという言い方は、たぶんできないと思います。</p> <p>実際に行ってきた部分で、この費用について、やっぱこれだけの復興・復旧を行いましたという形の説明でしか、しょうがないかなというふうに思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>やはり寄附された方々がどういうふうに使われたのかというのは、すごく気になる部分かと思えます。</p> <p>そういった部分が項目として多少なりとも上げれるのであれば、復興・復旧の報告という形も取れると思えますし、そういった部分の公表をですね、ぜひしていただいて、皆さんからいただいたお金、ご寄付がこういったことに使われたという報告をですね、ぜひともしていただきたいと思えます。いかがでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>内容につきましてはですね、たぶん予算書での説明は難しいかなと思います。決算書等でですね、随時こういった事業で復旧・復興を行っております。皆様の寄附金でできましたという形で報告できればというふうに考えております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>54ページ、9款1項3目消防施設費の中のその他委託料で、防災予測システム導入ということでお話を聞いておりますが、この防災予測について、どういった形で村民の方に予測が知らされるのでしょうか。</p>
議 長	総務課長

<p>総務課長</p>	<p>住民への広報手段という形であれば、1つは、やはり防災無線を使うという形になります。</p> <p>もう1つは、ケーブルテレビですね、こちらのほうが、今、移行途中ということでハイビジョン化をしております。また、今度の段として文字放送ですね、データ放送を行います。</p> <p>ですので、そういった中で、データ放送等やテロップで状況をお知らせする。また、このシステムについては、事前にいろんな状況を設定した中の閾値、イエローライン、レッドラインを作った中で、その情報が来たときに、自動的に通知するということまではシステム上できませんので、それがアラート等で、今のパソコン等で表示され、それをすぐエリアメール等もございますけど、そういった部分で情報として発信できるようにですね、そういうシステム化と言いますか、要綱等でですね、きちんとそういうものに落ちがないようにですね、していきたいというふうに思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>5 番 高橋弘展議員</p>
<p>5 番</p>	<p>災害時にどれだけケーブルテレビが活用できたかという、早い段階で村は停電となっております、そういった部分使えていない現状があるかと思えます。</p> <p>防災無線についても大雨時はなかなか聞こえないという部分があるので、ぜひ、様々な媒体、例えば携帯電話であったり、それも電波が届かなくなったという最悪の事態もありました。いろんな範囲を考えて検討していただきたいと思えます。</p> <p>回答は要りません。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>ないようですので、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>採決します。</p> <p>議案第34号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
<p>日程第6</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第6 議案第35号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)について」を、議題といたします。</p>

	<p>説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第35号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>次に、日程第7 議案第36号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第36号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議 長	<p>次に、日程第8 認定第1号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p>

	<p>日程第9 認定第2号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第10 認定第3号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第11 認定第4号「平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>は、決算審査特別委員会に付託をいたしました。</p> <p>決算審査特別委員会、委員会報告書をお手元に配布しております。</p> <p>それでは、決算審査特別委員会の委員長の報告をお願いいたします。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>それでは、決算審査特別委員会委員長報告をいたします。</p> <p>平成29年第8回東峰村議会定例会、12月11日本会議において決算審査特別委員会に付託を受けました件について、会議規則第76条の規定により審査結果を報告いたします。</p> <p>付託を受けた案件は、</p> <p>認定第1号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第2号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第3号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第4号「平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>以上の4件でありました。</p> <p>審査期日は、平成29年12月12日、13日、14日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。</p> <p>審査の結果は、原案どおり認定するものと決定いたしました。</p> <p>決算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも、併せてご報告します。</p> <p>以上、付託を受けました案件について、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、決算審査特別委員会委員長の報告がなされました。</p> <p>認定第1号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第2号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>認定第3号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p>

	<p>認定第4号「平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>一括して採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定をいたしました。</p>
日程第12	
議長	<p>次に、日程第12 請願第2号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、議題とします。</p> <p>紹介議員、柳瀬弘光議員の説明を求めます。</p> <p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1番	<p>請願第2号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」の説明につきましては、意見書(案)の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>1、子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。</p> <p>2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。</p> <p>日本はOECD諸国に比べて1学級あたりの児童生徒数や教員1人あたりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。</p> <p>自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ、不登校などの課題もあります。</p> <p>こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。いくつかの自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として、定数改善に向けた財源保障をすべきです。</p> <p>三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規</p>

	<p>教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。</p> <p>こうした観点から、2018年度政府予算編成において、上記事項が実現されるよう意見書を提出します。</p> <p>提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、内閣官房長官 菅義偉様、文部科学大臣 林芳正様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 野田聖子様。</p> <p>請願提出者は、福岡県教職員組合朝倉地区支部長 下田哲士様です。以上です。</p>
議 長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>請願第2号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定をいたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日関係省庁に提出をいたします。</p>
日程第13	
議 長	<p>次に、日程第13 閉会中の調査申し出を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生検証特別委員会、旧宝珠山小学校跡地有効活用特別検討委員会から、閉会中の継続調査申し出がなされております。</p> <p>これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>これを許可いたします。</p>
議 長	<p>次に、梶原文明議員より、発議第4号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書について」が提出されています。</p> <p>これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。</p>

	<p>ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 発議第4号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。 配布してください。 (発議第4号配布)</p>
追加日程第1	
議 長	<p>追加日程第1 発議第4号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書について」を、議題といたします。 提出者梶原議員に説明を求めます。 6番 梶原文明議員</p>
6 番	<p>発議第4号、平成29年12月14日、東峰村議会議長 大蔵久徳様。 提出者、東峰村議会議員 梶原文明。賛成者、東峰村議会議員 伊藤均。 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について 上記の事案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。 提出の理由 現在、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の特例により、国の負担率が嵩上げされているが、特例措置には昭和29年度末までの時限措置となっている。この法律が継続されなければ、地方に必要な道路整備予算の確保が厳しい状況となる。このため地方の道路整備財源を安定的に確保し、着実な道路整備の促進を図るため、国の関係機関へ意見書を提出する。 道路整備に必要な予算確保に関する意見書(案) 現在、道路整備事業において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっている。このままでは来年度以降補助率等が軽減されることとなり、道路整備に必要な予算が安定的に確保できなくなる。 このことは広域的な観光振興の発展や地域産業の活性化のため、村内の幹線道路網の整備を推進しているもののまだ道半ばの状況である。更に安心・安全の確保や地域づくりに多大なる影響を及ぼし、地域活力の低下を招きかねない。 よって国において、道路整備に必要な予算の確保に関する次の事項の実施について、強く求めるものである。 1、地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること。</p>

	<p>2、道路財特法による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。</p> <p>東峰村議会議長大蔵久徳</p> <p>提出先は、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、国土交通大臣 石井啓一殿、以上であります。</p>
議 長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第4号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定をいたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日関係省庁へ提出いたします。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があります。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>12月11日より本日まで、平成29年第8回東峰村議会定例会を開催いたし、慎重なるご審議を賜り、提案しました案件すべてがご可決いただきましたことに熱く御礼を申し上げます。</p> <p>また、一般質問におきまして、ご意見、ご提案等につきましては、今後十分検討を重ね、村政発展のため生かしてまいる所存でございます。</p> <p>さて、本年は、本村始まって以来の大きな災害が発生しました。そのよう</p>

	<p>な中、国、県、ボランティア等をはじめたくさんの人々の温かいご厚情をいただき、たいへん勇気づけられた年でもありました。</p> <p>新しい年は災害復興が最優先の取り組みとなりますが、私たちは支援をいただいた方々の感謝の気持ちを大切に、村民の皆様一人ひとりが元気で、明日に向かった生き生きとした生活を構築していかなければならないと考えております。</p> <p>年が明けますと1月4日はいずみ館におきまして、新成人23人を対象に成人式を開催いたします。フレッシュな若者たちに祝福と応援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>また1月7日には宝珠山グラウンドにおきまして、東峰村消防団出初式を開催いたします。消防団に対する激励につきましても参加のほどと合わせてお願いを申し上げます。</p> <p>終わりに、これから年末年始に向かうおり寒さも一層増してまいります。議員の皆様におかれましては、健康には十分留意され、良き新年をお迎えくださいますようご祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、平成29年第8回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(12時29分)</p>